

Campus Life

— 学生生活ガイド — '16



公立大学法人

大阪市立大学

OSAKA CITY UNIVERSITY

建学の精神

今や大阪市が市立商科大学を新たに開校せんとするに当って、よく考えねばならぬ事は、単に専門学校の延長を以て甘んじてならぬ事勿論であるが、又国立大学の「コピー」であってもならぬ。固より大学と言う以上は単純なる職業教育だけでは満足が出来ぬ。学問の研究が中心であると共に、その設立した都市並に市民の特質と、その大学の内容とが密接なる関係を保つべきことを忘れてはならない。其設立都市の有機組織と其都市の市民生活の内に市立大学が織込まなければならない。併し決して市民に迎合せよと言うのでもなければ、早く間に合う卒業生を送出せよと願うのでもない。若しそれだけの目的ならば専門学校で沢山である。市民の市立大学である以上、其の所在都市の文化、経済、社会事情に関して、独特の研究が遂げられて、市民生活の指導機関となって行かねばならぬと思うのである。大阪市立大学は学問の受売、卸売の市場ではない。大阪を背景とした学問の創造が無ければならない。此の学問の創造が学生、出身者、市民を通じて、大阪の文化、経済、社会生活の真髄となって行く時に、設立の意義を全くするものである。

（関一「市立商科大学の前途に望む」『大大阪』第4巻第4号、1928年）



関一（せき・はじめ、1873～1935年）は、東京高等商業学校教授（現・一橋大学）から大阪市助役、のちに第7代大阪市長となった人物で、1928年の大阪商科大学設立時の市長です。御堂筋や高速鉄道（地下鉄）その他、都市政策の専門家として多くの業績を残し、学者市長として知られています。市立商科大学開校に当たって述べた上記の文章は、今日の大阪市立大学にも通じる理念として受け継がれています。

新入生の皆さんへ

大阪市立大学長

あらかわ てつお
荒川 哲男



新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

私たち大阪市立大学教職員一同、心より歓迎します。

大阪市立大学は、1880年に創立され、本年（2016年）で136年にわたる歴史を重ねるわが国最初の市立大学であり、大阪市内に位置する唯一の総合大学でもあります。本学は、これまでに、数多くの一流企業人や研究者を生み出しています。医学研究科を卒業された山中伸弥先生がノーベル医学賞を、また、理工学部で教鞭を振るわれた南部陽一郎特別荣誉教授はノーベル物理学賞をそれぞれ受賞されています。産業界では上場企業の会長、社長をはじめ重責を担われているOBを輩出してきました。皆さんには、夢と誇りを持って先輩に近づき超えていって欲しいと願っています。

大学生活は、高校時代のような周囲に準備された環境の中、単にやり遂げることだけに集中できた時期とは異なり、自らの意思により、受講科目をはじめ多くの事柄を選択と決定しなければなりません。そこには責任も伴いますが、こうした経験は確実に大学生活を豊かにします。勉学はもちろん、課外活動、海外留学体験などの興味のあること、やってみたいことに挑戦していく姿勢により、自信につながる経験を積み重ねてください。その積極性を受け入れる環境を大学は準備していますので、様々な経験を通し、自主性、コミュニケーション能力、自己管理能力を養ってください。

本学は、高度情報化社会、グローバル社会などの日々変わりゆく現代社会に対応し、その中で大きな役割を果たしうる人材育成を行っています。大学生活をスタートしたばかりの皆さんですが、今一度、進学した意義や大学生活での目標を確認し、自分に何が必要かを考え、可能性や視野を広げる努力をしてください。

本学で学ばれる学生には、伝統的に自由な学風の中で、将来の進路、ふさわしい職業を選択していくにあたり、教育、研究、地域貢献を通して多くを学び、また良き師や仲間と出会い、人として成長するために、大学を大いに活用してくれることを期待します。また、何事にも好奇心やチャレンジ精神を忘れずに取り組んでください。可能性は無限大に広がります。大学生活が充実した有意義なものとなることを心より願っています。

Campus Life ー 学生生活

学長の挨拶	1
目次 (CONTENTS)	2
年間行事予定表	4

< 学生生活 >

各事務室のご案内	6
学生証	10
通学証明書・通学定期券・学割	11
学内掲示板	12
学生用掲示板	13
全学認証システム・全学ポータルサイト・OCU メール	14
各種証明書の発行	16
遺失物・拾得物	17
自転車登録	18
指定駐輪場マップ	19
経済的支援制度 (授業料減免・分納制度)	20
(日本学生支援機構奨学金制度)	21
(本学独自の奨学金制度・短期貸与奨学金制度)	24
(公的団体や民間団体の奨学金制度)	27
学生教育研究災害傷害保険 (通称: 学研災)	29
学研災付帯賠償責任保険 (通称: 付帯賠償)	30
学研災付帯学生生活総合保険 (通称: 学研災付帯学総)	32
外国人留学生支援制度	33
海外留学制度	34
ボランティアセンター “ボラカフェ”	35
学術情報総合センター	36
共用施設	38
学生なんでも相談窓口	39
障がい学生支援室・障がいのある人に会ったら	40
白馬セミナーハウス	42
キャンパスメンバーズ制度	43
アルバイトの紹介	44
住まいの紹介	45
大阪市立大学杉の子保育園	45

< 課外活動 >

課外活動団体に入りたい! 作りたい!	46
課外活動団体一覧	49
課外活動関係施設	53
課外活動団体の諸手続き	55
課外活動時の事故被災直後の対応フロー図	57

< 就職 >

進路・就職支援	58
大阪市立大学の就職状況	60

ガイドー 16 CONTENTS

＜保健＞

保健管理センターと健康診断	62
感染症における出席停止と手続き	63
カウンセリング	64
授業中の障害事故	65
障害診療指定医療機関	67
AEDを使用した救命処置の流れ	68
AED・担架・救急箱 設置場所マップ	69

＜諸注意＞

キャンパスマナー・交通マナー	70
キャンパスでのごみの分別	72
学生の飲酒	74
薬物乱用防止	75
ハラスメント	76
多重債務	77
インターネット利用上の注意	78
インターネットトラブル・悪徳商法・クーリングオフ制度	79
勧誘活動を行っているカルト団体に要注意	82
盗難に注意	83
安否確認システムの登録	84
災害発生時の対応	86
学内での避難場所	87

＜施設案内＞

杉本キャンパスマップ	88
阿倍野キャンパス・梅田サテライトマップ	90
(杉本キャンパス) 本館地区 部室・課外活動関係施設配置図	91
(杉本キャンパス) 旧教養地区 部室・課外活動関係施設配置図	92
(杉本キャンパス) 学生ホール・グラウンドハウス・スポーツハウス略図	93

＜資料集＞

本学の沿革	94
組織図・大学の規模（学生数）	95
白馬セミナーハウス規程	96
学内掲示広告規程・大阪市立大学の組織に関する規程	97
課外活動団体設置に関する基準	98
課外活動関係施設使用規程	100
体育館規程	103
スポーツハウス規程	104
学生ホール規程・学生ホール規程施行細則	106
合宿所使用規程	109
水泳プール規程	110
課外活動に関する安全基準	111
学生生活における安全確保ガイドライン	112
障害事故に伴う療養費等の一部補助に関する規程	115
逍遙歌（桜花爛漫）・学生歌	116

2016 年間

4月

- 新入生ガイダンス（1日）
- 入学式（4日）
- 新入生健康診断（7日）
- 日本学生支援機構・公共団体および民間団体・市立大学奨学金等奨学生募集開始
- 学生教育研究災害傷害保険加入受付
- 前期授業開始（8日）
- ★ふたば祭（新入生歓迎祭）（21日～23日）
- 学内団体結成・更新届提出期限



4月

ふたば祭

入学式

新入生の皆さんが1日も早く大学での生活になじみ、また、先輩との交流を深めるために、先輩が企画・立案し運営するもので、実行委員会主催で行われます。

5月

- ★第125回ボート祭（21日・22日）

6月

- 創立記念日（1日）
- ★第41回対大阪府立大学総合競技大会
- ★第56回三大学体育大会
- 日本学生支援機構奨学金返還に関する書類の提出（平成28年度採用者のみ）

5月

ボート祭

1889年（明治22年）、市立商業学校時代の「堂島川の水上運動会」を原点とし、市大はもとより大阪の初夏の風物詩として親しまれている伝統行事です。



ボート祭

7月

- 前期試験（25日～8月5日）

8月

- 夏季休業（5日～9月15日）
- ★オープンキャンパス
あべの
8月6日(土)・7日(日)
8月4日(木)－医学科
8月5日(金)－看護学科

6月

三大学体育大会

本学、一橋大学、神戸大学の三大学間では、旧制商科大学時代から「三商大戦」として各種の対抗競技が行われてきました。現在も多くの対抗戦競技が伝統を受け継ぎ、三大学間の交流を深めています。

9月

- 研修期間（16日～30日）

行事予定表

10月

- 後期授業開始（3日）
- ★銀杏祭（11月3日～11月6日）

11月

- 日本学生支援機構奨学金
返還に関する書類の提出
（平成28年度貸与終了者のみ）
- 振替授業日（8日 金曜日の授業を実施）

12月

- ★三大学学生研究討論会
- 冬季休業
（23日～1月7日）

1月

- 日本学生支援機構奨学金
継続申請更新手続
- 大学入試センター試験（14日・15日）
- 振替授業日（17日 金曜日の授業を実施）

2月

- 後期試験（1日～14日）
- 研修期間（15日～3月19日）

3月

- 春季休業（20日～）
- 卒業式

11月

大学祭

毎年11月上旬に、大学祭の「銀杏祭」が催されます。コンサートや講演会、各種模擬店などの多彩な企画が行われるビッグイベントです。



銀杏祭

12月

三大学学生研究討論会

本学、一橋大学、神戸大学の学生が集い、1951年（昭和26年）から毎年開催されている文科系討論会です。商学・経営学・経済学、法学・政治学（社会学を含む）の3部門からなり、相互の知的精神を刺激し合うと同時に親睦を深める機会となっています。

※振替授業日

各曜日に一定の授業回数を確保するため、授業回数が多い曜日に授業回数が少ない曜日の授業を行う。

※研修期間

集中講義や補講などが行われることがある。

※授業・試験期間

定期試験や授業を行う。

※この Campus Life は在学期間使用して頂くものです。
年間行事予定表に関しては毎年ポータルサイトにて確認して下さい。

各事務室のご案内

通常窓口対応時間 8:45 ~ 17:15 (平日)

下記の事務室に各々の窓口がありますので、該当する窓口へお越しください。

●学生サポートセンター 1 階

学生の入学から卒業・就職に至るまでの各種相談や支援を行います。

学務企画課

各学部教務担当 (医学・看護学・創造都市研究科・法曹養成専攻を除く)

* 医学部 (医学科・看護学科) は各学舎内、創造都市研究科は経済研究所棟 1 階及び梅田サテライト (大阪駅前第 2 ビル 6 階)、法学研究科法曹養成専攻は法学部棟 2 階に事務室があります。

・学籍情報 ・履修関係	住所・氏名・電話番号の変更	保証人の変更
	転学部・転学科に関する事 履修登録に関する事 時間割に関する事 休講・補講情報 通学証明書の発行	休学・復学・退学に関する事 定期試験に関する事 成績に関する事 学生証の再発行 → P10 → P11

各学部・研究科教務担当の連絡先

杉本 キャンパス	商 学 部	06-6605-2201	経 済 学 部	06-6605-2251	法 学 部	06-6605-2303
	文 学 部	06-6605-2353	理 学 部	06-6605-2504	工 学 部	06-6605-2651
	生活科学部	06-6605-2803	法曹養成専攻	06-6605-2301	創造都市研究科	06-6605-3507
阿倍野 キャンパス	医学部医学科	06-6645-3611	医学部看護学科	06-6645-3511		
梅田 サテライト	創造都市研究科	06-4799-3700	※梅田サテライトの窓口対応時間		14:00～21:45（平日） 9:15～17:45（土曜）	

共通教育担当	06-6605-2935	全学共通科目に関する事 ・授業・履修に関する事 ・休講・補講情報 ・定期試験に関する事
教務担当	06-6605-2936	教員免許に関する事 ・教育実習について ・介護等体験について 副専攻に関する事
	06-6605-2960	学生証・証明書に関する事
庶務担当	06-6605-3503	入学式・卒業式・学位授与式に関する事 ハラスメントに関する事 → P76

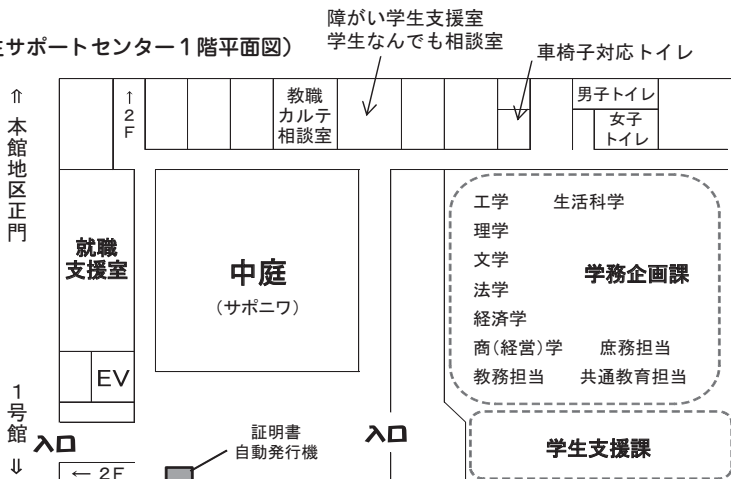
就職支援室

就職・進路	06-6605-2104	就職関連イベントについて	} → P58
		求人情報に関すること	
		就職に関する相談(履歴書・ES・面接 等)	} → P59
		進路決定報告について	
		インターンシップに関すること	

学生支援課

福利厚生	06-6605-2103	学生用掲示板の利用について	→ P13
		遺失物・拾得物について	→ P17
		白馬セミナーハウスの利用について	→ P42
		課外活動に関すること	
		・ 課外活動団体に入りたい・作りたい	→ P46 ~ 48
		・ 課外活動団体一覧	→ P49 ~ 52
保険(学研災)	06-6605-2102	・ 本学の課外活動施設	→ P53 ~ 54
		・ 課外活動団体の諸手続き	→ P55 ~ 56
		・ 課外活動時の事故被災直後の対応フロー図	→ P57
		ボランティアに関すること	→ P35
修学支援	06-6605-2101	学生教育研究災害傷害保険等について	→ P29 ~ 32
		授業料減免・分納に関すること	→ P20
		奨学金に関すること	
		・ 日本学生支援機構奨学金	→ P21 ~ 23
		・ 本学独自の奨学金・短期貸付金	→ P24 ~ 26
		・ 公的団体や民間団体の奨学金	→ P27 ~ 28
障がい学生支援担当	06-6605-3650	障がい学生支援に関すること	→ P40
		学生なんでも相談窓口	06-6605-3039
		各種相談に関すること	→ P39

(学生サポートセンター1階平面図)



●学生サポートセンター 2 階

入試室

06 - 6605 - 2141	入学者選抜に関すること
------------------	-------------

●全学共通教育棟 2 階

国際センター

外国人留学生 06 - 6605 - 3558	外国人留学生の奨学金・授業料減免に関すること → P33 外国人留学生の証明書に関すること その他外国人留学生に関すること 留学生との交流に関すること
海外留学 06 - 6605 - 3557	海外留学に関すること → P34 海外留学に関する奨学金に関すること

●1 号館 1 階

財務課 06 - 6605 - 2054	授業料の納付に関すること 授業料引き落とし口座の変更について
管理課 06 - 6605 - 2041	自転車登録に関すること → P18
職員課 06 - 6605 - 2021	杉の子保育園に関すること → P45

●田中記念館

1 階 大学サポーター支援室 06 - 6605 - 3607	大学サポーター（保護者・卒業生等）に関すること
2 階 大阪市立大学教育後援会 06 - 6605 - 3420	教育後援会に関すること
3 階 大阪市立大学同窓会 06 - 6605 - 2087	同窓会に関すること

●保健管理センター

診察・健診・カウンセリング 06 - 6605 - 2108	定期健康診断と再検査の実施 内科診察、特別診療（整形外科・神経精神科） けが・病気の応急対応 健康相談、クラブ健康診断の実施 授業中に障害事故が発生した場合 → P65 ～ 67 悩み相談、カウンセリングの実施 → P64
-----------------------------------	--

●学術情報総合センター

1 階	ATM の利用 各種証明書の自動発行機 → P16
2 階 メインカウンター レファレンスコーナー	図書の貸出・施設利用手続 → P36 ～ 37 資料収集・利用相談
5 階 情報教育 PC ルーム マルチメディアカウンター	パソコン・プリンターの利用 全学認証システムのパスワード再発行 → P14 DVD/CD 等の視聴・AV ホール利用手続
各階	図書・学術雑誌・新聞の利用

●大阪市立大学生活協同組合

総務部 06-6605-3011 (第 1 学生ホール東側)	生活協同組合加入、卒業アルバムに関する事 学生総合共済 住まいの情報に関する事 → P45
シュリー・旅行サービス 06-6605-3022 (第 2 学生ホール)	国際学生証の発行 自動車教習所申込

●大学周辺の公共機関連絡先

大学周辺の 公共機関	住吉区役所	06-6694-9986	住吉区南住吉 3-15-55
	住吉警察署	06-6675-1234	住吉区東粉浜 3-28-3
	住吉消防署	06-6695-0119	住吉区遠里小野 1-1-9
	阿倍野区役所	06-6622-9986	阿倍野区文の里 1-1-40
	阿倍野警察署	06-6653-1234	阿倍野区阿倍野筋 5-13-5
	阿倍野消防署	06-6628-0119	阿倍野区松崎町 4-4-30

●構内の立入可能時間について

(杉本キャンパス) 8:00～22:00 ※年末年始を除く

●授業時間について

- 第 1 時限 8:55～10:25
- 第 2 時限 10:40～12:10
- 第 3 時限 13:00～14:30
- 第 4 時限 14:45～16:15
- 第 5 時限 16:30～18:00

学生証について

市大生である証！ 肌身離さず、大切に。

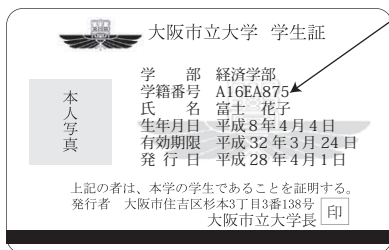
学生証は、本学の学生であることを証明するだけでなく、学術情報総合センターの利用者カードにもなっています。

また、試験を受けるときや証明書の交付、課外活動施設を借りるときなど、学生生活を送る上で、しばしば提示を求められますので、常に携帯し大切に扱うように心がけてください。

☆学生証を受け取ったら・・・

氏名・生年月日などの記載事項を確認。

万一、間違っている場合は、直ちに所属する学生サポートセンター
1階各学部・研究科教務担当窓口へ。



? 学籍番号

A ◎◎ **C** **A** ◎◎◎

学籍 入学 学部・学科（↑3桁の数字）
区分 年度

※窓口などで氏名と一緒に記入することが多くあります。自分の学籍番号は、必ず記憶しておきましょう。

▼再交付について▼

学生証を紛失、破損した場合には速やかに所属する学生サポートセンター
1階各学部・研究科教務担当窓口に申し出て、再交付の手続きをとってください。

紛失・破損等による再交付・・・1,500円

（平成28年3月現在）

通学証明書・通学定期券・学割について

乗車区間を変えるとき、必ず大学に届け出よう。

通学定期券を購入する場合は、「通学証明書」が必要となります。

入学時に「学生証・通学証明書発行台帳」及び「通学証明書」に必要事項を記入し、所属学部・研究科教務担当に届け出てください。なお通学区間を変更する場合は、各学部・研究科教務担当に申し出て、手続きを行って下さい。

通学区間は、現住所最寄駅から大学最寄駅の最短区間です。アルバイト先など他の住所からの最寄駅からは利用できません。

☆通学定期を買う!!

定期券を購入するとき各
鉄道会社の定期券販売窓
口で学生証と共に提示。

通学証明書		住所変更	変更年月日	認印
学籍番号 ①A14E A999	第 ②◆◆◆			
氏 姓 ③京都市左京区西京極大田909-99				
有効期限 平成◆◆◆◆年◆◆月◆◆日	通学区間			
発 効 日 平成◆◆◆◆年◆◆月◆◆日	④◆◆◆ ~ 梅田	大阪 ~ 杉本町		
発 行 者 大阪市杉本町3丁目5番138号	~	~		
大阪市立大学	~	~		

通学定期券 3 カ月

学

最寄駅 ↔ 杉本町
(もしくは、あびこ)

28.6.30 まで

フジ ハナコ 18歳 女

☆遠距離の帰省・就職活動などで学割を利用したい!!

学校学生生徒旅客運賃割引証

(一般学校用)

第.....号	学校種別又は指定番号	製印
※乗車区間	駅から 駅まで	經由
※乗車種類	片道 往復 連続 周遊	
部科及び学年	第.....学年(年次)	
証明書番号		
使用者の氏名及び年齢	(.....才)	
割 引 率	旅客鉄道会社線	2割
有効期限	平成.....年.....月.....日まで	
平成.....年.....月.....日発行		
学校所在地	学 校 名	代表者 職 印
学校代表者氏名		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
		割 引 コード
		41

割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

JR 各社の片道 100km を超える区間に乗車(乗船)する場合は、学割証(有効期限 3 カ月)により運賃が 2 割引きとなりますので、帰省、就職活動などで遠距離の移動をするときは、**証明書自動発行機**(学術情報総合センター 1 階など)で取得してください。
(学生証及びパスワードが必要になります)

クラブ・サークルなどの団体旅行で、学割を利用する場合は、**学生支援課(学生サポートセンター 1 階)**が窓口となります。

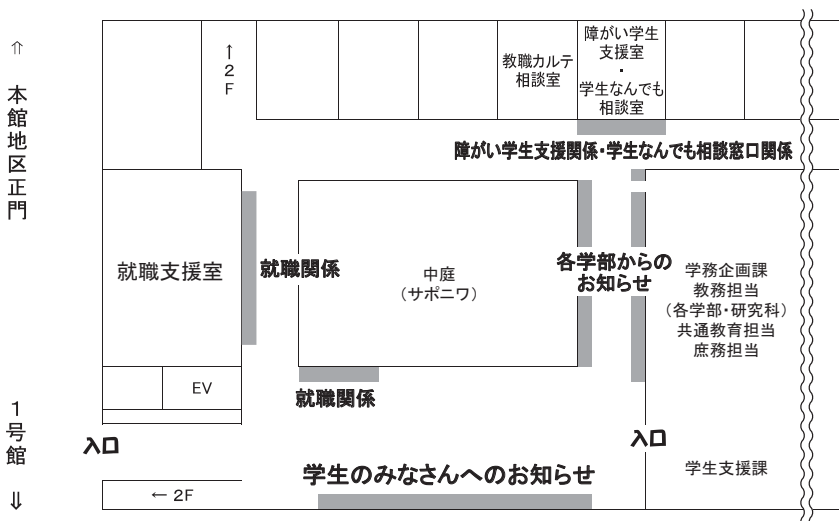
学内掲示板

各種情報は掲示板から入手しよう!!

大学から学生のみなさんへのお知らせは、原則として学内掲示板への「掲示」で行われます。掲示板は、大学とみなさんを結ぶ情報手段ですから、登校したら、必ずチェックする習慣を身に付けてください。掲示板を見ていないと不利益を被ることがあります。責任を持って見るようにしましょう。

学生サポートセンター 1 階の掲示板

掲示板



学生のみなさんへのお知らせは、掲示板に向かって右から、全学共通科目関係・教職関係・学生生活に関すること・経済支援の順に掲示しています。

※全学共通科目に関するお知らせについては、全学共通教育棟掲示板にも掲示しています。ただし、健康・スポーツ科学科目については、第1(旧)体育館前掲示板にのみ掲示しています。

下記の内容については学生サポートセンター内に掲示しておりませんので注意してください。

内 容	掲 示 先
外国人留学生に関すること	国際センター（全学共通教育棟2階事務室内）の掲示板
医学・看護学からのお知らせ	阿倍野キャンパス学舎の掲示板
創造都市研究科からのお知らせ	梅田サテライト及び創造都市研究科事務室（経済研究所棟1階）の掲示板

学生用掲示板

クラブ・サークルの勧誘やイベント告知などに利用できる学生用掲示板があります。学生用掲示板は本学学生であれば、学生支援課で申請手続きをすれば使用できますので、所定の手続きを行い、利用してください。

申請・掲示方法

学生支援課に備え付けの「掲示承認申請書」に必要事項を記入し、**掲示する枚数分（最大 47 枚掲示が可能）の掲示物と一緒に**学生支援課へ提出してください。ただし、申請書に実際に掲示する掲示物 1 枚の添付が必要です。

掲示物の内容を確認のうえ、掲示物に承認印を押印します。承認を受けた後は、承認印のある掲示物のみを学生用掲示板に掲示してください。（学生用掲示板の場所は学生支援課にて確認してください）

掲示期間は最大で3カ月ですが、**イベント告知の場合はイベント開催日翌日までの掲示**としています。掲示期間が切れる前に掲示した掲示物を撤去してください。**無断掲示（承認印のない掲示物の掲示）や掲示期間切れの場合は撤去します。**

遵守事項

掲示を希望する際は以下の項目を遵守してください。

- ① 掲示物はA 1 サイズ（594mm× 841mm）以内にすること
- ② 学生用掲示板以外には掲示しないこと
- ③ 掲示物は、掲示中のものを含めて3種類までとすること
- ④ 同一内容の掲示物は学生用掲示板 1 カ所につき、1 枚とすること
- ⑤ 学生用掲示板は適正に使用し、常に良好な状態に保つこと
- ⑥ 掲示期間終了後、再掲示を希望する場合は再度申請を行い、承認を受けること

その他、注意事項

- ① 掲示スペースに限りがあるため、掲示できない場合があります。より多くの学生が利用できるように掲示板を利用してください。
- ② 掲示した掲示物については掲示者・掲示団体が責任を持って管理し、ゴミとならないように気を付けてください。
- ③ 大学が実施する行事に支障がある場合、掲示物を撤去することがあります。

全学認証システム

本学では、履修登録や全学ポータルサイト、情報処理教育システムなど学内の様々なシステムへログインするために、全学認証システム利用者 ID（学籍番号）とパスワードを使用しています。

全学認証システム利用者 ID（ログイン名）：学籍番号
仮パスワード：通知書^{*1} 参照

※1 別紙でお配りしている通知書「全学認証システム利用者 ID 及びパスワードについて」をご確認ください。

全学認証システムを使用する主なサービス

● <u>全学ポータルサイト</u> (休講情報、各種お知らせ)	● <u>OCUメール</u> (学生用電子メール)
☆ <u>情報処理教育システム</u> (学情5階、9階PCルームなど)	☆ <u>図書館Webサービス</u> (各種手続、Web接続などのサービス利用)
☆ <u>OCUNET Wi-Fi, eduroam</u> (無線LAN)	■ <u>Web履修システム</u> (履修登録、成績確認)

●…詳細は次ページを参照。

■…詳細は別冊子を参照。

☆…詳細は全学ポータルサイト参照。

全学認証システムのパスワードを忘れてしまった場合

学術情報総合センターの5階の情報教育 PC ルームにてパスワード再発行を申請する必要があります。パスワード再発行申請と受け取りの際には、学生証が必要です。なお、医学部の学生については医学部医学科事務室、創造都市研究科の学生については梅田サテライトでも受付しています。

原則パスワードの即時発行はできません。

パスワード再発行の受付可能日時は以下の通りです。

窓口	受付時間	対象学生
学術情報総合センター5階	平 日／ 9:00～20:45 (翌平日 10:00以降の引渡し)	全在学生
医学部医学科事務室	平 日／ 9:00～17:00	医学部の在学生
梅田サテライト	平 日／ 14:00～21:45 土曜日／ 9:15～17:45	創造都市研究科の在学生

ただし、学術情報総合センターの休館日、医学部医学科事務室・梅田サテライト事務室の閉室日には受付・引き渡しをしていません。

全学ポータルサイト

全学ポータルサイトは、個人時間割、休講情報、落し物情報、各種連絡事項の通知等学内の情報を総合的に取り扱っています。このサイトは大学と皆さんを結ぶ情報手段です。必ず一日一回は、チェックしてください。

注：全学ポータルサイトに掲載している休講情報等については補助的なサービスなので、各自で掲示板の確認を行ってください。



こちらから
アクセスしてください。

OCUメール

OCUメールは、学生の皆さんが在学中に使用することのできるWEBメールです。大学から、教務や健康管理、就職、安否確認などの連絡が届くほか、先生方との連絡にもお使いいただけます。

PCの設定も簡単ですし、スマートフォンで受信することもできます。みなさん大いに利用しましょう。

OCUメールの使い方

Webメール編

①お使いの Web ブラウザから

<https://login.microsoftonline.com/> にアクセスします。

②ユーザ名（学籍番号 @m.ocu.jp）*と、パスワード（全学認証と同一）を入れて「サインイン」を選択します。

③自分のメールアドレスは右側のアカウントのアイコンをクリックすると表示されます。



スマートフォンでの設定など詳しい使用法は、

https://www.ips.media.osaka-cu.ac.jp/?page_id=998
をご覧ください。

こちらからどうぞ！

ユーザ名： （学籍番号） @m.ocu.jp * ←メールアドレスではありません！

メールアドレス： ○○○○○○○○○○○ @st.osaka-cu.ac.jp

パスワード：全学認証と同じパスワード

※ユーザー名は平成 28 年 2 月時点のものです。平成 28 年度新入生の皆さんはポータルサイトでご確認下さい。

各種証明書の発行

各種証明書は自動発行機で!!

証明書の自動発行の際には、学生証・パスワード・手数料が必要です。

なお、パスワードは全学ポータルサイトのものと同じです。

（証明書および手数料） 下記の各種証明書の即時発行が可能です。

証明書名	手数料
在学証明書 (英文も可)	各 1 通 100 円
成績証明書	
卒業見込証明書	
修了見込証明書	
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	無料
健康診断証明書（当該年度実施分のみ）	1 通 200 円
自転車登録用在学証明書	1 通 1,000 円

※ 内部進学者が既卒分の証明書を取得する場合、卒業生料金 1 通につき 300 円となります。

※ 健康診断を受診したにも関わらず健康診断証明書が画面上で選択できない場合がありますが、この場合は保健管理センターに問い合わせてください。

（設置場所・利用時間等）

4 力所に設置されています。なお、利用時間が異なりますので注意してください。

設置場所	利用時間	利用対象学生
学術情報総合センター 1 階	平日 9:00 ～ 21:30 (休館日は 16:50 まで)	全在学生
学生サポートセンター 1 階	平日 8:45 ～ 17:15	
医学部学舎 1 階	平日 9:00 ～ 17:00	
創造都市研究科 梅田サテライト	平日 14:00 ～ 21:45 土曜 9:15 ～ 17:45	

※ 施設の都合やメンテナンス等により利用できない場合もありますのでご了承ください。

なお、学術情報総合センター設置の発行機は、全面休館日には使用できません。

証明書自動発行機に関するお問い合わせ

大学運営本部学務企画課教務担当 06-6605-2960

遺失物・拾得物について

杉本キャンパス内で物を拾った方

学生支援課へ届け、拾得物届出簿に拾得日時や場所等を記入してください。

杉本キャンパス内で物を失くした方

* 以下を参考に紛失した場所によって窓口を確認してください。（全学ポータルサイトにも情報を掲載しています。）

【拾得場所と担当部署】

各学部棟及び各学部管理専門施設→**各学部支援室**

※共通教育棟は共通教育支援室が集約しています。

※経済研究所棟は創造都市研究科事務室が集約しています。

学術情報総合センター→**学情センター運営課庶務担当**

ゲストハウス・インキュベーター→**研究支援課**

その他建物（食堂を含む）・大学構内→**学生支援課**

〔 ・ 体育館以外での拾得物は、全学ポータルサイトでも情報を確認できます。→ P15 参照
・ 教室・食堂での教科書等の忘れ物については清掃業者等が各教室・食堂の1ヶ所にまとめて保管します。半期に1回程度、各処理担当部署に届けられます。 〕

* 遺失物を発見した場合、窓口で学生証を提示し、受取の手続きを行ってください。（受取は必ず遺失者本人であること。代理者の受取はできません。）

* 遺失物が無かった場合、紛失届を記入してください。後日遺失物が届いたら連絡します。

* 財布や定期券等の貴重品は、別に保管していますので、心当たりのある方は各窓口でお尋ねください。

* **拾得物は3ヵ月の保管期間を過ぎると処分します。**万一遺失した場合は、速やかに窓口まで確認に来てください。

※拾得物に氏名や学籍番号が明記されている場合は、大学から持ち主へ連絡することができますので、持ち物には氏名や学籍番号を書いておくようにしてください。

自転車登録について

杉本キャンパスへの自転車乗り入れは…

通学に利用する場合のみ指定の駐輪場まで可能

本学では、構内の安全な通行の確保をはじめ、緊急車両の進入路や災害時の避難場所を確保するため、放置自転車をなくす取り組みを行っています。構内に自転車を駐輪する場合は、杉本地区構内自転車登録制実施規程等に基づく登録が必要です。

【通常の登録方法】（4月のみ臨時登録窓口を設ける予定です）

『杉本キャンパス自転車登録申請書・誓約書』を記入してください。

【自転車登録申請書・誓約書はポータルサイトからダウンロードしてください。】



『証明書自動発行機』で、**自転車登録用在学証明書**（1,000円）を購入してください。



①申請書・誓約書 ②自転車登録証明書 ③通学証明書（交付されている人のみ）を持参し、窓口にて『登録証』（シール）の発行を受けてください。



『登録証』は、自転車後方のよく見える場所（泥除け部分）に貼ってください。



◆**毎年申請が必要**となります。

◆登録証の発行は、1人につき1枚となります。

紛失等により再発行を希望される場合は、問合せ窓口までおこしください。

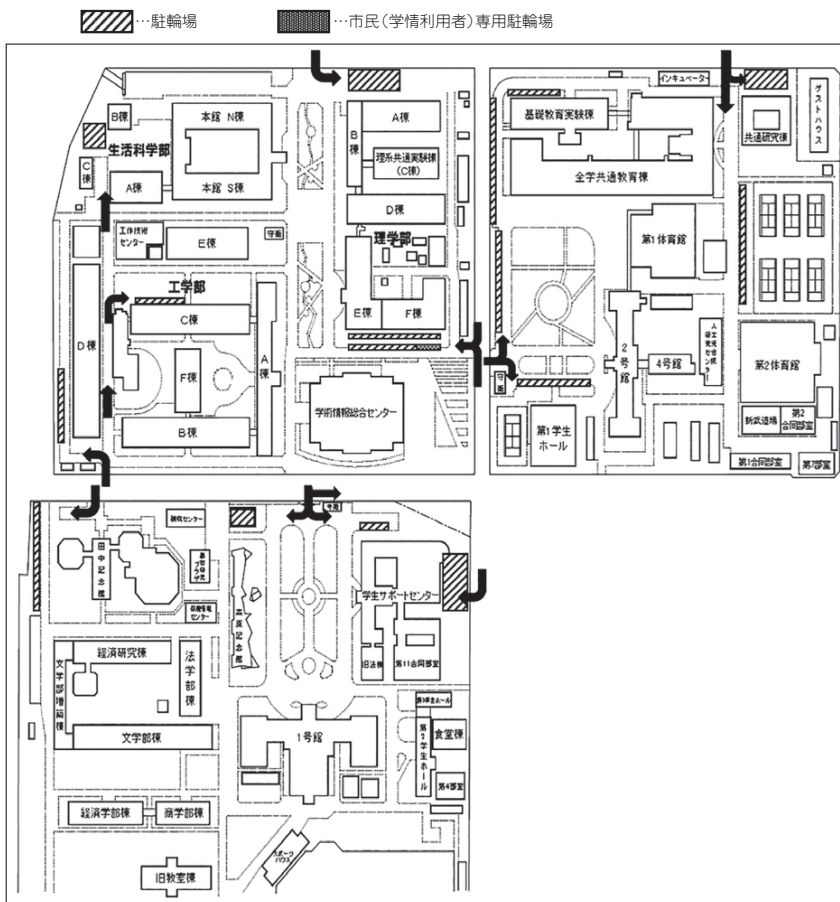
◆年度途中の登録や解約の場合でも、登録料の減額又は払い戻しは一切行いません。

★皆様からお預かりした登録料は、構内自転車整理にかかる経費に充当され、有効に活用されます。

問合せ窓口

**1号館1階
管理課管財担当
06-6605-2041**

杉本地区構内指定駐輪場マップ



登録証のない自転車や駐輪場以外に駐輪している自転車を発見した場合は、
 大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施規程等に基づき移動やチェーンによる係留措置を
 講じます。

経済的支援制度

授業料減免・分納制度

家庭の経済的理由あるいは不慮の災害のために授業料の納付が困難となった場合に、授業料の減免または分納の許可を受ける制度があります。ただし、申請者全員が減免や分納になる制度ではありません。

この制度においては、奨学生及び奨学金の申請者や教育ローンを組んでいる家庭の学生も申請できます。

対 象 者：経済的理由、不慮の災害のために授業料の納付が困難な全学部生・全大学院生。
ただし、授業料の減免は、修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者（修得単位が標準修得単位数未満の者及び留年者を除く）とします。

免 除 等：1年間に納付すべき授業料の全額または半額の免除、もしくは分納となります。

対象期間：申請年度の1年間。

次年度も希望する場合は、あらためて申請が必要です。再審査ですので、前年度の結果が継続されるものではありません。

申請方法：毎年3月より募集要項の掲示（掲示板・ポータルサイト）、3月中旬より申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請書に記入及び必要書類を集め、受付期間内（4月中旬）に提出してください。

減免を希望する者は、経済的審査に必要な書類、自己推薦書（全学共通様式）の提出、また、各学部・研究科の指定の書類（レポート等）の提出が必要な場合もあります。

申請は原則4月のみですが、10月入学者や、申請年度の4月以降に風水害や火災等不慮の災害に見舞われた等の**予期せぬ事情の発生により、家庭の経済状況が悪化した場合は**、10月に申し込みを受付します。

審査結果：8月上旬、掲示板・ポータルサイトで結果を通知します。結果の確認は申請書類提出時に交付した受付番号が必要です。

制度の内容については変更になる場合もあります。

詳細な日程や制度の変更等については掲示板・ポータルサイトでお知らせします。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生支援課（学生サポートセンター 1 階）

TEL (06) 6605-2102

注）大学院法学研究科法曹養成専攻については、成績優秀者の特待生制度があります。

特待生となった学生は、この授業料減免・分納制度の対象となりません。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 法曹養成専攻事務局

TEL (06) 6605-2301

日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構奨学金には、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金があります。

また、家計状況が厳しく修学が困難なために、入学時にかかる一時的経費に対応した増額貸与が必要であると認められる者に対して、初回振込時に限り、増額して貸与する入学時特別増額貸与奨学金があります。

▼対象者

経済的理由により修学困難な優れた学生等に対し貸与されます。

- 第一種奨学金：新入生は高校の評定平均値が 3.5 以上、在学学生は前年度までの成績が上位 1/3 以内、かつ経済的理由で著しく修学が困難な学生に無利子で貸与。
- 第二種奨学金：成績が平均水準以上、かつ経済的理由で修学が困難な学生に有利子（上限年利 3.0%）で貸与。
ただし、在学中は無利子。

▼貸与月額（平成 27 年度実績）

奨 学 金 の 種 類		貸 与 月 額	
学部生	第一種奨学金 （無利子）	自宅・自宅外通学共通	30,000 円
		自宅通学	45,000 円
		自宅外通学	51,000 円
	第二種奨学金 （有利子）	30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円の中から希望する金額を選択	
大学院生	第一種奨学金 （無利子）	博士前期（修士）課程	50,000 円または 88,000 円
		博士後期（博士）課程	80,000 円または 122,000 円
	第二種奨学金 （有利子）	50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円、（法科大学院生は上記と 190,000 円、220,000 円）の中から希望する金額を選択	

▼貸与期間

原則として、貸与開始の月から標準修業年限の終期までです。

ただし、毎年 12 月下旬～1 月中旬に「奨学金継続願」を提出し、奨学生として適格であるという認定を受けなければなりません。（▼適格認定を参照）

奨学金は必ず返還しなければいけません!!

卒業後返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。
きちんと返還計画を立ててから奨学金を申し込んでください。

▼保証制度

次のいずれかの制度の選択が必要です。どちらの制度を利用しても、奨学生本人に返還義務があります。

人的保証：連帯保証人（原則、父母）と保証人（父母を除く、4 親等以内の親族で 65 歳未満の別生計の方）の双方を選任する必要があります。

この保証制度を利用する場合は、保証人等も含め、さまざまな書類の提出が必要となります。

機関保証：指定された保証機関の連帯保証を受ける制度です。毎月の貸与額から保証料を差し引かれます。奨学生以外の連絡先を 1 人届出する必要があります。

▼有利子の利率算定

第二種奨学金および入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合、次のいずれかの利率の算定方式の選択が必要です。（利率は年 3.0% が上限）

利率固定式： 貸与終了時に決定する利率を返還完了まで適用。

利率見直し型： 返還期間中おおむね 5 年毎に見直される利率を適用。

▼採用

定期採用： 4 月上旬（申込書類提出締切日は掲示にて周知します。）

▼出願方法を参照してください。

緊急採用： 家計の急変（失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は災害、風水害等の理由）により緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合、その事由が発生したときから 1 年以内であれば緊急採用（第一種）及び応急採用（第二種）に出願できます。年間を通じて随時受け付けていますので学生支援課に相談してください。

▼出願方法

1. 4 月上旬に開催する説明会において、関係書類を交付し、詳細を説明します。貸与を希望する学生は必ず出席してください。日程等については、3 月上旬に掲示にてお知らせします。
2. 交付された書類をよく読み、記入漏れの無いよう正しく記入してください。
提出には、父母や学生本人等の所得を証明する書類が必要となります。
未成年の場合は、父母の同意・署名（自筆）・捺印が必要です。
3. 必要書類を添えて申請書類を提出すると、スカラネット（学生が奨学金の申込みを行うサイト）入力用の ID とパスワードが交付されます。期限内にスカラネットで申請内容を入力してください。

▼採用・不採用の確認

定期採用で採用されると、6月11日頃に奨学金が奨学生本人名義の銀行口座に振り込まれます。また、掲示にて6月下旬頃に結果をお知らせします。

▼返還誓約書

初回の奨学金の入金約2週間後より学生支援課にて返還誓約書を交付します。

返還誓約書に記入をし、必要書類をそろえて速やかに提出してください。

書類は全てそれぞれが自署・押印してください。(人的保証を選択した場合、連帯保証人・保証人は実印を押印)

▼適格認定(奨学金継続願)

毎年12月下旬～1月中旬に次年度の「奨学金継続願」の提出が必要です。所定の期限までに継続願を提出しない場合や継続の拒否となった場合は、奨学生の資格を失い、次年度から奨学金の貸与を受けることができません。書類交付時期については、毎年12月頃掲示にてお知らせします。

提出のあった奨学生に対し、経済状況・学業成績等を総合的に審査し、継続の可否等の適格認定が行われます。

▼休学・留学・退学等の異動届

奨学生の身分に異動があったときは、速やかに所定の手続きを学生支援課で行なってください。振込超過になった場合は、超過額の返金が必要です。

▼第二種奨学金(留学)

海外の短期大学・大学・大学院へ留学をするための有利子の貸与奨学金です。

問い合わせ ⇒ 研究支援課国際センター (06) 6605-3557

▼返還免除

大学院在学中に貸与を受けた第一種奨学金については、日本学生支援機構で特に優れた業績を挙げたと認定されると、全額若しくは一部の返還を免除されることがあります。申込みについては、12月下旬頃掲示にてお知らせします。

▼掲示場所

日本学生支援機構に関する掲示は、学内掲示板及び全学ポータルサイトにてお知らせします。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生サポートセンター1階 学生支援課
TEL (06) 6605-3653、(06) 6605-2102

日本学生支援機構(JASSO)奨学金ホームページ
<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金制度として、次の6種類の奨学金があります。これらは本学の先輩や大阪市民のあたたかい善意により設けられたものです。

制度の内容については変更になる場合もあります。詳細な日程や制度の変更等については、掲示板・ポータルサイトでお知らせします。

▼大阪市立大学奨学金

元勸大阪市立大学後援会の寄付金等により設定された大学振興基金に市民の寄付金を積み立て、奨学金にあてているものです。

対 象 者：学業成績優秀で経済的理由のために修学困難な全学部生・全大学院生
(ただし、他の給与型奨学金受給者及び授業料の減免採択者は対象外。申請が同一時期のため、双方に申請することは可能ですが、他の給与型奨学金・減免に採用された場合は審査の対象外となります)

金 額 等：月額 10,000 円 (年額 120,000 円)、給与 (返還の必要はありません)

支給期間：申請年度の 1 年間。(次年度も希望する場合は、あらためて申請が必要)

申請方法：毎年 4 月より募集要項の掲示 (掲示板・ポータルサイト) 及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請書に記入及び必要書類を集め、受付期間内 (6 月下旬) に提出してください。

審査結果：9 月下旬、採用者のみに郵送で通知します。採用者は 10 月上旬までに学生本人名義の口座登録等の手続が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生支援課 (学生サポートセンター 1 階)

TEL (06) 6605-2102

▼大阪市立大学有恒会奨学金

元勸有恒会 (母体：本学の文系同窓会『有恒会』) の寄付金を奨学金にあてているものです。

対 象 者：学業成績優秀で経済的理由のために修学が困難な商学部・経済学部・法学部・文学部の 2 年生 (ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外)

金 額 等：月額 10,000 円 (年額 120,000 円)、給与 (返還の必要はありません)

支給期間：3 年間 (ただし、毎年継続審査があります)

申請方法：毎年 4 月より募集要項の掲示 (掲示板・ポータルサイト) 及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請書に記入及び必要書類を集め、受付期間内 (5 月下旬) に提出してください。

審査結果：8 月上旬、採用者のみに郵送で通知します。採用者は 8 月中旬までに学生本人名義の口座登録等の手続が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生支援課 (学生サポートセンター 1 階)

TEL (06) 6605-2102

▼大阪市立大学野瀬健三奨学金

野瀬健三氏（旧制大阪商科大学卒業生、公認会計士・税理士）の寄付金を奨学金にあてているものです。

対 象 者：商学部（経営学研究科）または経済学部（経済学研究科）に在籍し、会計学の分野を勉学する者及び会計学の研究を志す者のうち、学力に優れ、かつ経済的理由のために修学が困難な者

金 額 等：支給額は月額 20,000 円（学部生）、同 25,000 円（前期博士課程生）、同 30,000 円（後期博士課程生）、給与（返還の必要はありません）

支給期間：2 年間（後期博士課程は 3 年間）

申請方法：6 月に募集要項の掲示（掲示板・ポータルサイト）及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請書に記入及び必要書類を集め、受付期間内（6 月下旬）に提出してください。

審査結果：7 月、選考結果を申請者宛に連絡します。採用者は速やかに学生本人名義の口座登録等の手続が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 商学部教務担当（学生サポートセンター 1 階）

TEL (06) 6605 - 2201

▼大阪市立大学菅富士夫奨学金

菅富士夫氏（本学文学部卒業生）の寄付金を奨学金にあてているものです。

対 象 者：経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・文学研究科・創造都市研究科の博士後期課程に在籍、あるいは、本学博士後期課程を修了し、またはそれに準ずる者で、本学の特別研究員等として在籍し、平和学の研究を行う者のうち、学力に優れた者（ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外）

金 額 等：月額 50,000 円（年額 600,000 円）7 月及び 3 月の 2 回に分けて支給、給与（返還の必要はありません）

支給期間：3 年を限度

申請方法：2 月に募集要項の掲示（掲示板・ポータルサイト）及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請書に記入及び必要書類を集め、受付期間内（6 月中旬）に提出してください

審査結果：7 月中旬に選考委員会において、採用者に結果を通知します。採用者は速やかに誓約書の提出が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学務企画課庶務担当（学生サポートセンター 1 階）

TEL (06) 6605 - 3503

▼大阪市立大学楊大鵬奨学金

楊大鵬氏（本学医学部卒業生）の寄付金を奨学金にあてているものです。

対 象 者：医学部及び医学研究科に在籍し、学力に優れ、かつ研究心に富み、経済的理由のために修学が困難な者（ただし、他の給与型奨学金受給者は対象外）

金 額 等：月額 30,000 円（年額 360,000 円）、給与（返還の必要はありません）

支給期間：2 年を限度

申請方法：4 月に募集要項の掲示（掲示板・ポータルサイト）及び申請書類を交付します。申請書類の交付を受けたら、申請書に記入及び必要書類を集め、受付期間内（5 月中旬）に提出してください

審査結果：7 月、採用者に結果を通知します。採用者は速やかに誓約書の提出が必要となります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 医学部学務課（阿倍野キャンパス）

TEL (06) 6645 - 3611

▼短期貸与奨学金（さつき会奨学金）

本学の初代学長・故恒藤恭氏の基金によって設立されています。

対 象 者：家庭からの送金が遅れたり、けが、病気、勉学のためなどで急に一時金が必要になった全学生

金 額 等：最高 20,000 円、無利子貸与（返還の必要があります）

支給期間：1 回の申請につき 1 回（2 回目以降の申請をするためには、前回の貸付金が完納されていることが必要です）

申請方法：学生支援課にて面談し、貸付の必要性があると判断された場合に貸与申込書を交付します。

所定事項を記入し、各学部の経済支援の担当教員と面談し了承を得て貸与申込書に署名捺印をもらい、学生支援課窓口に提出してください。

返還方法：毎月返金かつ、当該年度 3 月末まで（6 カ月以内）に完納してください。

また、貸与申込書に返還計画日の記入を要します。この期日は必ず守ってください。

長期にわたって返還をしない人には、以後の貸付停止や延滞利子を課するなどの措置をとることがあります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生支援課（学生サポートセンター 1 階）

TEL (06) 6605 - 2102

公的団体や民間団体の奨学金制度

地方公共団体などの公的団体や、民間の方々の善意により運営されている民間団体の奨学金があります。本学では、これらの奨学金をまとめて「各種奨学金」と呼んでいます。

各種奨学金は、奨学生の資格条件・支給金額・支給期間・奨学金返還義務の有無・募集の時期や方法などが異なり、それぞれに特色があります。このため、募集は奨学団体を指定し申請するのではなく、各種奨学団体への一括の申請となり、学内選考にて各団体への推薦者を決定します。

ただし、地方自治体奨学会や資格条件が限定的な場合、直接応募などの奨学団体等については、随時、掲示板・ポータルサイトで周知し、募集します。

- ※ 1. 日本学生支援機構奨学金（p.21 参照）・本学独自の奨学金（p.24 参照）は、各種奨学金ではありません。掲示板やポータルサイトを確認し、それぞれの募集に申請してください。
- ※ 2. 出身地の教育委員会などで、本学を通さず、本人が直接応募するものもありますので、教育委員会などへ奨学金制度の有無を問い合わせてください。

「各種奨学団体奨学生の募集（一括申請）」について

◆応募資格

人物、学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な全学部生及び全大学院生。給与型奨学金を受けている者を除きます。

※留学生については、**国際センター**において別途募集があります。

◆募集受付時期について（詳しくは、掲示板・ポータルサイトをご覧ください。）

募集要項の掲示：2月上旬～4月上旬（場所：掲示板・ポータルサイト）

申請書類の交付：3月上旬～4月上旬（場所：学生サポートセンター、医学部医学科・看護学科事務室、創造都市研究科事務室）

申請書類の提出：4月上旬（場所：学生サポートセンター、医学部医学科・看護学科事務室、創造都市研究科事務室）

◆一括申請必要書類について

詳細は募集時期に交付される募集要項をご覧ください。

◆学内選考について

受付終了後、学業成績及び経済的困窮度等による学内選考を行います。学内選考の際に、面接等を行うことがあります。

◆学内選考結果の連絡について

学内選考の結果は、大学から奨学団体に推薦することが決定した学生にのみ電話連絡します。申請書に記入している電話へ連絡しますので、06-6605-2102からの着信があった際は必ず電話に出て、電話に出ることができなかった場合は、必ず折り返し電話するようにしてください。連絡が取れなかった場合、申請の意思なしとみなします。

なお、6月末までに大学から連絡がなければ、当該年度の奨学生募集への推薦ができないとご判断ください。（年度により、7月以降推薦する場合があります）

◆奨学団体への推薦が決まった学生の手続について

学内選考結果の通知後、学生支援課にて奨学団体指定の申請書を交付します。申請書を期日までに学生支援課に提出してください。奨学団体によっては、申請書に所得証明書・成績証明書・担当教員からの推薦所見・健康診断書・写真等を添付する必要があります。

また、奨学団体への推薦後、面接審査を行う場合があります。時間の調整等に大学が関与しない場合もありますので、責任を持って対応してください。

◆採用された場合の注意事項について

学生支援課にて奨学金の小切手での受渡しや、学生本人名義の口座振替など、奨学団体により奨学金の交付方法が異なります。奨学生としての自覚を持ち、適切に受け取ってください。

また、奨学生として採用されたら、採用先の奨学団体へのお礼状や季節の便りを送付してください。

※金額は、奨学団体・所属課程等によって異なります。

※年度により募集奨学団体及び応募資格等変更になる場合があります。

この制度に関する問い合わせ ⇒ 学生支援課（学生サポートセンター1階）

TEL (06) 6605-2102

######

学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)

幹事引受保険会社：東京海上日動火災保険（株）
（引受保険会社の詳細は、お問い合わせください。）

正課・学校行事・課外活動およびその往復等で万が一、他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む）を負わせ、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させ、学生が法律上の損害賠償責任を負ったことによって被る損害に対して保険金が支払われます。教育実習・インターンシップ等では賠償保険の加入が必要となりますので、加入をお勧めします。※付帯賠償(学研賠等)に加入するには学研災に加入している必要があります。

注) 下記学部・研究科の学生は加入を原則としています。
※すでに自宅・生協等で同様の補償内容の保険に加入している（加入を予定している）場合は、加入の必要はありません。

Aコース	経済学部・経済学研究科・文学部・文学研究科・理学部・理学研究科・工学部・工学研究科・生活科学部・生活科学研究科
Lコース	法学研究科法曹養成専攻

※医学部看護学科は、学部発行の案内をご覧ください。

(1) 補償の対象となる活動・各コースの補償範囲

	補償の対象となる活動
I	正課（実験・実習等を含みます。）・学校行事・課外活動（次のⅢ・Ⅳ、及び休み時間中は除きます。）
Ⅱ	正課・学校行事・課外活動としてのインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動（次のⅢ・Ⅳを除きます）
Ⅲ	正課・学校行事・課外活動としての臨床実習・看護実習等の医療関連実習
Ⅳ	正課・学校行事・課外活動としての臨床法学実習

事故例

- I：実験の授業中に誤って実験器具を壊してしまった
- Ⅱ：活動中、派遣先の機械を誤操作して他人にケガをさせてしまった
- Ⅲ：看護実習中、体力測定の手伝いをしたところ、握力計を壊してしまった
- Ⅳ：臨床法学実習（正課）の体験談を、依頼人の氏名を伏せて自分のHPに掲載したが、個人が特定できるとして、当該依頼人からプライバシー侵害で訴えられた

各コースの補償範囲

	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
Aコース（学研賠）	○	○	－	－
Bコース（インターン賠）	－	○	－	－
Cコース（医学賠） 医学部医学科・医学部看護学科・看護学研究科のみ	○	○	○	－
Lコース（法科賠） 法学研究科法曹養成専攻のみ	○	○	－	○

※Ⅰ～Ⅳの活動場所への往復途中（大学が禁じた方法を除く合理的な経路および方法により、住居と活動場所との間を往復する間）も補償の対象となります。

事故例：授業を受けるため、大学へ行く途中、駅の階段を駆け降りたとき、前にいた人を突き飛ばしてしまい、ケガをさせてしまった（A・C・Lコース対象）

(2) 補償内容・金額

	Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
支払限度額	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）			
対人賠償・対物賠償※1				
人格権侵害補償※2	補償外	補償外	補償外	1事故につき1,000万円限度（免責金額0円）

※1 被保険者1名かつ1年あたりの支払い限度額です。

※2 保険期間中の支払い限度額です。

◎保険料について（被保険者 1 名あたり）

【学研災】入学課程の卒業年度末までの加入手続きを行ってください。

保険期間	学部生・大学院生 （※創造都市研究科を除く）	創造都市研究科	接触感染予防保険金 支払特約	
1 年間	1,000 円	450 円	1 年間	20 円
2 年間	1,750 円	750 円	2 年間	40 円
3 年間	2,600 円	1,100 円	3 年間	50 円
4 年間	3,300 円	1,400 円	4 年間	70 円
6 年間	4,700 円		6 年間	100 円

* 接触感染予防保険金支払特約は医学部（医学科・看護学科）・看護学研究科・生活科学部（食品栄養科学科）・生活科学研究科（食・健康科学コース）が対象

【付帯賠償】入学課程の卒業年度末までの加入手続きを行ってください。

保険期間	A コース ※正課授業中・ 学校行事中等	B コース ※教育実習・ インターンシップ等	C コース ※医学部医学科・ 医学部看護学科・ 看護学研究科のみ	L コース ※法科大学院のみ
1 年間	340 円	210 円	500 円	1,640 円
2 年間	680 円	420 円	1,000 円	3,280 円
3 年間	1,020 円	630 円	1,500 円	4,920 円
4 年間	1,360 円	840 円	2,000 円	

（保険期間について）

1 年間とは 4 月 1 日午前 0 時～翌年 3 月末日午後 12 時までとなります。年度の途中から加入した場合、1 年目の補償期間は保険料を入金した翌日からその年度の 3 月末日午後 12 時までとなります。（年度の途中から加入しても保険料は変わりません）

入金が遅れると補償開始も遅れるのでお早目の手続きをお勧めします。

◎申し込み方法について

毎年 4 月と 10 月の受付期間に、学生支援課にて配付している「保険料領収書（兼加入証明書）」に必要事項を記入のうえ、指定金融機関（大阪信用金庫）の窓口で入金手続きを行ってください。（振込不可・指定金融機関以外は無効）入金後、学生支援課にて「加入のしおり」を配付しますので「保険料領収書（兼加入証明書）」の本人控をご持参ください。申込受付期間については掲示板でお知らせします。

※新入生の方は入学手続き時に学生支援課より配布の封筒に申込資料を同封しています。

大阪市立大学「教育後援会」に加入された方は、教育後援会が学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）の最長修業年限分の加入料を負担し、加入手続きを代行します。（学生支援課所定の手続きは不要です。）

	右の学部 研究科以外	医学部	医学研究科	看護学科 看護学研究科	生科（食品） 生科院（食・健康）	法科大学院
「学研災」 （進学特約含）	○	○	○	○	○	○
「学研災」 接触感染特約	×	○	×	○	○	×
付帯賠償	A コース ※学研賠	C コース ※医学賠	A コース ※学研賠	C コース ※医学賠	A コース ※学研賠	L コース ※法科賠

この記載は学生教育研究災害傷害保険（学研災）および学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、各保険のパンフレットまたは重要事項説明書をご覧ください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、各保険の内容についてご不明の点がありましたら引受保険会社におたずねください。

15 - T07543

※ の枠内の番号は、当該の記載内容が保険会社のチェックを受けたことを証明する番号です。

学研災付帯学生生活総合保険（学研災付帯学総）

学研災の加入者を対象に学研災で補償されなかったアルバイト中や日常生活など学生生活全般におけるケガや病気にもで補償を拡大した制度です。㈱東海日動パートナーズかんさいが代理店、東京海上日動火災保険㈱が引受保険会社となり、加入手続き、保険金請求手続きを行います。

詳細は「学研災付帯学生生活総合保険」のパンフレット（新入生の方は入学手続き時に学生支援課配布封筒に同封。在学生は学生支援課窓口で配布）でご確認ください。加入希望者は、上記パンフレットの「重要事項説明」等をよく読み、直接代理店へお問い合わせください。

基本内容

・ケガをしたとき	死亡・後遺障害保険金
	治療費用保険金
・病気をしたとき	治療費用保険金
・扶養者にもしものことがあったとき	育英費用保険金・学資費用保険金
・加害事故を起こしたとき	賠償責任保険金
・遭難や入院等をして親族等が駆けつけたとき	救援者費用等保険金
・オプション	生活用動産保険金
	借家人賠償責任保険金（賠償責任）

保険金額と加入タイプ

※保険料は補償期間4年間の金額

加入タイプ		充実プラン	基本プラン	エコノミープラン
保険料	天災危険担保特約あり	自宅生タイプ 62,790 円	47,400 円	42,970 円
		下宿生タイプ 72,590 円	57,200 円	52,770 円
	天災危険担保特約なし	自宅生タイプ 58,270 円	42,880 円	39,800 円
		下宿生タイプ 68,070 円	52,680 円	49,600 円
保険金額	<ケガ>死亡・後遺障害※1	300万円		
	<ケガ>治療費用	治療費用実費（支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日経過した日の属する月の末日まで）		
	<病気>治療費用			
	賠償責任	支払限度額：対人・対物 1事故1億円（免責金額0円） （情報機器内のデータ損壊は1事故500万円）		
	救援者費用等	300万円		
	育英費用	100万円		
	<ケガ>学資費用	50万円 学資費用支払期間：保険期間中		
	<病気>学資費用	50万円 学資費用支払期間：保険期間中		
	生活用動産	80万円（下宿生タイプのみ）※2		
	借家人賠償責任	500万円（免責金額0円）（下宿生タイプのみ）		

※上記保険料は、全国での加入者数が10,000人以上の場合の割引率30%を適用しています。全国のご加入者数が10,000人を下まわった場合は保険金額を引き下げることで調整させていただきます。

※1 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。このチラシは学研災付帯学生生活総合保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

※2 免責金額（自己負担額）
火災・落雷・破裂・爆発事故：なし、盗難事故：3万円、その他の事故：1万円

【学研災・付帯賠償に関するお問い合わせ】
大学運営本部学生支援課
06-6605-2102

15 - T06964

※ の枠内の番号は、当該の記載内容が保険会社のチェックを受けたことを証明する番号です。

外国人留学生支援制度

留学生向けの各種情報（奨学金、住宅、行事など）は、全学ポータルサイトの留学生掲示板に随時掲載しています。必ず確認して下さい。

外国人留学生の窓口・相談先について

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 各学部・研究科教務担当
（学生サポートセンター 1 階）
・学部、大学院などの授業に関すること</p> | <p>(2) 国際センター（全学共通教育棟 2 階）
① 学習・日常生活のすべてに関すること
② 奨学金・授業料減免に関すること
③ チューターに関すること
④ 国際交流宿舍（上野芝）・その他住居に関すること
⑤ 留学生関係施設の使用に関すること</p> |
|--|---|

外国人留学生向け経済的支援制度のご案内

◆授業料減免制度

対 象：正規課程に在籍する私費外国人留学生で、授業料納付が困難な方
申請時期：4 月（詳細は全学ポータルサイトに掲載します）
お問合せ：国際センター（06）6605-3558

◆奨学金制度

対 象：正規課程に在籍する私費外国人留学生
申請時期：随時（各種奨学金により募集時期が異なります。各種団体等より本学に募集の通知が届き次第、全学ポータルサイトで周知します。）
※奨学金を希望される方は、授業料減免申請と同時期に、「各種奨学金希望調書」を提出しておく必要があります。
奨学金の種類：本学独自の奨学金（大阪市立大学奨学金・大阪市立大学大学院浦上奨学金）、公的団体（文部科学省など）・民間団体の奨学金
お問合せ：国際センター（06）6605-3558

忘れないで下さい！！

在留期限の更新は、期限の 3 ヶ月前から申請が可能です。在留期限が切れる前に必ず更新手続きを行って下さい。

また在留資格が「留学」「家族滞在」の留学生が、アルバイト等収入を伴う活動を行おうとする時には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要があります。

資格外活動許可にも期限があります。更新の手続きも忘れずに行ってください。

その他の情報

「外国人留学生のしおり」をご覧ください。本学 HP よりダウンロードできます。

海外留学制度

海外留学に関する情報は、大学ホームページ、全学ポータルサイト、国際センター及び学生サポートセンター掲示板等に随時掲載しています。留学を希望される方は、確認して下さい。

海外留学の相談窓口について

海外へ留学をご希望の方を対象に国際センターでは、相談窓口を開設しています。メールまたは、お電話にてご予約ください。

お問合せ：国際センター

Email: kokusai@ado.osaka-cu.ac.jp TEL (06) 6605 - 3557

海外留学先について

- ◆協定校留学：本学が海外の大学との交流協定に基づき、学生を派遣する交流プログラムです。長期間の派遣と短期間の派遣があります。留学先の詳細については、本学ホームページで確認して下さい。
- ◆個人留学：個人で手配する留学です。留学先や留学期間など幅広い選択肢から選択が可能です。長期間の留学の場合、各学部・研究科によって取扱い方法が異なる場合がありますので、ご所属の学部窓口へご相談ください。
- ◆認定留学：本学とパートナーシップ提携をしている日本スタディ・アブロード・ファンデーション（JSAF）のSAP留学プログラムに参加する留学です。留学期間は在学年数に加算され、取得単位の認定を受けることも可能です。

海外留学先での注意点について

近年、海外において暴動や内乱、テロ活動をはじめ、大規模な地震・津波等の自然災害、感染症等に日本人が巻き込まれるケースが増えつつあります。

渡航先での安全の確保のため、「自分の身は自分で守る」という意識を常に持っておくことが重要です。例えば、「その国の法令遵守」はもちろんのこと、「治安の良くない場所や夜間の外出は控える」、「多額の現金や貴重品を持ち歩かない」、「危険地域に近寄らない」、「麻薬等の薬物使用は絶対にしない」、「見知らぬ人を安易に信用しない」など、自己責任の意識を持つことが安全対策上重要です。

また、家族や保護者等に渡航先国の情報や滞在先の連絡先等の事前連絡等を行っておくとともに、留学中も生活状況や健康状態等をこまめに連絡しましょう。もしもの場合に備えて必ず海外旅行傷害保険等へ加入するなどのリスク管理を行っておく必要があります。

大阪市立大学ボランティアセンター “ボラカフェ”

～ボランティアの相談ができる場所～

☆大阪市立大学ボランティアセンター “ボラカフェ” ☆

平成 23 年 1 月にオープンした「大阪市立大学ボランティアセンター（“ボラカフェ”）」毎日昼休みにボランティアの紹介から相談まで、学生スタッフが丁寧に承ります♪
「ボランティアしてみたいな」「興味はあるけどどうしたらいいかわからない」「どんなボランティアがあるんやろ？」などなど…
そんなあなたは、ぜひボラカフェへ！ あなたにぴったりのボランティアをご紹介します♪

☆ボランティアしてくれる人募集中！☆

せっかくの大学生！ボランティアははじめませんか？

高齢者・障がい者・学習支援など、実はたくさんのボランティアの依頼、情報があります。

一日ボランティアから、長期のものまであなたのニーズに合ったものを紹介します

空いた時間に、少しやってみようかな、、、そう思ったらボラカフェへ



☆ボランティアセンター学生スタッフも募集中☆

ボラカフェで、私たち学生スタッフと地域活性化・まちづくり・サークル同士の交流・カフェの運営・などなど…をやってみませんか？

一緒にワイワイ楽しみながら社会勉強しましょ♪ 心よりお待ちしています！

すこしでも興味をもったあなたは“ボラカフェ” or 学生

支援課までお問い合わせください!!



ボランティアセンター “ボラカフェ”

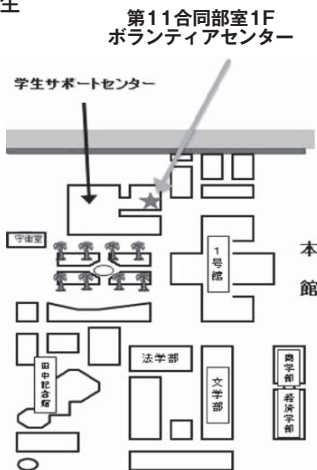
OSAKAGARDEN の様子
ボラカフェは地域活性化イベントの
お手伝いも行います
大学と地域を繋ぐお仕事



ボランティア全般資料がそろってます



ボランティアセンター問合せ先：
学生支援課（電話 06-6605-2103）
[http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/
student/volunteer.html](http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/student/volunteer.html)



ボランティアセンター “ボラカフェ”
学生サポートセンター（第11合同部室1F）
TEL：06-6605-3652
E-mail：volunteercafe.ocu@gmail.com

学術情報総合センター

ここが市大生の書斎やねん。



大学での学習に欠かせない豊富な資料と快適な学習空間であなただの学生生活をサポートします

開館時間

平 日 午前9時～午後10時

※授業のある期間は午前8時半～

土曜日 午前10時～午後7時

日曜日 午前10時～午後5時

※但し日曜開館は授業のある期間のみ

2階 レファレンスゾーン

- ・メインカウンター
(貸出返却、PC貸出、施設利用)
- ・レファレンスコーナー
(調べものの相談、他大学利用)

3階・4階 図書閲覧ゾーン

- ・学習に必要な20万冊の図書
- ・グループ学習室、自由閲覧室

5階 マルチメディアゾーン

- ・映像資料、英語学習コーナー
- ・ラーニングコモンズ
- ・情報教育PCルーム (120台)

B1階 雑誌センターゾーン

- ・最近の雑誌、新聞

★ラーニングコモンズ (5F)

可動式の机やホワイトボード、大型モニターなどがあり、グループでのディスカッションに最適

★OCUNET wi-fi, eduroam

センター内の主要エリアで接続可能

資料・サービス・休館日はここでチェック！

Library Service ホームページ

<http://libweb.media.osaka-cu.ac.jp/>



mobile OPAC

- 図書館カレンダー
- 資料検索
- 利用状況確認



便利なWEBサービスをご利用ください!!

利用状況の確認、資料の貸出予約・延長、ILL申し込みなど
スマホや自宅のパソコンから手続きできます。

学術情報総合センター医学分館 ここにもあるねん、市大生の書斎。

阿倍野キャンパスのあべのメディックス
(8・9階)には、医学分館があります。

ここには、約18万冊の医学・医療・看護学
関連の図書・雑誌・視聴覚教材があり、それを
利用するための快適な施設・設備が整えられて
います。9階は、明るく開放的な空間に静かな
閲覧席、個室やインターネットコーナーがあり、
8階は、ディスカッションやグループ学習に適
した「i-コモ」(ラーニングコモンス)になっ
ています。

開館時間は、

平 日 午前9時～午後9時

土曜日 午前10時～午後7時

是非あなたの学生生活に役立ててください。



医学分館ホームページ

<http://www.med.osaka-cu.ac.jp/medlib/>

共用施設について

本学では、教室以外にもさまざまな共用施設があります。授業の空き時間などにぜひ利用してください。

【交流談話室】

全学共通教育棟 2 階にあります。
学生同士でミーティングなどを行う場所です。

利用可能時間 平日 8 : 30 ~ 18 : 00



【自習室】



全学共通教育棟 1 階にあります。
多くの学生が自習等を行っています。

利用可能時間 平日 8 : 30 ~ 18 : 00

【共同談話室】

第 2 学生ホール 2 階にあります。
広々とした空間です。

利用可能時間 平日 9 : 00 ~ 21 : 50
(休日 9 : 00 ~ 19 : 50)



【ユーカリ】

第 1 学生ホール 1 階食堂内にあります。

自由使用時間 平日 9 : 00 ~ 16 : 45

※ 11 : 00 ~ 14 : 00 は食堂として使用

※ 17 : 00 ~ 21 : 50 (休日 9 : 00 ~ 19 : 50) は
特別利用時間として**学生支援課**に申請すれば使用
できます。



【トネリコ】



第 2 学生ホール 1 階にあります。

自由使用時間 平日 9 : 00 ~ 20 : 00

※ 11 : 00 ~ 14 : 00 は食堂として使用

※ 20 : 00 ~ 21 : 50 (休日 9 : 00 ~ 19 : 50)

は特別利用時間として**学生支援課**に申請すれば
使用できます。

【サポニフ】

学生サポートセンター中庭「サポニフ」は、
屋外にある開放的な空間です。

利用可能時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00

申請を出し承認されれば、占用利用が可能です。

申請先：学務企画課庶務担当 06-6605-3503



学生なんでも相談窓口



もや君



ふうーちゃん



はて君

皆さんが、学生生活をおくる際に感じたさまざまな不安・悩み・疑問などを解決するお手伝いをするための窓口として「学生なんでも相談窓口」を設置しています。まずは窓口へ来て、お話しください。

お話を聴き、必要に応じて適切な部署等を案内します。

一緒に解決の糸口を見つけましょう。

●利用するには●

◎学生サポートセンター1階「学生なんでも相談室」または学生支援課の窓口へお越しください。

・「学生なんでも相談室」は1階エントランスを入れてつきあたり左奥です。(障がい学生支援室と同室です)

◎電話による相談も行っております。

電話：06-6605-3039

◎面談の予約は

電話：06-6605-3039

メール：s-soudan@ado.osaka-cu.ac.jp

メールによる予約は、1週間前までにお願いします。

障がい学生支援室



障がい学生支援室では、障がいのある学生の所属する学部・研究科の教職員等と支援について検討し、必要な場合は、学部・研究科、保健管理センター等と連携し、以下のような支援を行っています。

支援を必要とされる方は、ぜひ障がい学生支援室までご連絡ください！

① 相談

支援を必要とされる方は、所属する学部・研究科教務担当または障がい学生支援室にお問い合わせください。

② 面談

障がいのある学生、所属する学部・研究科教務担当、障がい学生支援室、その他関係者で面談を行い、必要な支援について話し合い、支援の内容・方法を決定します。

③ 支援利用 授業開始

準備期間を経て、障がいのある学生の個々の状況に応じた支援利用が始まります。

例）・教職員へ必要な支援や配慮について説明し、協力を依頼します

- ・要約筆記を行うノートテイカー等の学生サポートスタッフを配置します
- ・建物や教室等の物理的環境を整備し、キャンパス内のバリアフリーを確保します

学生サポートスタッフの募集

障がい学生支援室では、聴覚障がいのある学生に対するノートテイクやその他学習補助などの支援を行うサポートスタッフを募集しています。

責任と思いやりを持って支援活動に取り組んでくださる学生をお待ちしております。

募集を行う場合は、学内掲示板および全学ポータルサイトのお知らせに掲載します。

関心のある方は障がい学生支援室までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

学生支援課 障がい学生支援室 (学生サポートセンター 1 階)

TEL : 06 - 6605 - 3650 FAX : 06 - 6605 - 3648

E-mail : ocusgs@ado.osaka-cu.ac.jp

障がい学生支援室は、学生サポートセンター 1 階エントランスを入ってつきあたり左奥です。

障がいのある人に出会ったら

障がい者といっても、一人ひとり違います。障がいのある人が困っているように見えたら、まず、「お手伝いしましょうか。」と声をかけてください。もちろん、耳の不自由な人には筆談で。いきなり身体に触れるのは失礼ですし、相手をびっこりさせてしまいます。

その人が何をしてほしいかよく聞いて、それによって柔軟に対応してください。

時には「大丈夫です。」と断られることもあるかもしれませんが、手助けをする気持ちがあることを示していきましょう。

＜目の不自由な人の誘導＞

誘導する人は目の不自由な人に自分の肘を持ってもらい、目の不自由な人の一歩前を歩くようにします。

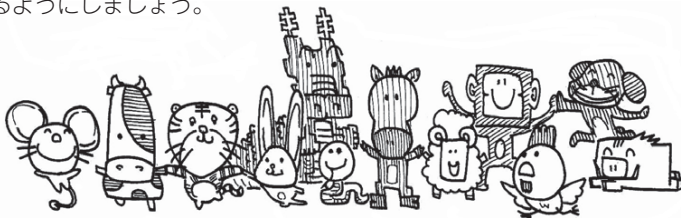
何をしてほしいのか、よく聞いて誘導を行ってください。また見ていて危ないときは、素早く声をかけてください。

＜車椅子を使っている人に対して＞

車椅子は意外に重たいものです。車椅子の人が安全に移動するためにも4～5人の助けが必要です。

階段をあがる時には車椅子を前向きにして、降りる時には後向きにして運ぶようにします。エレベーターの利用に際しても、車椅子の人を優先させてください。

ただし、車椅子のタイプや手助けしてほしいことが違いますので、必ず本人に確認を取るようにしましょう。



☆障がいのある市大生への協力

本学にも、障がいのある学生が学んでいます。障がいのある学生が大学での
 勉学が十分できるようにするには、設備の改善だけではなく、他の学生の協力
 が必要な場合があります。

たとえば、身体に障がいがある学生のために、教室などへの移動を介助すること、耳の不自由な学生のために講義中にノートをとること、目の不自由な学生のために講義以外の時間に本を朗読することなど、大学では必要に応じて学生のみなさんの協力を呼びかけています。

掲示板・ポータルサイトでお知らせしますので、あなたの積極的な参加をお待ちしております。

白馬セミナーハウス

本学には、学生・教職員が利用できる学外施設として、白馬セミナーハウスがあります。

白馬三山をはじめとする北アルプス後立山連峰を望む絶景の地にあり、冬はスキーに、夏は合宿や登山にと広く学生・教職員に利用されています。

申込方法

白馬セミナーハウスの申込受付は学生支援課（学生サポートセンター1階）で行っています。利用希望者は『仮予約用紙』に宿泊予定日・利用予定人数・代表者氏名を明記し、窓口へ提出してください。

仮予約後、『大阪市立大学白馬セミナーハウス使用願』に宿泊日・利用人数・代表者氏名等を明記し、宿泊料（お釣りがないようにしてください）とともに窓口へ提出してください。

予約申込は利用日の2ヶ月前の月初めから利用日の2日前（土・日・祝除く）まで可能です。また、電話やメールでも予約できます。メールの場合は、本学ホームページをご覧ください。題名に「白馬セミナーハウス利用予約申込」と記入の上送信してください。（TEL:06-6605-2103 MAIL:kousei@ado.osaka-cu.ac.jp）

※『仮予約用紙』、『大阪市立大学白馬セミナーハウス使用願』は学生支援課に用意しています。また、本学ホームページ（白馬セミナーハウス紹介ページ）からダウンロードもできます。

白馬セミナーハウス概要

所在地 長野県北安曇郡白馬村神城22203

最寄駅 JR大糸線 神城駅（セミナーハウスまで徒歩10分）

収容人数 24人（20人以上での利用の場合、貸切利用できます）

施設概要 宿泊室 5室（ベッド室 2室、和室 3室 全室無線LAN完備）
食堂兼ミーティングルーム、浴室、トイレ

アクセス 電車の場合：大阪駅 — 松本駅 — 神城駅（約5時間30分）

高速バスの場合：各所要ターミナルより松本駅まで運行されています。

利用料金 本学学生・教職員：1名につき、1泊1,500円

学外者（卒業生を含む）：1名につき、1泊2,200円

※食事の取扱についてはセミナーハウスへ直接連絡してください。

白馬セミナーハウス周辺施設

白馬セミナーハウスの周辺にはスキー場、温泉のほか、パラグライダーやラフティング、熱気球、そば打ちなどを体験できる施設や、気軽に立ち寄れる美術館、工房もあります。

※希望者は各施設へ直接連絡し、申込となります。

白馬セミナーハウスに関するお問い合わせ

大学運営本部学生支援課 06-6605-2103

※本学ホームページにもセミナーハウスの詳細を掲載しています。

URL <http://www.osaka-cu.ac.jp/campus/commons/hakuba.html>

キャンパスメンバーズ制度

大阪の文化・歴史や科学について知ろう！

「キャンパスメンバーズ」制度は、学生のみなさんが大阪の歴史や文化への理解を深めることを目的としており、本学の学生は学生証を提示することで、下記の6施設を無料で利用することができます。

無料で利用できる施設・利用範囲	●大阪歴史博物館/常設展示 ●大阪城天守閣/特別展を含む全展示 ●大阪市立自然史博物館/常設展示 ●大阪市立美術館/常設展示 ●大阪市立科学館/展示場 ●大阪市立東洋陶磁美術館/常設展示 (プラネタリウム・全天周映像を除く) (注) 大阪城天守閣を除く、各施設にて実施される特別展では、原則として各特別展において定める団体料金が適用されます。
利用できる方	本学に在籍する学部生と、大学院生(ただし研究生・研修生・科目等履修生等は除く)
利用方法	各館の展示室入口やイベント会場の受付などにおいて、本学がキャンパスメンバーズの会員であることを申し出たうえで、学生証を提示してください。



お問い合わせ

大学運営本部学務企画課 地域貢献担当

TEL 06-6605-3504

アルバイトの紹介

大学は、学生生活の経済的基盤を補強する方法の1つとして、アルバイトの紹介をしています。しかし、学生の本来の姿は勉学・研究・課外活動に時間を活用することにあります。アルバイトは必ず学業に支障の無いようにしてください。

アルバイトの紹介について

インターネットを利用してアルバイト紹介しています。アルバイト情報の閲覧にはシステムへの登録が必要です。（詳しくは「ログイン方法」を確認してください）登録・ログインすればパソコンや携帯から求人情報検索が可能です。詳しくは大阪市立大学アルバイト紹介システムを確認してください。

（アドレス：<http://www.aines.net/osaka-cu>）

ログイン方法

- ①アルバイト紹介システム（<http://www.aines.net/osaka-cu>）へアクセス
- ②新規登録画面で、大学が配付するメールアドレス（…@ex.media.osaka-cu.ac.jp）を入力し、登録する
- ③登録したメールアドレス宛てにログインID・パスワードが届く
- ④ログインID・パスワードをログイン画面で入力し、求人紹介ページに入る
- ⑤希望の求人を探し、応募方法に従って求人先と連絡をとる

注意事項

1. 賃金支払日など、就労条件をよく確認し、事前に雇用者と十分話し合うこと。
2. 就労内容に対する疑問・トラブルがあれば、すぐに大学に連絡すること。
例 ○労働条件が異なる
○心身に危険が伴う仕事である
○アルバイト中に事故が発生した
3. 無断遅刻・欠勤をしないこと。雇用者も業務上の支障が出てクレームがつき、市大生全体の評価の低下につながります。本学の学生としての良識と誠意をもって就労してください。

個人情報の取扱について

求人先と連絡を取り合う際には、個人情報の取扱には十分注意してください。思わぬ所から情報が外部に漏れ、トラブルとなることがあります。フリーメールや不特定多数が使うパソコンを使ってのやり取りは避ける、データの暗号化を行うなどの対策を日頃から行うようにしてください。

アルバイト紹介に関するお問い合わせ

㈱ナジック・アイ・サポート 06-4806-0560

大阪市立大学大学運営本部学生支援課 06-6605-2103

住まいの紹介

安心して学生生活を送れるよう、住まい紹介業務を行っています。

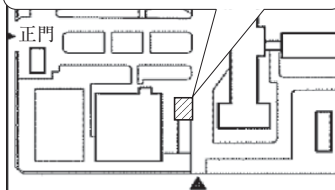
申込方法

住まいの紹介は大阪市立大学生生活協同組合総務部にて行っています。窓口にて申し出、住まい提供カードの中から自分に合った住まいを選択してください。

大阪市立大学 生活協同組合総務部
(旧教養地区 第1学生ホール東側)
受付時間：平日（月～金）10:00～18:00
電話：06-6605-3011
URL：http://osaka-cu.hanshin.coop/

決定にあたっての留意点

環境が勉学に適しているかどうか、大学までの交通の便は適当かどうかを確認して決定してください。また、入居後のトラブルを防ぐため、契約内容ははっきりとさせておいてください。



大阪市立大学杉の子保育園の利用について

《昨年度と比べて利用条件を緩和しています》

勉学と育児の両立にあたり、市区町村の認可保育園等では受入れが困難な場合や、緊急、一時的、断続的に保育を必要とする場合においても、安心して勉学が続けられるよう支援します。

- 1 保育対象 0歳（生後57日）から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児
- 2 利用対象者 大阪市立大学の教職員及び学生とする。
- 3 保育定員 月極保育（定員20名のうち原則15名まで）、
一日（半日）保育（定員に空きがある範囲内で実施（5名程度は確保））
- 4 保育日 月～金曜日（土日祝、年末年始（12/29～1/3）は休み）
- 5 保育時間 ①基本保育（一日） 8:15～18:00
（半日） <午前> 8:15～13:15
<午後> 13:15～18:00
②延長保育 18:00～19:00

※利用料金（保育料）、その他条件等については、大学ホームページまたは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

大阪市立大学法人運営本部職員課
06-6605-2021
大阪市立大学杉の子保育園
06-6605-3610

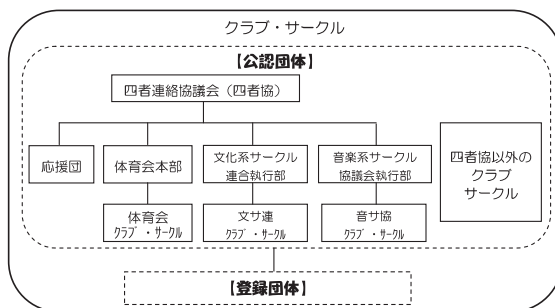


課外活動団体に入りたい！

○課外活動

- ・課外活動は、学生生活の充実向上のために、学生が自主的に組織・運営する活動です。
- ・課外活動団体には、スポーツ系・音楽系・文化系のクラブ・サークルがあり、本学では約 230 の団体が活動しています。

課外活動団体組織図



○課外活動の教育効果

- ・課外活動には、人格の形成や協調性の涵養、多様性の尊重等、優れた教育効果がありますので、その健全な発展を奨励するため、大学は所定の条件を充たした課外活動団体（登録団体、公認団体）に対し支援をしています。
- ・支援の担当窓口は、学生サポートセンター内にある**学生支援課**です。

○課外活動への加入

- ・学生は、希望する課外活動団体に自由に加入できます。
- ・課外活動の内容を知りたい場合は、各クラブ・サークルの部室（P49～52 参照）を直接訪問するか、部員募集のポスター・ビラに記載の連絡先に問い合わせてください。また、実際の活動を見学するのも効果的です。

○課外活動に関わる情報提供

- ・課外活動に関わるさまざまな情報は、周知ビラ、学生サポートセンター内の学生生活掲示板、ポータルサイト等で適宜提供します。見落としのないように十分注意してください。

○課外活動支援と諸手続き

- ・課外活動への支援は、予算額や現有施設・備品・部室数の範囲内で行います。所定の手続きをしてください。本学の課外活動施設については、P53～54のとおりです。
- ・対外試合・合宿・イベント開催に関わる手続きを必ずしてください（P55～56 参照）。
- ・手続きは学生サポートセンター内の**学生支援課**で行ってください。

○注意喚起

課外活動は、危険や事故を伴うことがあります。しかし、工夫次第でその可能性を低くしたり、無くすこともできます。以下の点には十分注意してください。

- ・課外活動は安全に十分配慮し、ゆとりのある内容にしてください。
- ・合宿届・行程表は**学生支援課**に提出してください。顧問がいる場合は顧問の教員にも連絡してください。
- ・課外活動時には、市大生としての自覚を持つとともに、良識ある行動をとりましょう。
- ・未成年の飲酒は厳禁です。飲酒の強要もあってはなりません。
- ・違法薬物や危険ドラッグ等には、絶対近づかないようにしましょう。

○事故被災時の対応

万が一、事故や災害にあった場合は、まず、安全を確保し、警察・消防・海上保安本部に連絡してください。その後速やかに大学と顧問がいる場合には当該顧問教員に連絡してください。

- ・警察（電話 110）、消防（電話 119）、海上保安本部（電話 118）
- ・平日 月曜日から金曜日の 8：45～17：15 の場合は、
（杉本）学生支援課（電話 06-6605-2103）
（阿倍野）医学部学務課（電話 06-6645-3611）に連絡してください。
- ・平日上記時間外、および土・日・祝日の場合は、
（杉本）大学守衛室（電話 06-6605-2090）
（阿倍野）学舎防災センター（電話 06-6645-3660）に連絡してください。

連絡を受けた後、大学は定められた手順（P57 参照）に従って対応します。

課外活動団体を作りたい！

課外活動団体の新規結成は、毎年 4 月と 10 月に受付を行っています。結成理由や目的、活動予定、団体規約などをよく考え、学生支援課にある所定の用紙に必要事項を記入し、団体規約・結成趣旨書と共に提出してください。新規結成の条件は 2 名以上の部員を有し、既存団体と同じ目的でないこととしています。詳しくは学生支援課にて相談・確認してください。

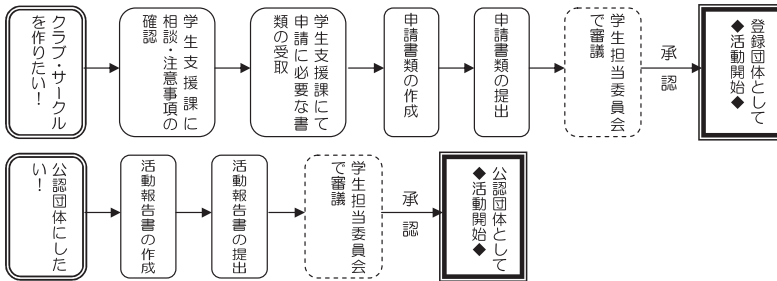
新規結成が認められると、登録団体として活動することになります。目的や規約に沿って活動してください。登録団体として 1 年活動した後、公認団体への申請を行う事ができます。こちらも毎年 4 月と 10 月に受付を行っているため、希望する場合は活動報告書を作成し、期間内に提出し、申請してください。承認されれば公認団体として活動することができます。

登録団体・公認団体ともに規約や代表者・役員の変更があった場合や廃部する際には速やかに学生支援課に報告してください。

〈申請の流れ〉

（上段）登録団体(新規結成)の申請手順

（下段）公認団体の申請手順



○課外活動団体の設立・廃止・更新

- ・ 学生は、課外活動団体を設立することができ、次年度への更新も可能です。また廃部にすることもできます。
- ・ 課外活動団体の設立・廃止・更新は、定められた手続きにより行ってください。
- ・ 窓口は、学生サポートセンター内の**学生支援課**です。

○顧問の配置

- ・ 課外活動団体は学生の自主的な団体ですが、大学とのパイプ役として顧問（原則として本学専任教員）を置くことが望ましいので、顧問のいない団体は顧問を見つける努力をしてください。
- ・ 顧問の見つけ方が分からない場合は、学生サポートセンター内の**学生支援課**に相談してください。

○安全衛生担当者の配置

- ・ 課外活動団体は、課外活動時の安全と健康を確保するために、安全衛生担当者を配置してください。
- ・ 安全衛生担当者は、大学が提供する安全と健康の確保に関するさまざまな情報に十分注意し、必要な情報をメンバー全員に伝えてください。

○防火・防災担当者の配置

- ・ 課外活動団体は、様々な災害の発生を想定し、それらの防止に努めるために防火・防災担当者を配置してください。
- ・ 防火・防災担当者は、大学より定期的に配付される自主検査チェック表に基づき、使用部室の点検および結果の報告、また消防点検等の立ち会いを行ってください。

課外活動団体一覧(平成28年2月現在)

(公認団体)

四者連絡協議会（四者協）

団体名	部室番号	団体名	部室番号
応援団	02B06 10A05	体育会	02A01
文化系サークル連合	10A02 10A04	音楽系サークル協議会	10A03

応援団

団体名	部室番号
応援団	02B06 10A05

【部室番号の見方】

(例) **01 A 01** = 第1合同部室
1階の01

↓ ↓
部室棟番号 階数と部屋番号
(Aは1階、Bは2階)

※部室様の場所はP91、P92で確認してください。

体育会

団体名	部室番号	団体名	部室番号
体育会	02A01	アーチェリー部	11C07
合気道部	02B10	合気道競技部	01A08
アイスホッケー部	12B09	アメリカンフットボール部	12A01
空手道部	07A03	弓道部	14A01
競技スキー・スノーボード部	02B03	競技ダンス部	07B03
剣道部	02B05	硬式庭球部	19A01
硬式野球部	12A02	ゴルフ部	13A04
サイクリング部	12A03	(男子) サッカー部	12A04
山岳部	01A04	柔道部	02B09
準硬式野球部	12A05	水泳部	13A10
ソフトテニス部	20A01	ソフトボール部	12A06
卓球部	02A07 09B05	テコンドー部	06A03
軟式野球部	12B05	日本拳法部	02B07
二輪愛好会	08A03 08B01	馬術部	15A01
(男子) バスケットボール部	02A05	(女子) バスケットボール部	02A02
バドミントン部	08A05 02A09	(男子) バレーボール部	02A04
(女子) バレーボール部	02A03	(男子) ハンドボール部	12B06
(女子) ハンドボール部	11C02	(男子) フィールドホッケー部	12B01
民族舞踊部フロイント	02A10	ボート部	11C09
ボクシング部	02B04	ユースホステル部	02B01
ヨット部	11C05	ラグビー部	16A01
(男子) ラクロス部	11C06	(女子) ラクロス部	05A05
陸上競技部	12B08 05A04	レスリング部	02B02

団体名	部室番号	団体名	部室番号
ワンダーフォーゲル部	05A06 13A07	医学部競技スキー部	—
医学部硬式テニス部	13A01	医学部ゴルフ部	25B05
医学部サッカー部	13A05	医学部準硬式野球部	12B02
医学部水泳部	25B05	医学部軟式テニス部	01B08 25A02
日曜日よりの使者(医学部軟式野球)	—	医学部バスケットボール部	01B02
医学部女子バスケットボール部	25B02	医学部バドミントン部	01B02 25B01
医学部バレーボール部	01B02	医学部ラグビー部	13A03 25B05

文化系サークル連合

団体名	部室番号	団体名	部室番号
文化系サークル連合	10A02 10A04	アイセック大阪市立大学委員会 (海外研修)	07B11
アニメーション研究会	09B03	囲碁部	08A02
映画研究会	09B02	SHK 市大放送研究会	04B05
E.S.S.(英語スピーチ・ディベート)	09B04	園芸部	04A02
劇団カオス	07A06 08B03	学術探検部	01A07
学生ゼミナール (社会科学研究サークル)	09B01	競技かるたサークル	07B09
古都散策有史会	01B06	茶道部利休会	07A07
ジェンダー研究会	07B02	写真部	02A06
手話サークルふぁいたーず	01B10	将棋部	07A09
聖書を読む会	01A03	生物研究会	—
センターわけ(勉強会)	07A01	ダンデライオン (お笑いライブマネージメント)	04B03
地質研究会	09A04	朝鮮文化研究会	07B10
CHOVORA!(環境保護・国際協力)	04B02	鉄道同好会	01B04
天文部	09A05	点訳サークルによろよろ	07A05
美術部青桃会	01A12 01B03 09A02	フォーミュラプロジェクト	07A10 21A03
部落問題研究会	—	文化的創作団体「文紡」	01A11
文学研究会	04B01	法学研究会	04A03
BOKIKEN	05A02	マイコン研究会	07A04
漫画研究会	07B05	市大野鳥の会	01A02
落語研究会	07A08	旅行愛好会	09A03

音楽系サークル協議会

団体名	部室番号	団体名	部室番号
音楽系サークル協議会	10A03	アコースティックギター部	01A06
Accord(アカベラ)	07B07 07B08	合唱団フリーデ	11C10
ギターマンドリンクラブ	08B02	クラシックギター部	05A03

団体名	部室番号	団体名	部室番号
グリークラブ	11B02	軽音楽部	11B03
交響楽団	01B11 01B12	コンサートバンド	08B04
混声合唱団	08A04	Jazz 研究会	01A01 09A01
市大テクノ部	05A01	FOLK SONG CLUB	11B05
邦楽くらぶ	07B12 07B13	POP CHAPS	01A09 11B01
Music Reserch Club	11B06		

その他（四者協に加盟していない団体）

団体名	部室番号	団体名	部室番号
アジア経済経営研究会	—	AVICAN（フットサル）	13A09
市大アイドル	—	WINGS（サッカー）	12B03
SSS（スポーツ）	—	M.L.F.（硬式テニス）	03A05
エラオマッセ（バドミントン）	07B01	恐竜愛好会 ジェラシックパー君	—
クラシック音楽愛好会	11B04	国際地域経済研究所	—
子ども関連ボランティアサークル 「コノユビトマレ」	04B07	三大学学生研究討論準備委員会	—
シーズンスポーツサークル （サーフィン、スノーボード）	—	ジブリの樹（ジブリ作品研究）	—
スカッシュサークル	01B09	杉の子（サッカー）	12B07
String（英語学習）	—	ストロベリー（硬式テニス）	04A05
Smily（硬式テニス）	—	SPLASH（ダンス）	01A05
Set Up（バレーボール）	02B08	大学祭実行委員会	第1 学生ホール 学生団体室
チーム朱蘭（よさこい）	06A05	Cherish!（フットサル）	03A03
中国人留学生会	11C03	トレーディングカードゲームサークル	—
にぶじゅん（軟式野球）	06A01 06A02	日本民主青年同盟大阪市立大学班	—
能楽研究会	07B06	排球クラブ（バレーボール）	02A08
バタフライ（障害と多様性を考える会）	—	Hava Rava（フットサル）	06A04
パフェスタ（グルメ研究）	—	ハミデント（ソフトテニス）	03A02
Hijicho（広報活動）	07A02	ピリヤード・ブランチ	08A01
フィッシングサークル	03A07	Hoops（バスケットボール）	01B05
フタマル ～ TABLE FOR TWO 大阪市大～（国際支援）	04B04	FOOT!!（フットサル）	—
フライングパンダ（スポーツ）	11C01	フルハウス（テニス）	11C08
ボカロ部（ボーカロイド）	—	ポケッツ（ピリヤード）	04A04
マジックサークル HAT	—	まっつくつい（旅行）	01B01
まつぽっくり（硬式テニス）	11C04	manavee（授業配信）	—
味覚部	—	ものづくりサークル「サンスケ」	—
モモンガ（硬式テニス）	13A02	ユニコーンズ（バスケットボール）	01B07
ユリイカ（フィールドワーク）	—	ライトノベル研究会	04B06
ラバーズ（硬式テニス）	12B04	留学生会	11C03
one five（軟式野球）	—	IRC（イチダイ ライダース クラブ）	25A03

団体名	部室番号	団体名	部室番号
あそびーす（小児科病棟ボランティア）	—	ISAO（国際交換留学）	—
医学部 OCUM スポーツ医学サークル	—	医学部ギター・マンドリンクラブ	25A01
医学部軽音楽部	25A05	現代音楽研究会（医）	25A04
医学部剣道部	25B04	医学部交響楽団	25B08
東洋医学研究会（医）	—	メディコミ SPK（医学部医療面接技術向上）	—
医学部小児科 ベッドサイドボランティアサークル	25B04	ライフサポートクラブ（医）	—
医学部陸上競技部	25B02	臨床手技サークル（医）	—

（登録団体）

団体名	団体名
ADOCUS（アプリ開発）	ALPS（アウトドア）
E-Sports Club LoL （コンピューターによるスポーツ競技）	NPO 活動研究会
LGBT サークル SPICA （セクシャルマイノリティ交流）	OCU 五代友厚プロジェクト
かすたねっと（バリアフリー）	GUCCIO（ソサイチ）
クリメイト（制作・競技）	剣道サークル
語学研究会	国際交流サークル JAMBOREE
こもえすたせにょ（ディベート）	CPASS @ OCU（会計士受験生交流）
自動車サークル	手芸サークル
書道部	STUDY FOR TWO（教育支援）
SPREAD（マイナースポーツ）	生活習慣改善推進同好会
ソフトドリンク同好会	TRPG 同好会（対話型ロールプレイング）
大学院サッカー部	旅心
Tifosi（サッカー観戦）	トレスポ（映画鑑賞）
Nakata OCU（アウトドア）	パズル研究サークル
P.F.C（ハング・パラグライダー）	フィギュアスケートクラブ
ふらべちの（バドミントン）	ポケモンサークルこがね
まち labo（地域発展）	マンガ創造会
memories（ドッジボール）	ヨガサークル「YEHA」
ラフライ部（サブカルチャー）	WAWAWA（ハンドボール）
医学部サイクリングサークル	医学部ワンダーフォーゲル同好会

本学の課外活動施設

課外活動として施設を使用する場合は、**学生サポートセンター1階学生支援課カウンター横（メールBOX上）**に設置している「施設使用予約簿」で施設を仮予約し、調整会議に出席し、予約してください。その後、学生証を持参のうえ、**使用日3日前**（合宿所利用は5日前）までに所定の「施設使用願」を**学生支援課**に提出してください。（一部施設は申込方法が異なります。一覧表を確認してください。）また、場所についてはp91、92を参照してください。

施設名称	使用種別 (※2)	使用できる時間帯	収容定員	予約・申込方法等
グラウンドハウス	合宿所（大）	個別使用 宿泊日の正午から翌日の10:00まで	48	使用日前々月1～9日に 学生支援課 で仮予約し、使用日前々月10日16:30からの使用者調整会議（※1）に出席し、他団体との調整のうえ予約してください。その後、所定の施設使用願を提出し、確保が確定します。 （使用目的…クラブ・サークル等の集団訓練のための合宿活動に使用）
	合宿所（小）		24	
第1学生ホール	ユーカリ	共同使用 9:00～16:45（休日を除く） ※11:00～14:00は食堂として使用	24	（★） 使用日前月の1～19日に 学生支援課 で仮予約し、使用日前月20日16:30からの使用者調整会議（※1）に出席し、他団体との調整のうえ予約してください。その後、所定の施設使用願を提出し、確保が確定します。
		個別使用 17:00～21:50 （休日 9:00～19:50）		
	オアシス	個別使用 9:00～21:50 （休日 9:00～19:50）	200	
	会議室1A		24	
	会議室1B		18	
第2学生ホール	トネリコ	共同使用 9:00～20:00（休日を除く） ※11:00～14:00は食堂として使用	57	自由に使えます。 申込は3ヵ月前から可能です。使用する際は 国際センター（全学共通教育棟2階事務室内） まで申し出てください。
		個別使用 20:00～21:50 （休日 9:00～19:50）		
	会議室2A	個別使用 9:00～21:50 （休日 9:00～19:50）	60	
	会議室2B		30	
	共同談話室			
スナック	ミーティングルーム	個別使用 9:00～21:50 （休日 9:00～19:50）		学生ホールの方法に同じ（★）
教室（※3）	全学共通教育棟	個別使用 授業期間：平日…授業終了後～21:50 土…9:00～21:50 日・祝…9:00～19:50 試験期間：使用不可 研修期間：平日・土…9:00～21:50 日・祝…9:00～19:50 長期休業：平日・土…9:00～21:50 日・祝…9:00～19:50	各教室の定員の	学生ホールの方法に同じ（★） （使用許可教室については 学生支援課 にて要確認）
	1号館			
	法学部棟			
	経済研究所棟			
部室棟	第7合同部室会議室	個別使用 9:00～21:50 （休日 9:00～19:50）	83	留学生のみ使用できます。使用する際は 国際センター（全学共通教育棟2階事務室内） まで申し出てください。
	留学生交流室	共同使用 9:00～17:00（休日は除く）		

施設名称		使用 種別 (※ 2)	使用できる時間帯	予約・申込み方法等 備考
武道場	第 1 (旧) 武道場	特別 使用	9：00～21：50 (休日 9：00～19：50)	日本拳法部、ボクシング部等の団体が使用 します。
	第 2 (新) 武道場			剣道部、空手道部、合気道部等の団体が使 用します。
スポーツ ハウス	トレーニング ルーム	特別 使用	9：00～21：50 (休日 9：00～19：50)	「使用登録証」の交付を受けた課外活動登 録団体が使用できます。使用希望団体は学 生支援課に申し出てください。
屋外競技場	陸上競技場 (フィールド)	特別 使用	9：00～21：50 (休日 9：00～19：50)	アメフト部、ラグビー部・サッカー部等の 団体が使用します。
	硬式野球場		9：00～17：00	硬式野球部、準硬式野球部等の団体が使用 します。
	軟式野球場	個別 使用	月～金…9：00～17：00 土…9：00～13：00	軟式野球部、ソフトボール部、ラクロス部 等の団体が使用します。
			土…13：00～17：00 日・祝…9：00～17：00	使用日前月 1～24 日に学生支援課で仮予 約し、使用日前月 25 日 10：00 からの使 用者調整会議(※ 1)に出席し、他団体と の調整のうえ予約してください。所定の施 設使用願を提出し、確保が確定します。
体育館	第 1 (旧) 体育館	特別 使用	9：00～21：50 (休日 9：00～19：50)	バドミントン 3 面他(兼用でバレーボール 1 面、バスケットボール 1 面等)
	第 2 (新) 体育館			バレーボール 3 面、バスケットボール 2 面 他(兼用でバドミントン 6 面、ハンドボ ール 1 面、テニス 2 面、フットサル、卓球等)
	卓球場			卓球部が使用します。
テニスコ ート	第 1 学生ホール横 テニスコート (ハードコート 1 面)	個別 使用	月～金…9：00～12：10	使用希望者は、学生支援課にて予約・申 込してください。翌週の 2 コマまで予約・申 込できます。
	第 2 体育館横 テニスコート (オムニコート 6 面)	特別 使用	月～金…13：00～17：30	テニスサークルが使用します。
			9：00～18：00 (休日も同じ)	硬式庭球部、ソフトテニス部等の団体が使 用します。
			9：00～18：00 (休日も同じ)	テニスサークルが使用します。
その他	音楽練習室 (第 1～14)	特別 使用	9：00～21：50 (休日 9：00～19：50)	使用団体は、音楽系サークル協議会で調整 しています。
	水泳プール	共同 使用	9：00～21：50 (休日 9：00～19：50)	縦 50 m×横 20 m 9 コース 夏期(7・8 月)は学生・教職員にも開放 しています。
	その他の体育施設	特別 使用	陸上競技場、和弓場、洋弓場、ボート艇庫(桜ノ宮)、ヨット艇庫(北港)	

(※ 1) 調整会議日が休日の場合は、翌日以降の平日に行います。

(※ 2) 「個別使用」は、予約のうえ使用申請が必要です。「特別使用」は特定の課外活動団体が許可を得て使用できます。

(※ 3) 学校行事等の関係で、使用不可や音出し不可などの制限がかかることがあります。

課外活動団体の諸手続き

皆さんが課外活動を円滑に行うために、学生支援課では、さまざまなサポートを行っています。利用にはすべて手続きが必要です。下記の手続きについての申請書配付・受付は全て学生支援課で行っています。



学内施設を使用したい！

課外活動として施設を利用する場合は、P53～54の課外活動施設一覧を参考にし、「施設使用予約簿」で施設を予約し、毎月行われる調整会議に出席し、施設の確保を行ってください。施設確保ができれば、学生証を持参のうえ、使用日の3日前（合宿所使用願のみ5日前）までに「使用許可願」を提出してください。**1回の手続きで申請できる日数は3日分までです。**

各施設の鍵については、学生ホール・ミーティングルーム、第7合同部室会議室、合宿所、体育館、武道場は「守衛室」で学生証と引き換えに鍵を借りてください。使用後は消灯・鍵の施錠を行い、守衛室に鍵を返却してください（その際には学生証を必ず受け取ってください）。引き続き次の団体が使用する場合は、その使用者とともに守衛室に行き、きちんと学生証の引き継ぎを行ってください。

教室・講堂の使用は、許可願（守衛室用）を事前に提出していれば教室は解錠しています。

備品を借りたい！

学内で行事・催し物を実施する際の使用数等を記載し、備品貸し出しについては「貸出備品予約申込簿」内の月別一覧表の使用備品項目に団体名・使用数等を記載し、「貸出備品借用用」を提出してください。なお、貸出につきましては、先着順となります。「貸出備品借用書」を提出しなければ、正式な申し込みにはなりませんので注意してください。

使用当日は、学生証を持参のうえ、学生支援課に来てください。学生証と引き換えに備品を保管している倉庫の鍵を貸し出します。返却時も必ず学生証を持参のうえ、学生支援課に来てください。

【貸出備品】

- ・長机 ・パイプイス ・延長コード ・テント ・拡声器 ・マイク
- ・マイクスタンド ・スピーカーアンプ ・液晶プロジェクター ・スクリーン
- ・暗幕 ・アルミ舞台 ・トランシーバーなど

対外試合やイベントを開きたい！

学内・学外を問わず、対外試合・演奏会・講演会などを開催するときは、必ず事前に届出をしてください。特に学外で行う場合、家族や一般学外者からの問い合わせがあったときに正確に対応できるほか、事故などで緊急連絡することもありますので、必ず届け出てください。

合宿へ行きたい！

学外へ合宿・遠征旅行に行く際は、緊急時の連絡用のため、**合宿・遠征旅行日の3日前までに「合宿旅行届」**を提出してください。その際には、合宿の日程表（作成したパンフレット等）と一緒に提出してください。そうすると、万が一、遠征先でケガをした場合でも、課外活動中と認められ、所定の治療日数を満たしていれば学研災等の障害保険（加入者のみ）を請求することができます。また、交通の手段として大型バス、レンタカーなどを利用し、構内に入構する場合は、併せて車両入構の手続きを行ってください。



クラブ・サークルの部員募集やイベントの宣伝をしたい！

学内に学生用掲示板があり、ピラ等を掲示できますので、掲示物を事前に学生支援課へ届け出てください。また、旧教養地区に立看板を設置できますので、**設置希望日の1週間前までに「立看板設置許可願」**を提出し、許可を受けて設置してください。

宅配物を大学で受け取りたい！

クラブ・サークル宛の宅配物を一時的に預かることができます。住所はP88を参照し、**宛名に必ず学生支援課宛クラブ・サークル名を記載してください**。サークルのメールBOXに通知があれば、サポートセンター1階学生支援課窓口で受取り下さい。着払いは一切受け付けません。

重量物の運搬・バス利用の合宿のために車両を入構させたい！

申請には顧問の承認印が必要です。入構する車の車種・ナンバー・運転者を確認し、**入構希望日の2日前（土・日・祝日を除く）までに申請書**を提出してください。

4トン以上の大型車両の入構については、別途申請が必要となりますので、**土日祝を除く3日前までにカウンターで申し出**てください。

申請後、翌日の午後以降に承認証を発行します（土・日・祝日を除く）

学内で演奏会・発表会を実施したい！

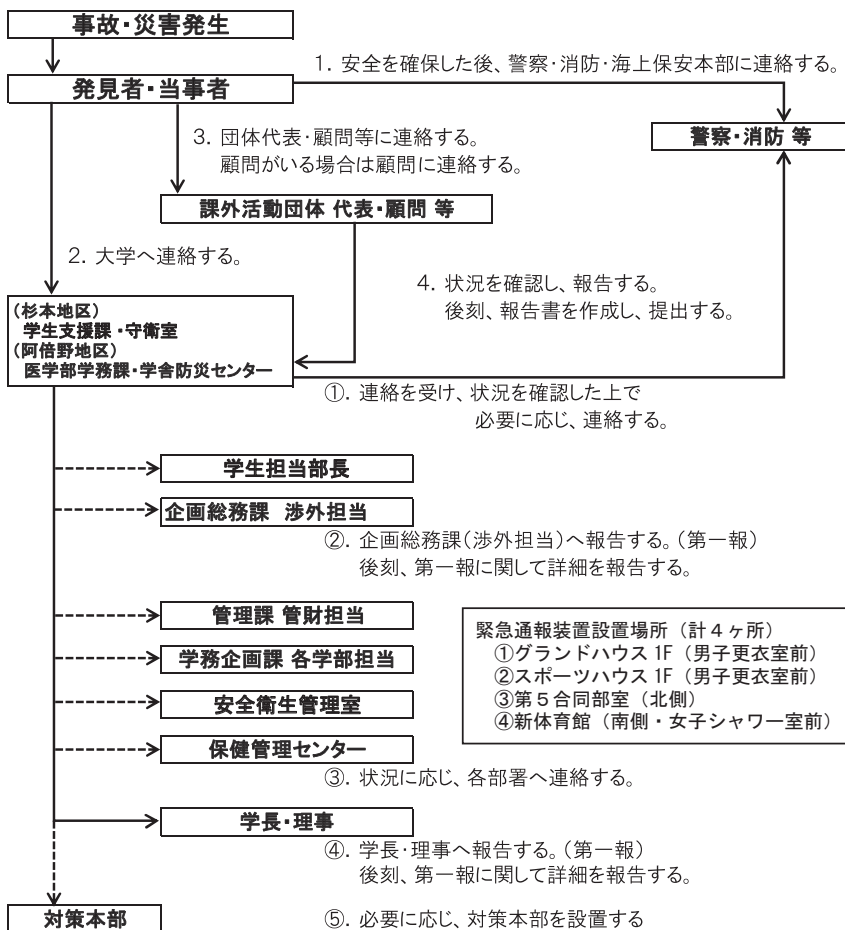
授業期間中に演奏会や発表会を行う場合は、設置希望日の10日～2週間前までに「演奏会・発表会実施届」を提出してください（別途設置・使用許可申請が必要です）。ステージ等で学生支援課備品を使用する場合は、備品予約手続きも忘れずに行ってください。

なお、実施可能時間帯は、屋内が9：00～20：00、野外が12：10～13：00（平日のみ）です。

団体の証明書を発行して欲しい！

課外活動をする際に、団体としての証明書が必要な場合は、学生支援課カウンターで「証明依頼書」を受け取り、記入したうえで窓口に出してください。申請後、翌日午後以降に証明書を交付します。

課外活動時の事故被災直後の対応フロー図



1～4. 課外活動団体の連絡手順

①～⑤. 大学の連絡手順

連絡先: 警察110、消防119、海上保安本部118

(杉本地区) 学生支援課

守衛室

(阿倍野地区) 医学部学務課

学舎防災センター

顧問がいる場合は、連絡先を記載のこ(電話

06-6605-2103

06-6605-2090

06-6645-3611

06-6645-3660

)

進路・就職支援について

1 進路・就職支援方針

本学では、学生一人一人の「就職した後の成長」を見据えた就職支援を行っています。就職活動のノウハウの提供を中心とするのではなく、卒業して社会に出た後に必要な、仕事をするうえでの考え方や問題点の見つけ方など「ビジネス思考」のトレーニングに重点を置き、社会人として活躍できる能力を育む支援を展開しています。

2 充実したサポート

◎就職ガイダンス・ワークショップ

就職活動を意識し始める3年次から3つのステージにわけて、企業の人材育成プログラムの手法を取り入れた就職ガイダンスと各種ワークショップを実施しています。

◎学内企業セミナー・求人説明会

企業・官公庁の人事担当者を招き、学内でセミナーや説明会を開催しています。年間開催日数80日以上、参加企業数は延べ900社以上という大規模な取り組みです。企業の業務内容や、求める能力、考え方を知り、将来の自分の目標を明確にしていきます。これらのセミナーでの新しい企業との出会いが、実際の採用へとつながっています。

◎21世紀セミナー

多くの企業や官公庁の方々、OB・OGを学内に招き、産業界や各企業が掲げる「21世紀の新たな豊かさ」について、セミナー形式の講演を行っています。グローバル社会を見据えて講演の一部に英語を取り入れるなど、ビジネス英語にふれる刺激的な機会にもなっています。全学年を対象としているため、低学年から参加することが可能で、早い段階から「働くということ」について考える場となっています。

※学内で行う企業を招いたセミナーはすべて、学業優先の観点から、半日開催とし、講義の合間や休み時間に参加できるように工夫しています。積極的に活用しましょう。

◎OCUキャリアデザインシステム

大学に届いている求人票や会社説明会情報、インターンシップ情報を閲覧したり、自分自身の就職活動状況の管理ができる市大生のためのWebシステムです。大学のHPからログインできます。(教育・学生生活 > 進路・就職支援 > 就職活動 > OCUキャリアデザインシステム (OCUCDS))



3 進路・就職に関する窓口

就職支援室は、学生サポートセンター1階入ってすぐ左側に事務室があります。

学内で行う就職支援イベント情報については、就職支援室前掲示板や大学のHP（教育・学生生活 ＞ 進路・就職支援）、または全学ポータルサイト（お知らせ ＞ 就職支援室）で確認してください。また、OCUメールでもイベント情報を配信しています。（対象学年のみ）

◎利用案内

開室時間	月曜日～金曜日 8：45～17：15
設備	学生用PC 5台 大学に届いている求人票や会社説明会などの情報も検索できます。
設置図書	日経新聞、日経産業新聞、週刊東洋経済、週刊ダイヤモンド、週刊日経ビジネス、帝国データバンク会社年鑑、会社四季報、就職四季報、SPI対策本、業界地図など。他にもビジネス書やマナー本など多数あります。 上記時間内であれば自由に閲覧でき、一部貸出しもしています。
個別相談	原則として平日 9：00～17：00 事前予約制ですが、空いている場合は当日申込みも可能です。 電話または就職支援室窓口で受け付けています。
相談内容	就職活動の仕方について、求人相談、業界・企業・職種について、エントリーシート・履歴書の添削、面接に関する相談（模擬面接もできます）、インターンシップに関する相談など。 ※どんなことでも気軽に相談に来てください。

◎進路希望調査・進路決定報告について

学部3年次、前期博士課程1年次の10月に、進路希望調査を行っています。皆さんの希望を把握し、適切な進路指導・支援行事等を行うため、必ず調査票を提出してください。

また、卒業年次には、卒業後の進路の調査を行っています。就職・進学・留学など、卒業後の進路が決定したら、必ず就職支援室まで報告に来てください。

◎インターンシップについて

最近、多くの企業や官公庁、学校等で、インターンシップ（学生が在学中に、企業等において自らの専攻やキャリアに関連した就業体験を行うこと）が実施されています。

その多くは夏休みや冬休み等の休暇期間中に実施されますが、企業によっては、それ以外の期間に実施する場合もあります。本学では、一部の学部・学科を除いて授業科目として単位認定を行ってはいませんので、大学に届いている情報や各企業のHP等で個人的に把握し応募することが中心となります。

インターンシップに参加する場合は、学業に支障をきたさないことが大前提であり、明確な目的意識を持って取り組む姿勢が必要です。なんとなく皆がしているから、就職活動に有利そうだから、といった曖昧な気持ちではなく、何のために参加するのか、参加してどうしたいのか等、しっかりとした目的意識を持って参加するようにしましょう。

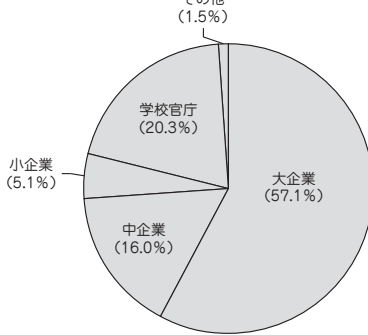
大阪市立大学の就職状況

■卒業生の進路状況（2014 年度卒業）

項目	卒業者	卒業者の内訳																									
		進学者						就職者														その他※					
		内訳		内訳		内訳		内訳		内訳		内訳		内訳		内訳											
男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計				
学部	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計			
商学部	132	97	229	4	2	6	4	2	6	0	0	0	111	83	194	105	80	185	6	2	8	0	1	1	17	12	29
経済学部	140	52	192	1	2	3	1	2	3	0	0	0	126	50	176	106	36	142	20	12	32	0	2	2	13	0	13
法学部	104	72	176	12	8	20	11	7	18	1	1	2	79	55	134	52	28	80	27	27	54	0	0	0	13	9	22
文学部	47	115	162	5	11	16	4	11	15	1	0	1	32	92	124	25	71	96	6	16	22	1	5	6	10	12	22
理学部	117	48	165	85	30	115	85	30	115	0	0	0	24	15	39	13	12	25	2	2	4	9	1	10	8	3	11
工学部	230	31	261	174	14	188	173	14	187	1	0	1	49	16	65	44	12	56	5	4	9	0	0	0	7	1	8
生活科学部	19	93	112	4	24	28	4	24	28	0	0	0	14	61	75	11	48	59	3	12	15	0	1	1	1	8	9
合計	789	508	1297	285	91	376	282	90	372	3	1	4	435	372	807	356	287	643	69	75	144	10	10	20	69	45	114

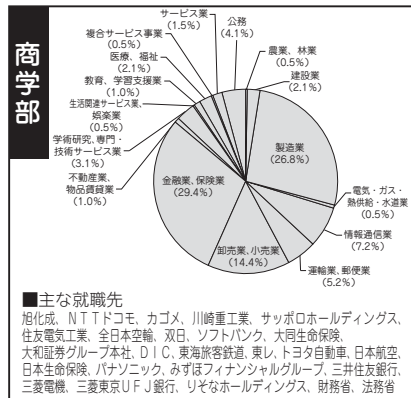
※非常勤講師、資格取得準備中、就職活動継続などを含む

■規模別就職先



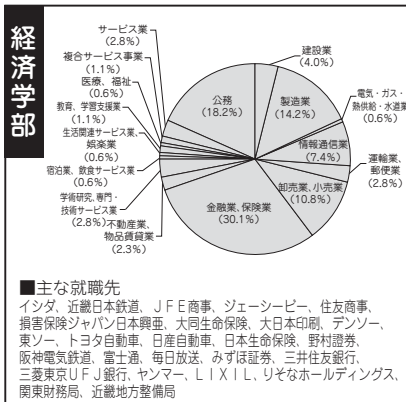
※大企業…資本金 10 億円以上又は株式第 1 部上場会社
中企業…資本金 5 千万円以上 10 億円未満
小企業…資本金 5 千万円未満

■学部別就職先



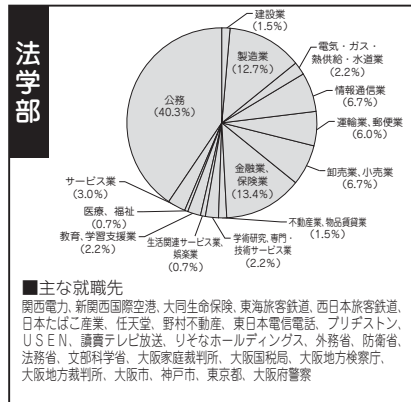
■主な就職先

旭化成、NTTドコモ、カゴメ、川崎重工工業、サッポロホールディングス、住友電気工業、全日本空輸、双日、ソフトバンク、大同生命保険、大和証券グループ本社、D I C、東海旅客鉄道、東レ、トヨタ自動車、日本航空、日本生命保険、パナソニック、みずほフィナンシャルグループ、三井住友銀行、三菱電機、三菱東京UFJ銀行、リソナホールディングス、財務省、法務省



■主な就職先

インダ、近畿日本鉄道、JFE商事、ジェシービー、住友商事、損害保険ジャパン日本興亜、大同生命保険、大日本印刷、デンソー、東レ、トヨタ自動車、日産自動車、日本生命保険、野村證券、阪神電気鉄道、富士通、毎日放送、みずほ証券、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、ヤンマー、LIXIL、リソナホールディングス、関東財務局、近畿地方整備局



■主な就職先

関西電力、新聞西国際空港、大同生命保険、東海旅客鉄道、西日本旅客鉄道、日本たばこ産業、任天堂、野村不動産、東日本電信電話、プリズトン、USEN、読売テレビ放送、リソナホールディングス、外務省、防衛省、法務省、文部科学省、大阪家庭裁判所、大阪国税局、大阪地方検察庁、大阪地方裁判所、大阪市、神戸市、東京都、大阪府警察

各学部で学べる専門分野は、将来の進路とどう結びついているのでしょうか。
市大の就職・進学の実況を、わかりやすいグラフと表でまとめました。

医学部医学科

医学部医学科	他大学附属病院	他病院	進学	その他	計
23	3	55	0	2	83

※医学科卒業生の多くは臨床研修医として、臨床研修指定病院（本学附属病院含む）で2年間研修を行う。

医学部看護学科

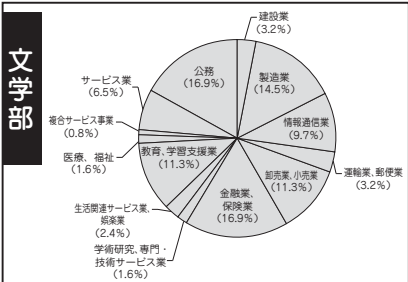
看護師		保健師	その他	進学		計
本学附属病院	他の病院			大学院修士 [※]	助産師学校	
20	15	3	2	3	1	44

※大学の別科に進学1名を含む。

本学卒業生の進路の特徴

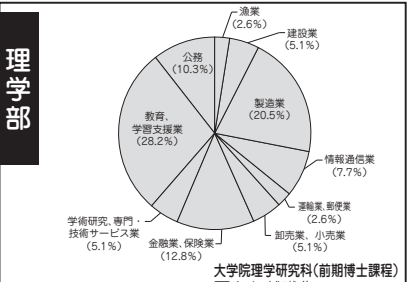
厳しい就職状況の中で、大阪市立大学の学生は全国各地の企業、官公庁、学校に数多く採用され高い評価を受けています。
また、学部生の大学院への進学率は、全学で28.7%です。理学部・工学部においては、進学率は70.9%となっています。

文学部



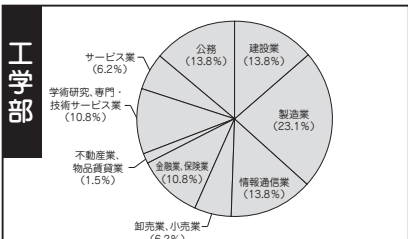
■主な就職先
旭化成、かんぽ生命保険、キーエンス、近畿大阪銀行、ジェシービー、積水ハウス、全日本空輸、大王製紙、橋本チエイン、TOTO、トヨタ自動車、中西金属工業、日本放送協会、日本郵便、日本旅行、阪急交通社、三井住友信託銀行、三井生命保険、三菱電機、ユニ・チャーム、警視庁、法務省、大阪国税局、大阪府、大阪府教育委員会

理学部



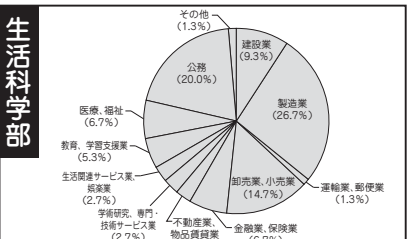
■主な就職先
カゴメ、サントリー食品インターナショナル、JFE商事、住友電設、日本ハム、前田建設工業、三菱東京UFJ銀行、京都府、大阪府教育委員会、奈良県教育委員会

工学部



■主な就職先
大林組、花王、カネカ、クラシエホールディングス、スズキ、ダイキン工業、ダイダン、大和ハウス工業、西日本電信電話、日産自動車、日立製作所、ヤンマー、ユニチカ、大阪府、奈良県

生活科学部



■主な就職先
大林組、サラヤ、敷島製パン、住友林業、タカラスタンダード、豊田合成、トヨタ自動車、日本食品分析センター、パナホーム、日立造船、ユササ商事、LIXIL、大阪府、大阪府、堺市

保健管理センターと健康診断

Health care support

健康の維持・促進こそ、充実した大学生活を送るための第一条件。
日ごろから健康には十分留意しましょう。

平成 28 年度（予定）	定期健康診断
新入生：4 月 7 日（木） 在校生：4 月 15 日（金）～ 21 日（木） 《医学部生 4 月 8 日（金）》 検査項目：胸部 X 線間接撮影 尿検査・内科診察 身長・体重・視力測定	実施日程・検査項目は予定です。 詳細については、掲示と全学ポータルサイトにてお知らせします。 毎年、必ず受診してください。

健康診断証明書の発行	保健管理センター
（定期健康診断の受診者のみ） 内科の診察（週 4 日程度） 神経精神科の診察（年 10 回） 整形外科の診察（年 6 回） 体育系クラブ活動者健康診断 （随時受け付けています）	皆さんの健康を守るため、健康上のさまざまな相談・診療・応急処置などを取り扱っています。 “ころんでけがをした” “急に気分が悪くなった” “近頃どうも身体の調子がおかしい” など、健康上のことならなんでも相談に来てください。

○●内科診察日程●○

診察日程・時間は、全学ポータルサイトや学生サポートセンター、保健管理センター、全学共通教育棟 1 階、学術情報総合センター 1 階の掲示板でご確認下さい。

※費用は原則として、一般医療機関の半額程度

○●健康診断証明書の発行●○ P.16 参照

証明内容	発行手数料
内科・胸部 X 線・視力・検尿（その他指定の事項）	1 枚 2 0 0 円（★）

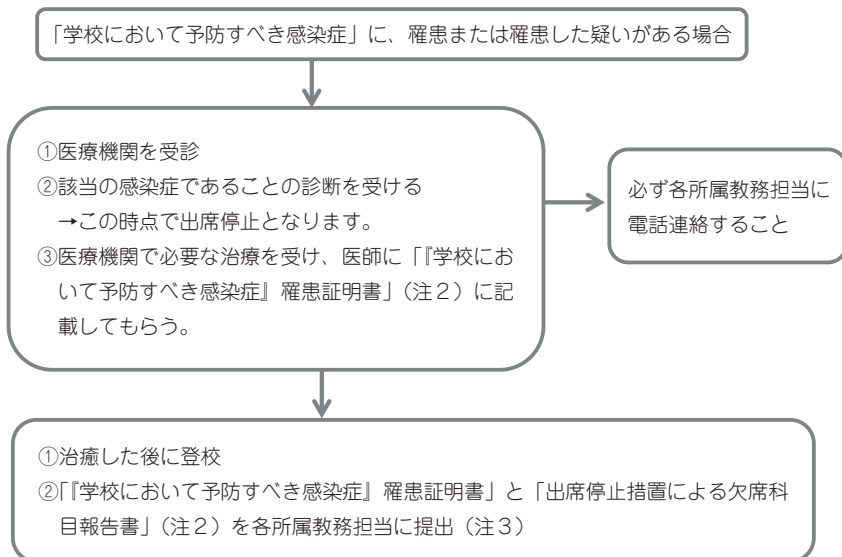
（★）その他指定の項目がある場合は、別途費用が必要となる場合があります。

※他の医療機関で、健康診断書を発行してもらうと 4,000 円～ 10,000 円程度必要で、交付まで時間がかかります。

「学校において予防すべき感染症」 における出席停止と手続きについて

「学校において予防すべき感染症」（注１）に罹患、または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止とします。

【学校において予防すべき感染症に罹患または疑わしい症状がある場合の手続き】



※詳細については、全学ポータルサイトを確認し、所定の手続きを行ってください。

ホーム > 学務・学生 > 学務企画課 > 授業・履修関係 > 「学校において予防すべき感染症」における出席停止と手続きについて

（注１）対象となる感染症は、インフルエンザ、麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎など、学校保健安全法施行規則第十八条に定める感染症です。

（注２）『学校において予防すべき感染症』罹患証明書ならびに「出席停止措置による欠席科目報告書」の様式は全学ポータルサイトからダウンロードしてください。また、『学校において予防すべき感染症』罹患証明書については、診断名と出席停止期間が明記されていれば医師による診断書で代用することが可能です。

（注３）出席停止期間における授業・試験等の取り扱いについては、各所属や科目等により異なりますのでご注意ください。

カウンセリング



ああ～あっ、とため息が出たあなた。

1人で悩まないで…！ 気がかりなことがあったら、
心の専門家（臨床心理士）に相談してみませんか。

ご入学おめでとうございます。新しい生活がはじまりましたが、いかがお過ごしでしょうか。少しずつ新しい環境や仲間慣れ、大学生活を送られておられることと思います。

さて、こうした日々の生活の中では、思いがけない体験をしたり、新しい場面にとまどったり、いつものような自分らしさが発揮できないなど、違和感を感じることもあるのではないのでしょうか。

「何となく元気がない」「まわりの人とのかかわりがうっとうしい」「ちょっとしたことが気になって、勉強が手につかない」「大学で友人ができない」「卒業はしたいが、訳もなく大学へ行くのが嫌になってきた」など、新しい生活に入ってからいろいろな悩みや気がかりが出てくることもあるものです。

こういう時には、1人で悩まずに、カウンセラー（臨床心理士）に相談してみませんか。

保健管理センターでは臨床心理士が皆さんのメンタルヘルスの維持や悩みの相談にんでいます。

保健管理センターでは、こうしたカウンセリングを行う場所として、カウンセリングルームを設置し、心の専門家がみなさんの来室をお待ちしています。ご遠慮なく、まずは、一度カウンセリングルームへ相談にお越しください。

○申し込み方法

カウンセリングは予約制です。

保健管理センター受付に来所してください。

○●保健管理センター内●○

カウンセリングルーム (06) 6605-2108

○相談日時 火～金 10:00～12:00

月～金 13:00～17:00

（火曜日の午前中は、医学部看護学科学舎でも実施します）

○1回約50分（無料）の面談を原則としています。

○ご相談内容（プライバシー）は厳密に守られます。ご安心ください。

○必要に応じて、医療機関との連携や、他機関への紹介も行います。

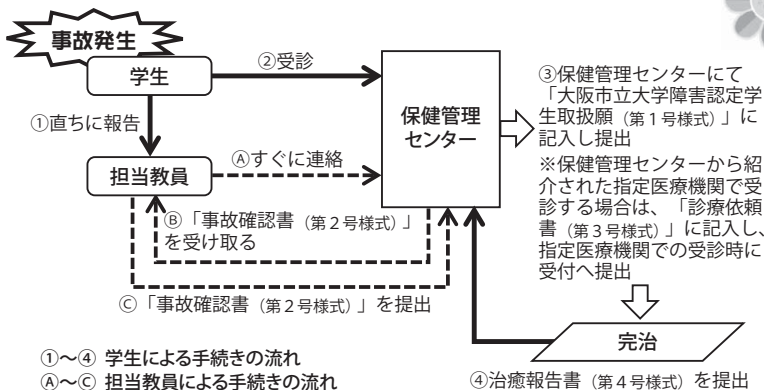
授業中に障害事故が発生した場合

—療養費の一部補助に関する制度①—

指定医療機関を受診したとき (保健管理センター開所時)

【学生の対応】

- ①授業中(実験・実習等を含む)に障害事故が発生した場合は、担当教員にその旨を報告し保健管理センター(Tel 06-6605-2108、内線 2108)への連絡を依頼する。
 - ②保健管理センターへ行き、診察を受ける。保健管理センターで対応できない場合は、下記の書類を受け取った上で指定医療機関(P67 参照)の紹介を受け、該当の病院で診察を受ける。
 - (1) 大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)
 - (3) 診療依頼書(第3号様式)
 - (4) 治癒報告書(第4号様式)
 - ③上記(1)の「大阪市立大学障害認定学生取扱願(第1号様式)」に記入し、保健管理センターへ提出する。外部の指定医療機関で受診する場合は、上記(3)の「診療依頼書(第3号様式)」に分かる範囲で記入し受診時に受付へ提出。(療養費は大学へ請求されます/大学が補助できるのは保険診療の自己負担額3割のうち3万円が上限となります)
 - ④治療が終了した後上記(4)の「治癒報告書(第4号様式)」を保健管理センターへ提出する。
- #### 【担当教員の対応】
- ①障害事故の発生を確認または学生から報告があったら、すぐに保健管理センターへ連絡する。(状況によっては保健管理センターや指定医療機関への搬送を手配する。)
 - ②保健管理センターから送付される「事故確認書(第2号様式)」を受け取る。
 - ③「事故確認書(第2号様式)」に記入し、速やかに保健管理センターへ提出する。



- (注) 1. 上記の手続きにより、療養費の一部補助として、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助します。
2. 指定医療機関にて「診療依頼書」を提出することにより、療養費(上記1の条件による)は直接大学へ請求されます。
3. 授業中(実験・実習等を含む)の障害事故でないことが判明した場合は、この補助は受けられません。

授業中に障害事故が発生した場合

—療養費の一部補助に関する制度②—

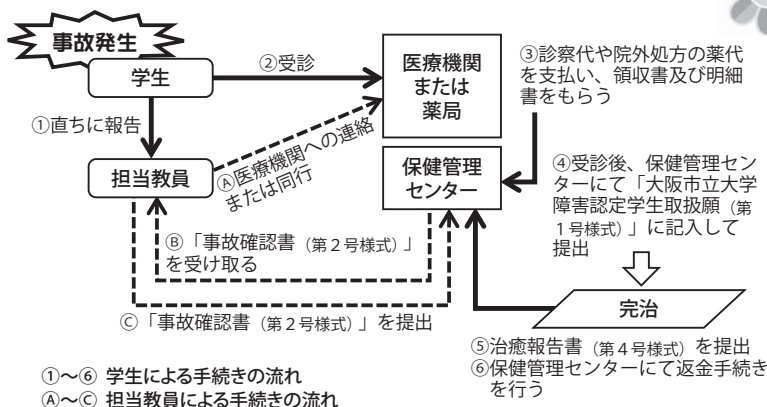
指定外医療機関の受診、および院外処方を受けたとき
(保健管理センター閉所時、立て替え払いをしたとき)

【学生の対応】

- ①授業中（実験・実習等を含む）に障害事故が発生した場合は、担当教員にその旨を報告する。
- ②保健管理センター（Tel 06-6605-2108、内線 2108）閉所時は、直接医療機関（指定及び指定外にかかわらず）を受診する。
- ③受診した医療機関の診察代や院外処方の薬代は、いったん立て替え払いを行い、領収書及び明細書をもらっておく。
- ④受診後に保健管理センターで「大阪市立大学障害認定学生取扱願（第1号様式）」をもらい、必要事項を記入した上で提出する。
- ⑤治療終了後は「治癒報告書（第4号様式）」を保健管理センターへ提出する。
- ⑥領収書（コピー不可）や明細書を持参の上、保健管理センターにて返金の手続きを行う。

【担当教員の対応】

- ①障害事故の発生を確認または学生から報告があったら、すぐに受診できる医療機関を探し連絡する。（状況によっては医療機関までの搬送を手配する。）
- ②後日に保健管理センターから送付される「事故確認書（第2号様式）」を受け取る。
- ③「事故確認書（第2号様式）」に記入し、速やかに保健管理センターへ提出する。



- (注) 1. 上記の手続きにより、療養費の一部補助として、保険診療の自己負担3割のうち、3万円を限度として大学が補助します。
2. 返金手続きにより、医療機関または薬局にて支払った療養費（上記1の条件による）を返金します。
3. 授業中（実験・実習等を含む）の障害事故でないことが判明した場合は、この補助は受けられません。

授業中に発生した障害事故の障害診療指定医療機関

(平成 28 年 1 月現在)

病院名	住所	電話	診療科目	薬の処方	備考
あびこ病院	大阪市住吉区 我孫子 3-3-20	06-6691-1155	内科、外科、 整形外科、 皮膚科	院外	救急 指定
西川歯科	大阪市住吉区 山之内 3-2-17	06-6693-7711	歯科		
医学部附属病院	大阪市阿倍野区 旭町 1-5-7	06-6645-2121	各科	院外	
阪和住吉 総合病院	大阪市住吉区 南住吉 3-2-9	06-6692-1001	内科、外科、 眼科、 整形外科	院外	
友愛会病院	大阪市住之江区 浜口西 3-5-10	06-6672-3121	内科、外科、 整形外科、 眼科（水曜午 後のみ）、 脳神経外科	院外	救急 指定
堺若葉会病院	堺市北区 新金岡町 4-1-7	072-255-1001	内科、外科、 眼科、皮膚科、 耳鼻咽喉科、 整形外科	院外	救急 指定
阪和病院	大阪市住吉区 南住吉 3-3-7	06-6692-1181	内科、皮膚科、 耳鼻咽喉科	院外	
竹安眼科医院	大阪市住吉区 住吉 1-10-24	06-6673-0175	眼科		
長整形外科	大阪市住吉区 山之内 1-25-30	06-6607-8001	整形外科	院外	

※救急については基本的には内科、外科ですが、医師がいけない場合もあるので確認してください。

通常外来も診療科目によっては休診の日があります。

※上記薬の処方が「院外」になっている指定医療機関から診察時発行された院外処方（病院で処方箋をもらい、外の薬局で薬を受け取る）により、薬局で支払った保険診療の自己負担については、本人が立て替えて支払い、明細書と領収書（レシートは不可）を必ずもらってください。

保健管理センターで月末までに手続きを行うと、後日本人の銀行口座に立替支払い分が入金されます。ただし、指定医療機関での診療料が3万円を超える場合は、薬局で支払った自己負担の返金できません。

AEDを使用した救命処置の流れ



3 呼吸の確認

胸と腹部の動きを見て、呼吸の確認をします(10秒以内)



4 30回の胸骨圧迫

胸が5cm以上沈む程度の強さで、1分間に100回以上のテンポで押します



5 AEDで電気ショック

※傷病者から離れましょう

救急車が到着するまで、もしくは傷病者から反応が出るまで心肺蘇生を続けましょう

1. 意識の確認

『大丈夫ですか』など、呼びかける
肩(鎖骨のあたり)を叩き、痛み刺激を与える

2. 救急車、AEDの依頼

『誰か、来て下さい!』大きな声で応援を呼び、
周りの人に『119番で救急車の手配をお願いします』
『AEDを持ってきて下さい!』と依頼する

3. 呼吸の確認

胸と腹部の動きを観察し、正常な呼吸があるか確認する
死戦期呼吸は正常な呼吸ではない
10秒以内に確認する
※死戦期呼吸とは、しゃくりあげるような途切れ途切れに
起きる呼吸のこと

4. 胸骨圧迫、人工呼吸

- ①服を脱がせ、胸の真ん中に手のひらの付け根を置く
 - ②1分間に100回以上のリズムで30回胸骨圧迫を行う
(5cm以上の深さで圧迫)
 - ③気道を確認し、2回人工呼吸を行う(1回につき1秒)
 - ④30回の胸骨圧迫と2回の人工呼吸を繰り返し行う
- ※人工呼吸が難しい場合は省略してかまいません

5. AEDが到着しだい、AEDを使用

- ①ふたを開ける(電源を入れる)
- ②電極パッドを貼る(右の鎖骨の下と左の脇腹)
- ③電気ショックが必要な場合は、放電ボタンを押す

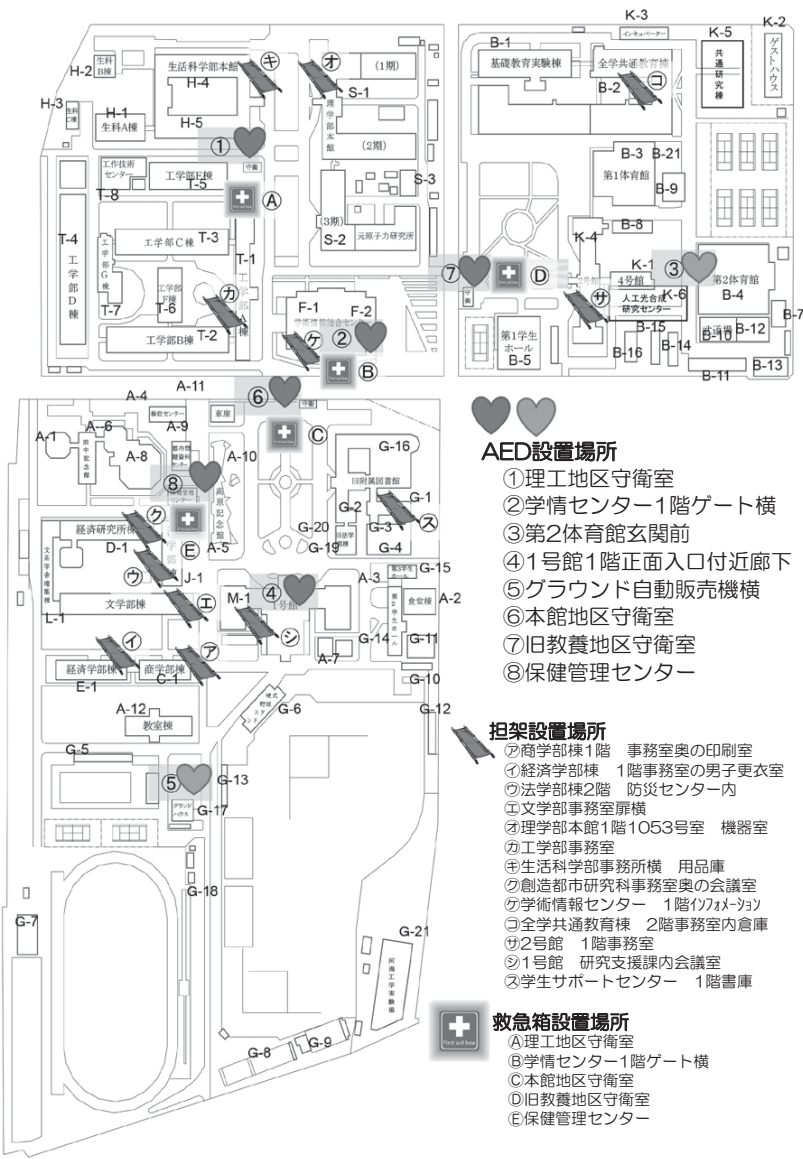
心肺蘇生法ガイドライン 2010 より(日本光電HPから引用)

問い合わせ先

保健管理センター 06-6605-2108

AED・担架・救急箱 設置場所マップ

天王寺
JR 阪和線 杉本町駅



保
健

キャンパスマナーについて

～ルールを守り、モラルの向上に努めよう！～

キャンパスの快適さを保つには、みんなでルールを守ることが大切です。

また、大学は地域社会に支えられて成り立っています。

市大生として恥ずかしくないようマナーやモラルの向上を心がけましょう。

1. 携帯電話のマナー

携帯電話の使用は、他人を不愉快にさせないためにも利用時の基本マナーを守りましょう。電車内での通話、授業中の使用はやめましょう。授業中は携帯電話の電源はOFF またはマナーモードにしてください。

2. 授業時のマナー

- ・授業には遅れないよう時間までに教室に入りましょう！
- ・授業や他の人の迷惑にならないよう私語は慎みましょう！
- ・ペットボトルなど授業に関係のない物を机の上に置くのはやめましょう！

3. 騒音防止を心がけよう！

授業中の教室・研究室近くでの楽器練習はやめましょう。また、野外での演奏会や太鼓・トランペットの練習は、音が大きく近隣住民の方の迷惑となる場合があります。時間帯を考え、音量を下げたりするなど配慮するよう心がけましょう。なお、構内（野外）での音出しは、午後8時までです。

4. 大学構内は火気厳禁！

火気の使用は、特別に許可された行事以外は禁止です。火災等の危険から焚火等を禁止しています。

5. 大学構内は指定された喫煙場所以外禁煙です！

健康増進法が施行後、公共の場での喫煙は禁止になっていることは皆さんもご存じのことと思います。本学においても建物内は全面禁止になっています。建物外についても、指定された喫煙場所（ポータルサイト→安全衛生管理室のページで指定喫煙場所を確認して下さい）以外は禁煙です。

また、歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てなどは周囲の人の迷惑になるだけでなく、火災の原因にもなり得るため大変危険です。喫煙に際しては他の人を思いやり、各自が自覚を持って喫煙マナーを守るようにしましょう。

なお、未成年者は法律により喫煙が禁止されています。

6. 塀（鉄柵）を乗り越えない！

門を通らずに塀（鉄柵）を乗り越えて学内に侵入している学生を、大学関係者や近隣住民や子どもたちが見かけています。大変危険ですのでやめましょう。

7. 地域住民への配慮

杉本キャンパスは住宅地に隣接しています。

駅周辺の路上、店舗をはじめ、周辺に配慮し、大声での会話等迷惑をかける行為は謹んでください。

交通マナーについて

近隣住民の方より、本学学生の通学マナーが悪いとの苦情が相次いでいます。大学周辺の道路は、地元住民の方々你的生活道路でもあります。他人に対する配慮ができる良識ある行動をとるよう心掛けてください。

1. 広がって歩かない！

歩道だけでなく、車道にまで広がって歩いている学生を見かけます。交通事故の原因となりますので、車道は絶対に歩かないでください。また、他の方の通行の妨げになりますので、歩道であっても広がって歩かないでください。

2. 危険な自転車走行はやめてください！

自転車による危険な行為は、交通事故を誘発し、死亡や大怪我にもつながることもあります。以下のような危険な走行は絶対しないでください。

- ・高速走行　・並列走行　・二人乗り　・車道での逆走　・信号無視
- ・一時不停止　・夜間の無灯火　・飲酒運転　・路上放置　など

自転車に乗る場合は、常に安全運転を心掛け、周囲に配慮した運転をしてください。

3. 自転車は所定の駐輪場に！

キャンパス内や駅周辺に自転車があふれ、しばしば通行の妨げとなっています。さらに、地下鉄あびこ駅周辺の団地の駐輪場などに不法に自転車を停めているとの苦情も寄せられています。このようなことがないように自転車は所定の駐輪場に停め、歩行者や車両等の通行の妨げとならないよう気を付けましょう。なお、構内への乗り入れは通学で利用する登録（有料）を行った人のみとなります。

自動車・オートバイ(ミニバイクを含む) による通学は禁止しています。

本学では自動車・オートバイの通学及び学内乗り入れを規制しています。自動車等による乗り入れは、

- ①身障者で歩行困難な者の通学
- ②重量物の運搬
- ③実験・研究等で公共交通機関が利用できない場合　などに限られています。

上記いずれかの理由で乗り入れが必要な時は、所管する所属長（通学・研究に関することは各学部長、行事等に関することは学生担当部長）に承認申請を行ってください。許可を受けた場合に限り入構可能となります。

特にオートバイについては構内事故も多いことから、日常的な通学手段として利用し、学内へ乗り入れることは止めてください。

学内での交通事故を無くし、静寂な教育・研究環境を維持するためにも一人ひとりが自覚し、ルールを守る努力をしてください。

キャンパスでのごみの分別について

①ごみの捨てかた

ごみの分別を徹底し、学内に設置している各種ごみ箱へ捨ててください。

(ごみ箱の種類「普通ごみ」「缶・ビン・ペットボトル」「紙ごみ」「プラスチック」)
クラブ・サークル等で定期的に出るごみについては、下記表に従って捨ててください。

種 類	ごみの出し方
普通ごみ (生ごみ・もえるごみ)	中身の見えるごみ袋に入れ 「普通ごみ置場」へ
飲料用 缶・ビン・ペットボトル    PET	自動販売機横や学内各所に設置された 「缶・ビン・ペットボトル専用ごみ箱」に ※酒類・薬品類のビンは不可
プラスチックごみ 	中身を空にして、学内各所に設置された 「専用ごみ箱」へ
ダンボール・紙ごみ・雑誌・書籍類 	学内各所に設置された「専用ごみ箱」 もしくは、紐でくる、空箱に入れる等 まとめて「紙ごみ置場」へ (回収は1ヶ月に1回程度)

※カラスがごみを荒らさないよう、ごみ袋は屋外に放置せずすぐにごみ置場へ入れてください。

★この表に記載のないごみは、「産業廃棄物」となり、別途回収が必要になります。ごみ置場に置かないでください。

《学内のごみ置場》本館地区…文学部棟西側
旧教養地区…2号館東側
理工地区…理学部棟東側
工学部棟西側

詳しい場所は、ポータルサイトでご確認ください。

お問い合わせ先：

◆管理課管財担当

TEL 06-6605-2041

②粗大ごみの取り扱い

粗大ごみの収集は、**有料**となっています。物品の買い替え等を行うときは、引き取りを原則とし、ごみの減量に努めてください。

やむを得ず粗大ごみが出る場合は、事前に
学生支援課へ必ず相談してください。

粗大ごみとは…??

最大辺または直径が30cm以上、
あるいは棒状で1m以上のもの

ベニヤ板・角材は30cm以内に
切断後、ごみ袋に入れて
「普通ごみ」置場へ

許可なくごみ置場へ置かないでください。

危険なものや、処理が困難なものは、収集車両の火災事故、作業員の負傷事故、処理施設の故障などの原因となりますので、ごみとして出さないでください

----- 取り扱いに注意が必要な粗大ごみ -----

(1) 家電類

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機等は、家電リサイクル法対象品目に該当するため、購入または買い替えた販売店で引き取ってもらうようにしてください。

■大阪リサイクル事業協同組合 URL <http://www.orbc.jp/> TEL 0120-44-8780

(2) パソコン類

パソコンに関しては、購入時にリサイクル料金を計上されている場合があります。各メーカーに連絡し、正しくリサイクルしてください。

■パソコン3R推進協議会 URL <http://www.pc3r.jp/>

(3) その他

・有害な薬品類	・バッテリー	・シンナー	・ミニバイク	・ピアノ
・ガスボンベ	・ガソリン	・廃油	・金庫（手提げ金庫を除く）	
・消火器	・灯油	・オートバイ	・塗料缶	・自動車用タイヤなど

※年に一回、課外活動団体主催で「クリーンキャンパスデイ（課外活動関係施設周辺一斉清掃日）」を設けています。 学生支援課 TEL 06-6605-2103

学生の飲酒について

イッキ飲み 要注意!!



大学生の飲酒事故は、新入生歓迎会や大学祭のシーズンなどに多く発生しています。無理強い、イッキ飲みなどで、多量のアルコールを短時間で飲み、急性アルコール中毒を発症することが原因で死亡する事件が報道されています。

大学生といっても、未成年の場合、飲酒は法律で禁止されています。

●こんな人は、飲酒を勧められません

1. 現在もしくは過去に大病した。
2. 体調が悪い。
3. 遺伝的にアルコール分解酵素がない人。

※アルコール体質検査は、保健管理センターで実施しています。

●急性アルコール中毒にならないために

1. 空腹時や過労時には飲まないようにしましょう。
 2. 強い濃度のアルコール飲料を急ピッチで飲むのは避け、談笑しながらスローペースで飲みましょう。
 3. さまざまな種類のアルコール飲料を、次々に飲まないようにしましょう。
 4. 自分の意思で飲み、他人には絶対に強要しないようにしましょう。
- 無理強い「アルコールハラスメント」となります。

●こんなときは要注意！！

自分ひとりで立てない時、声をかけても反応が少なく
吐き続けている時、短時間で酔いつぶれる時は要注意！！

処置方法

- ・絶対に一人にしない。
- ・衣類を緩めて呼吸が楽にできるようにする。
- ・意識障害がある場合は、窒息の可能性があるので、吐物が気管に詰まらないように注意する。
- ・顔面蒼白のときは保温につとめる。顔が赤いときは冷たいタオルで冷やす。



●こんなときは医療機関へ！！

- ・大きないびきをかいて倒れ、呼んでも反応がない。
- ・顔色が悪く、意識も朦朧として手足が冷たい。
- ・呼吸状態がおかしい。

直ちに救急車を要請してください！！

保健管理センター 06-6605-2108



薬物乱用防止について

stop!!

ダメ。ゼッタイ。

～薬物乱用のない社会と学生生活～



薬物乱用のおそろしさは、単に乱用者自身の精神や身体上の問題にとどまらず、家庭内暴力などによる家庭の崩壊、さらには、殺人、放火等悲慘な事件の原因にもなり、社会全体への問題と発展します。

麻薬や覚せい剤・危険ドラッグなどの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”、以前より多くの量が必要となる“耐性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷、他害の危険性があるという大きな特徴があります。また、治療をしていても記憶が脳に残り、突然薬物使用時を思い出す「フラッシュバック」が一生続きます。

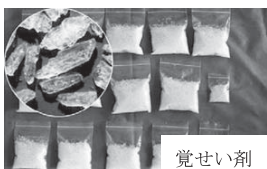
一度薬物依存症になった脳は、Reward Pathway（報酬経路）に変化が生じ、薬物がないと、満足感・幸福感・快感が得られなくなり、正常な日常生活が送れなくなります。

「一回だけなら平気さ。」「少しならくせにならないよ。」「眠気がとれて勉強がはかどるよ。」「痩せられるよ。」といった間違っただけの誘いに惑わされないでください。一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのです。

親しい友人に誘われても断固として拒否する勇気を持ちましょう。

薬物の種類

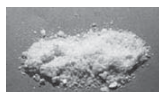
覚せい剤・マリファナ（大麻）・コカイン・ヘロイン・MDMA・鎮痛剤・幻覚剤・有機溶剤（シンナーなど）・LSD・危険ドラッグ・マジックマッシュルームなど



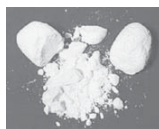
覚せい剤



大麻



コカイン



ヘロイン



MDMA



危険ドラッグ

(合法ハーブ、お香、アロマなどと称するドラッグ)



マジックマッシュルーム

諸
注
意

このページは財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター HP、文部科学省 HP を参考に作成しました。

ハラスメントについて

一差別、排除及び嫌がらせのない大学の実現一

「大阪市立大学及びその構成員は、その教育・研究活動において、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、性別、性的指向、言語、宗教、思想、信条又は障害の種類や程度を理由とする差別、排除及び嫌がらせを行わない。」

「大阪市立大学及びその構成員は、職務上の地位や権限、威信を利用した不当な業務や課題の強要、もしくは性的強要を行わない。」（大阪市立大学人権宣言 2001より）

1 ハラスメントとは？

ハラスメントとは、修学・就業上の関係にある本学の構成員が、当事者の尊厳を損なうような言動を行い、これによって当事者が精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのような恐れがあることをいいます。

特に、相手が望まないにもかかわらず性的要求や性的な言動を行ったり、性的要求に対する拒否を理由に、相手に修学・就労・教育及び研究上の不利益や不快感を与えること、又は性的不快の念を抱かせるような環境を作ったり、固定的な性的役割意識による行動の押しつけや言動を行うことをセクシャルハラスメントといいます。

2 ハラスメントを起こさないために

- ・受け取り方には個人差があるということを理解しましょう。
- ・ハラスメントをなくすため、いやなことは相手に対して明確に意思表示することも大切です。
- ・ハラスメントについて問題提起する人を、いわゆるトラブル・メーカーと見たり、その問題を個人的な問題として片付けないようにしましょう。

3 ハラスメントの被害にあったと思った場合には

大学では、ハラスメントに関する相談に応じるため、相談員を複数配置しています。ハラスメントについて相談したいことがある人は、所属する学部学科にかかわらず、どの相談員に相談しても結構です。また、匿名による相談や第三者による相談も受け付けています。自分一人で相談窓口に行きにくい時には親しい友人などに付き添いや代理をしてもらっても構いません。

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを最大限尊重します。

一人で悩まないで相談しましょう。

【相談体制に関するお問い合わせ先】

大学運営本部学務企画課 TEL：06-6605-3503

多重債務

安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～

①消費者金融（ローン）もクレジットも借金です！！

私たちは、お店でクレジットカードを提示するだけでお金を支払わずに商品を購入することができます。しかし、クレジットカードの利用も消費者金融からの借入と同じ「借金の契約」です。その契約に基づいて、あなたは後でお金を支払わなければならない。

消費者金融（ローン）やクレジットの無計画な利用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「**多重債務**」状態に陥るケースが増えています。中には夜逃げや自殺などの深刻な状況に追い込まれる人もいます。

②金利の負担に注意しましょう

借りたお金を返済する時は、借りた金額に利を加えて返さなければならない。毎月の返済額は同じでも、金利が高いほど返済の負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります。

金利とあわせていくら返済しなければならないのかよく注意する必要があります。年利 15 ～ 20% を超える金利は無効で、借り手には返済の義務はありません。

③多重債務に陥らないために注意すること

1. それは本当に必要なお金ですか？
2. 今すぐ必要なお金ですか？
3. 金利はどのぐらいかかりますか？
4. 自分の収入で、きちんと返済していけますか？
5. 借金返済のための借金ではないですか？

④多重債務に陥ってしまったら

安易に返済のための借金をしてはいけません。それは借金が雪だるま式に増える**多重債務の始まり**です。

最寄りの地方自治体などの多重債務問題の相談窓口に速やかに相談し、解決策を立てましょう。相談窓口としては他に以下のような団体があります。

◎日本司法支援センター（法テラス） TEL：0570-078374

◎（財）日本クレジットカウンセリング協会 TEL：03-3226-0121

◎多重債務ホットライン TEL：0570-031640

◎日本司法書士会連合会（司法書士総合相談センター北） TEL：06-6943-6099

◎大阪市消費者センター TEL：06-6614-7521

このページは金融庁 HP を参考に作成しました。

インターネット利用上の注意!!

インターネットの急速な発達により、情報の受発信がとても容易になりました。これに伴い、思いもよらないトラブルに巻き込まれる危険も格段に大きくなっています。以下では、ぜひ皆さんに知っておいて欲しい事柄を述べます。十分理解した上で、快適なネットライフを楽しんでください。

1. 違法ダウンロードの刑事罰化について

平成 24 (2012) 年 6 月 27 日に公布された「著作権法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 43 号)」(以下、「改正法」という。)では、次のように著作権法の一部が改正されています。

違法にアップロードされた有償の音楽ファイルや映像ファイルなどを、違法であることを知りながらダウンロードした場合、2 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金が科されます。また、市販 DVD の PC へのリッピングなどは違法となります。

これらの違法ダウンロードの刑事罰化や DVD リッピングなどの違法化は、平成 24 (2012) 年 10 月 1 日から施行されました。当該改正法については、文化庁が見解と Q&A を同庁のサイトで公開していますので、参考にしてください (http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/)。

2. 大阪市立大学キャンパス LAN 利用ポリシーについて

キャンパス LAN は次のように利用するものとします。

- (1) キャンパス LAN の通過を許すトラフィックについて

研究・教育及びそれを直接支援するもの

- (2) キャンパス LAN の利用倫理について

以下の行為については許されないものとする。

- ・公序良俗に反する行為
- ・第 3 者を誹謗中傷する行為
- ・他人の通信の秘密を侵す行為
- ・ネットワークの正常な運用を妨害する行為
- ・その他法令、学内の規程等に違反する行為



3. ソーシャルメディアリテラシーについて

以下では、学生生活を含む、より広い社会生活上でのメディアリテラシーについて述べます。「ソーシャルメディアのお作法」として、十分理解しておいてください。

- ①責任ある情報発信を心がけましょう。 インターネットでは情報は多くの人に伝わり広まります。
- ②完璧な非公開はありません。 あなたが発信した情報を、特定の人のみが閲覧できるように制限したとしても、その人の情報発信まで制限、コントロールすることはできません。
- ③秘密を守りましょう。 あなたから秘密を聞いた人が、情報発信してしまう可能性があります。
- ④他者の権利を守りましょう。 インターネット上には多くの著作権違反のサイトやコンテンツがあることに注意しましょう。また、他者の肖像権も尊重しましょう。
- ⑤情報は半永久的に蓄積されます。 あなたが削除しても、他人が保有している場合があります。
- ⑥誤った情報を拡散しない。 情報の正確性を保つ努力を怠らないようにしましょう。
- ⑦間違いに対しては真摯に対応しましょう。 間違いがあった情報は、謝罪と訂正を行いましょう。
- ⑧他者を誹謗中傷しない。 意見を述べる際は、細心の注意を払い適切な言葉を使いましょう。
- ⑨トラブルになった場合の影響を想定しましょう。 トラブルを起こしてしまうと、長期間にわたり家族や友人を巻き込んでしまうことがあります。

【(株) akinice design 平野逸氏の 2012 年 10 月 10 日 本学商学部講演資料をもとに作成】

インターネットトラブル・悪徳商法

気をつけよう！インターネットトラブル

1. ワンクリック請求（不当請求・架空請求）

アダルトサイトや携帯電話の着メロサイト、無料占いサイト、ゲーム、アニメ、無料小説サイトなどへアクセスして何らかの項目をクリックしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」などと表示され、料金を請求されたりします。また、クリックしたら、突然ダウンロードが始まり、デスクトップに請求書が張りつくという手口もあります。

※不用意にアクセスしない。あわてて業者に連絡したり、利用料金を言われるままに支払ったりせず、最寄りの消費生活センター（消費者ホットライン 188（局番なし））に相談するようにしましょう。

2. インターネットの通信販売

自宅に居ながらにして買い物ができるという便利な反面、トラブルが多数発生しています。

事例1. 海外の業者からアニメのCDを購入した。商品が届いたが海賊版だった。

事例2. USB メモリーを注文し、代金を支払ったが、商品が届かず連絡も取れない。

※電話番号など特定商取引法で義務付けられている表示があるか確認し、信頼のおける通信販売会社の利用をお勧めします。

3. インターネットオークション

手に入れられなかった商品を購入できたり、安価で購入したりできるオークションが人気ですが、商品の不具合や商品が届かないといったトラブルも多く発生しています。

事例1. パソコンソフトを落札し代金を入金した直後に、サイト上にある相手との情報交換窓口がオークションサイトによって閉鎖され、連絡が取れなくなり、商品も送られてこない。

事例2. オークションで公演のチケットS席2枚を落札した。送金後に届いたチケットを見て不審に思い、チケットの発行元に真贋を確かめたら偽物だといわれた。

※信頼のおけるオークションサイトを利用し、出品者の評価や発送方法等を確認して利用することをお勧めします。

4. ネットサービス

宅配レンタル等で無料お試し登録から、勝手に有料契約に自動更新された等の苦情が増加しています。オンラインゲームでは、ゲーム自体は無料でも、ゲーム内のアイテム等有料の場合があります。

※無料であることを強調していますが、有料期間に自動的に移行することやアイテムが有料であること等が表示されていることがあるので、よく読んで上で登録しましょう。

5. 無線 LAN (Wi-Fi)

通信内容が盗み見られる、他人にアクセスされるなどの危険性が高い無線 LAN には、インターネット上でデータを暗号化して送受信する方法 (SSL:Secure Socket Layer) が有効です。特に ID・パスワードなどのログイン情報、クレジットカード番号や暗証番号、名前、住所、写真、動画などのプライバシー性の高い情報をやり取りする時は、「SSL」による暗号化がされていることを確認してから送受信するようにしましょう。

このページは（独）国民生活センター HP を参考に作成しています。

気をつけよう！悪徳商法・おいしい話

1. キャッチセールス

街で「粗品をお配りしますので、アンケートに答えてください…」などと呼び止められて、営業所等に連れ込まれて高額な商品の購入を契約させられます。

※むやみにアンケートに答えてはいけません。あいまいな態度をとらず、「帰ります」といい、はっきり断りましょう。

2. アポイントメントセールス

「おめでとうございます。あなたが当選しました」などといった電話や手紙で気を引き、面談をする約束を取り付け、最終的には商品の購入を迫られるという商法です。いわゆる「デート商法」もこれに該当します。

※知らない人からのうまい話には、注意しましょう。

3. マルチ商法・ネズミ講

マルチ商法は、商品を購入して販売組織に加入し、友人や知人を紹介すればマージンがもらえるというシステムになっています。

ねずみ講はピラミッド式の組織を形成していくことは同じですが、商品の販売を目的としないで金品のみを介しています。

※ラクして儲かるうまい話はありません。勧誘した友人や知人との人間関係が崩壊することもあります。自らが加害者となりますので、絶対に関わらないようにしましょう。

最近、マルチ商法やネズミ講と思われる勧誘が増えています！！

※知らないうちに犯罪行為に関わることにもなります。

以下のような勧誘を受けた場合は注意してください！！

- ・企業の社長と会ってみたいかと誘っている。
- ・起業したい人やビジネスに興味がありそうな人に勧誘を行なっている。
- ・セミナーなども開催しており、参加を呼びかけている。（参加費は高額）
- ・人見知りの性格も克服できると誘っている。

4. 内職商法（在宅ワーク商法）

「パソコンのできる簡単な仕事を紹介します」と募集し、「仕事をするためには、当社指定のパソコンが必要です」「仕事を斡旋するためには当社指定の講座を受講する必要があります」などと言って、高額なパソコンや教材を買わせた後、一切仕事をあつ旋しなかったり、仕事を依頼されたとしても仕事の出来が悪いなどの難癖を付けて報酬を払ってくれなかったりします。

※なかには仕事をきちんと紹介しているまじめな業者もありますが、注意しましょう。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、一定の条件の下で、してしまった契約をなかったことにできる制度です（契約の解除）。

クーリング・オフをした場合、支払った金額は全額返金されます。また、契約書に「キャンセル料」や「違約金」について書かれていても、これらを一切支払う必要がありません。商品・権利の引取りにかかる費用は事業者の負担となります（着払いで返送できます）。通常使用してしまった商品であっても、契約をなかったことにできます。サービスの場合は、そのサービスを受けた後でもなかったことにできます。

クーリング・オフできる期間は、取引の形態によって異なります。法律で決められている書類を受け取った日（当日を含む）から、下記の期間はクーリング・オフができます。

- ・ 訪問販売（キャンセル、ポイントセール等営業所以外で交わした契約）＝8日間
- ・ 電話勧誘販売（業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約）＝8日間
- ・ 特定継続的役務提供（エステティックサロンなど）＝8日間
- ・ 訪問購入（貴金属等の訪問買取）＝8日間
- ・ 連鎖販売取引（マルチ商法による取引）＝20日間
- ・ 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法による取引）＝20日間

上記の期間が過ぎたらクーリング・オフできませんが、次のような場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフができます。

- ・ 受け取った書類が、法律で決められた通りにクーリング・オフについての注意書きをしていない等の不備がある場合。
- ・ 事業者が、「クーリング・オフはできない」と嘘を言ったために、できないものだと誤解をして期間を過ぎてしまった場合。
- ・ 事業者が、クーリング・オフをさせないよう、脅したりしたために、怖くなって期間を過ぎてしまった場合。

クーリング・オフを行う場合は、法律上、「書面」で行うことになっていますので、注意してください。

大阪市消費者センター TEL06-6614-0999 <http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>
大阪府消費生活センター TEL06-6616-0888
近畿経済産業局消費者相談室 TEL06-6966-6028

このページは消費者庁 HP を参考に作成しています。

勧誘活動を行っているカルト団体に要注意！

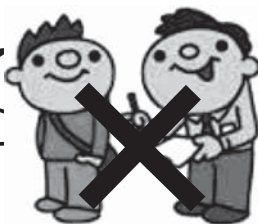
～容易に個人情報を教えることは絶対にやめましょう！～

ボランティアや国際交流など普通の学生サークルを名乗るカルト団体が存在します。キャンパスにひとりである時に声をかけられ「ゴスペルコンサートをするので聴きにきませんか」「ボランティア活動を一緒にしませんか」などと誘われます。せっかく誘ってもらったからと実際に参加してみると、次は一泊の合宿に誘われます。ちょっと変だと思いつつ参加してみると、次は一週間の長期セミナー・学習会へとだんだん姿を変えていき、次第にマインドコントロールをかけられてしまいます。サークルの活動内容が変わってきたら要注意です。

勧誘の口口はとても巧妙で、カルト団体の勧誘と気づくことはなかなか出来ません。また「友達になろう」などと言って、SNSの登録やメールアドレスや電話番号等の個人情報を聞き出そうとします。こうして定期的な連絡や情報を流して、どんどん取り込まれていくのです。あなたの名前や住所・電話番号等を相手に知られてしまうことは、大変危険なことです。個人情報を容易に教えず「こちらから連絡します」と言って、相手の連絡先を聞くようにしてください。

実態を隠してあなたに近づいてくる偽装サークル…とにかく怪しい、おかしいと思ったら、曖昧な態度を取らずにはっきりと断りましょう。

相手はあなたの個人情報を
聞き出そうと近づいてくるので
気を付けて！
自分から連絡すると言って、相手の
連絡先を聞きましょう！



学内でカルト団体の勧誘活動に遭ったら、下記に連絡してください。

学生なんでも相談室 TEL 06-6605-3039

学生支援課 TEL 06-6605-2103

盗難に注意！

～持ち物の取扱いに注意してください～

最近教室内・部室等での置き引きが多発しています。

少しくらいの間なら大丈夫！などの思い込みから、教室内に不用意に荷物を置いたままに、盗難に遭ってしまった学生が増えています。

多くは、トイレに行ったわずかな間に、バッグ・財布などがなくなるといったケースです。

被害を未然に防ぐには、日頃から自分自身で持ち物や貴重品の管理をすることが大切です。

無くしてしまったり、取られてしまったりしてからでは取り返しがつきません。貴重品やバッグを教室内に置いたまま、その場を離れるのは大変危険です。絶対にやめましょう！



盗難届について

大学構内では、外部から「窃盗」目的で侵入した者を見分けることは困難です。従って大学内といえども決して安全ではありませんので、充分に注意が必要です。

万が一盗難にあった場合は至急、以下の手続きを行ってください。

☆キャッシュカード・クレジットカードが盗まれた時は、直ちに金融機関やカード会社に連絡する。

☆最寄の警察に「被害届」を提出する。

☆学生支援課に「盗難届」を提出する。

※阿倍野キャンパス、梅田サテライトについては、各事務室にお問い合わせください。

なお、構内で不審物・不審者を見かけた時は、教職員または守衛室にお知らせください。

大学の中なら安全だと思って、授業の前後に貴重品を置いたままトイレに行ったり、食堂でカバンを席に置いて場所取りをして並んでいませんか？
自分の持ち物は手から離さずに常に持っておきましょう！

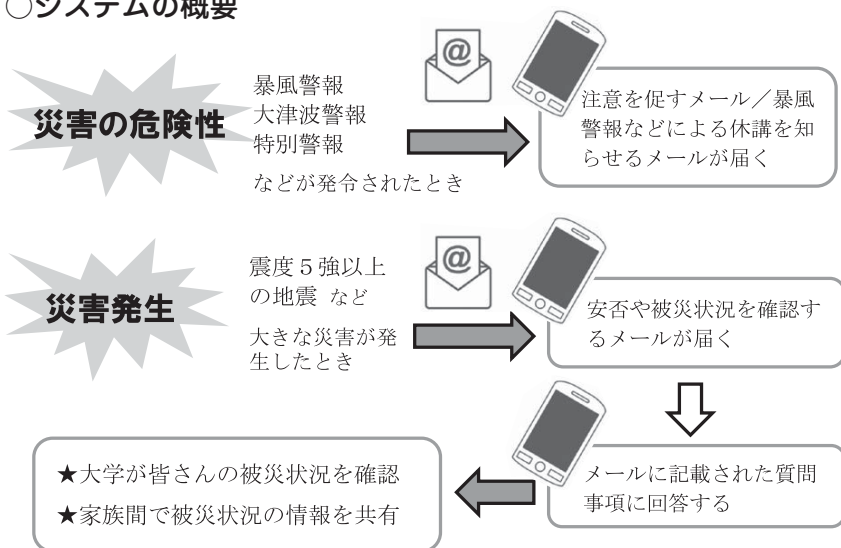


安否確認システムについて

大阪市立大学では、大規模災害の発生に備えた「安否確認システム」を導入しています！

皆さんの安全を守るシステムですので、学生全員が登録しておくことが必要です！

○システムの概要



○安否確認システムへの登録について

平成 28 年度入学生の皆さんは、OCU メール（大学付与アドレス）が自動登録されています。登録は 4 月中旬完了予定。それ以前に各自で登録していただくことも可能です。

OCU メールだけではなく、携帯電話のアドレスなど迅速に連絡の取れるアドレスを追加登録しておきましょう。

○家族の連絡先も登録しておきましょう！

本学の安否確認システムでは、家族間でも安否情報を共有することが可能です。最大5人まで登録できますので、災害に備えて家族の連絡先も登録しておきましょう。

(家族のメールアドレスの登録の際は、事前に家族の同意が必要になります)

○メールを受信できるか確認しておきましょう！

迷惑メール設定や受信拒否設定などの影響で、安否確認システムからのメールが届かないケースがあります。安否確認システムへログインすると、登録したアドレスへテストメールを送信できますので、必ず受信できることを確認しておきましょう。

○メールアドレスは最新の情報に更新しましょう！

携帯電話などのメールアドレスを変更したときは、必ず安否確認システムに登録したメールアドレスも変更するのを忘れないようにしましょう。また、災害時に緊急を要するメールが送られてきますので、携帯電話のメールアドレスなど、いつでも受信できるメールアドレスを登録しておきましょう。

◎安否確認システムへのログイン方法

安否確認システムへログインすることによって、家族の連絡先の登録や登録したメールアドレスの変更などを行えます。

方法① パソコンまたはスマートフォンから下記 URL へアクセス

方法② スマートフォンで下記の QR コードを読み込んでアクセス

方法③ 全学ポータルサイトのトップページにある下図のバナーからアクセス

URL : <https://anpis3.mec-asp.com/c01m001/>

QRコード：



バナー図：



大阪市立大学
安否確認システム
ログインはこちら

◎詳しい内容は全学ポータルサイト上のマニュアルをご覧ください。

マニュアルの場所：ホーム>事務・法人>安全衛生管理室 / 保健管理センター・カウンセリングルーム>安全衛生管理室>安否確認マニュアル（学生用）

問合せ先：安全衛生管理室 TEL 06-6605-2097・2098

災害発生時の対応について

地震・火災・台風など、突然の災害に備えましょう！

1. 地震が発生したら

(建物内にいるとき)

- ・あわてて外に飛び出さず、倒れてきそうな物から離れる、机の下に身を隠すなどして身を守る。
- ・ドア付近にいる人はドアを開けて出口を確保する。
- ・火を使っている場合、可能であればすぐに消す。火傷する恐れがある場合は無理をせず、揺れが収まってから消す。
- ・エレベータに乗っている場合は、全ての階のボタンを押し、停止した階ですぐに降りる。
- ・揺れが収まったら、周囲の安全をよく確認した上で、教職員の指示に基づいて避難する。

(屋外にいるとき)

- ・上部からの落下物を避けるため、建物や高い塀、送電線などからすぐに離れる。
- ・海が近い場合には、津波の危険性を考えてすぐに高い場所へ避難する。

2. 火災が発生したら

- ・「火事だ!」と叫んで周囲に早く知らせつつ、非常ベルを押して建物内にいる人へ危険を知らせる。
- ・近くの教職員へ火災の発生を知らせる。
- ・危険のない範囲で、消火器などを使って初期消火を行う。
- ・火柱が天井にまで達したら消火を断念して速やかに避難する。
- ・避難する際には、煙が流れる方向に注意し、煙にまかれないように注意する。またハンカチを口にあて、姿勢を低くしながら避難する。

3. 台風が接近したら

- ・台風が接近したら屋外には出ず、屋内で待機する。
- ・風で飛ばされそうなものは事前に撤去または固定するなどして、他の人に危険が及ばないように配慮する。
- ・テレビやラジオでの情報収集を行い、洪水や土砂災害の恐れがある場合は速やかに安全な場所へ避難する。

Point

災害に備えて、日頃から非常用物品の準備をしておきましょう！

【飲料水・非常食・救急セット・懐中電灯・携帯ラジオ・乾電池など】

【台風時の杉本キャンパスでの授業について】

大阪府下に「暴風警報」又は「特別警報」のいずれかが発令された場合、授業は原則として休講となります。但し、下表のとおり警報解除の時刻により全部又は一部の授業を行います。また、状況により警報発令の有無にかかわらず別段の決定を行うことがあります。

警報解除の時間	休講となる時限	授業を行う時限
午前7時以前		全時限
午前10時以前	1・2時限	3・4・5時限
午前10時を過ぎても解除されない場合	全時限	

学内での避難場所について

(杉本キャンパス)

学内で大きな地震や火災などに遭遇したときは、
下図を参考に広くて安全な場所へ避難してください



諸
注
意

大地震等全学に及ぶ災害
時には建物倒壊の危険も
あり、グラウンドなど相当広
い場所が必要です。

建物の火災等の場合は、近
くの適当な場所に避難。消
防車等の緊急車両の新入
に注意。図のほかにも適当
な広さがあれば一時避難
できます。日頃から確認し
ておきましょう

大阪市立大学キャンパスマップ

杉本 キャンパス

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

JR「杉本町（大阪市立大学前）駅」下車、東口すぐ

地下鉄御堂筋線「あびこ駅」下車、4号出口より南西へ徒歩約15分



① 1号館

（新産業創生研究センター
事務室「職員課、管理課、財務課」
学務企画課、研究支援課）

② 商学部棟

③ 経済学部棟

④ 法学部棟

⑤ 文学部棟

⑥ 経済研究所棟

（創造都市研究科、人権問題研究センター）
証券研究センター

⑦ 都市研究プラザ

⑧ 田中記念館

（大学サポーター支援室）
教育後援会

⑨ 保健管理センター

⑩ 河海工学実験場

⑪ 学術情報総合センター

（大学史資料室、
事務室「学術情報総合センター運営課」）

⑫ 理学部棟

⑬ 工学部棟

⑭ 生活科学部棟

⑮ 工作技術センター

⑯ 心理臨床室

⑰ 2号館

（都市健康・スポーツ研究センター、
複合先端研究機構）

⑱ 全学共通教育棟

（事務室（共通教育担当）、国際センター、
グローバルビレッジ）

⑲ 4号館

⑳ 基礎教育実験棟

㉑ 第1体育館

㉒ 第2体育館

㉓ -1 第1学生ホール

㉔ -2 第2学生ホール

㉕ 硬式野球場スタンド
（スポーツハウス）

㉖ ゲストハウス

㉗ インキュベータ

㉘ 高原記念館

（地域連携センター）

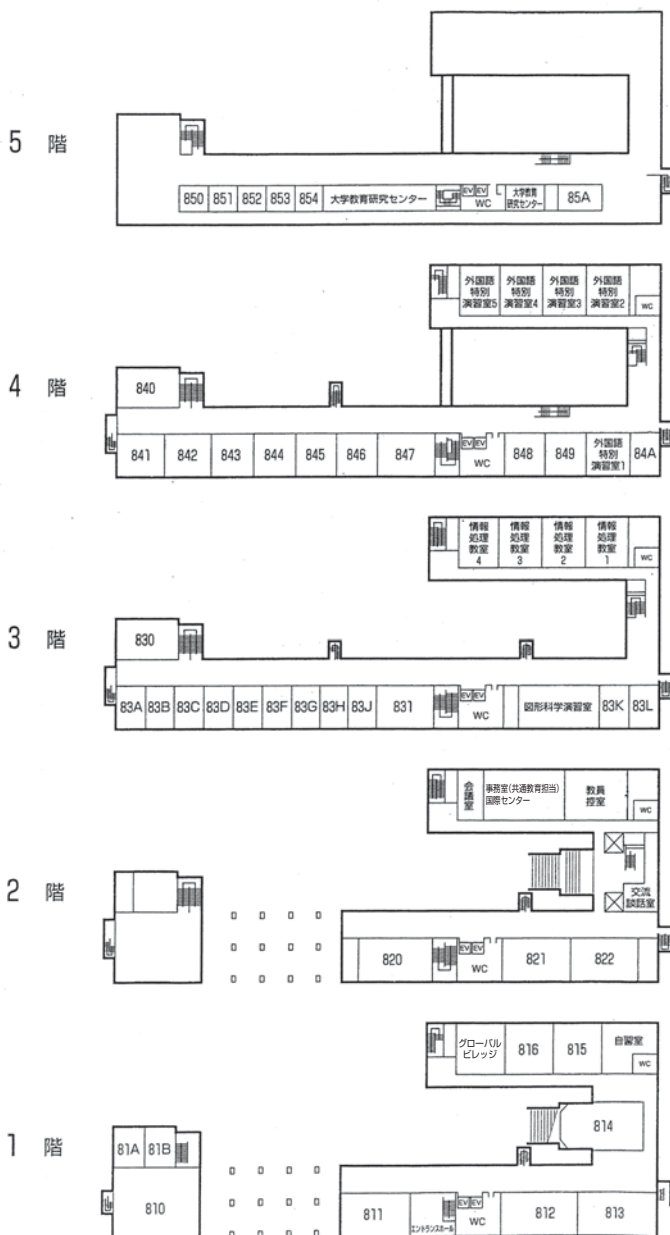
㉙ 学生サポートセンター

㉚ 共通研究棟

㉛ 人工光合成研究センター

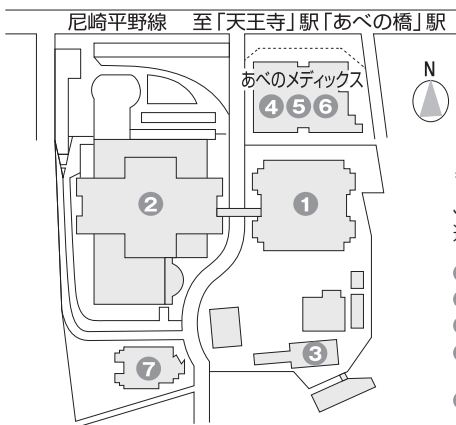
㉜ 理系共通実験棟

★18 全学共通教育棟 教室配置図



施設案内

大阪市立大学キャンパスマップ



阿倍野
キャンパス

〒545-8585 大阪市阿倍野区旭町 1-4-3
JR・地下鉄「天王寺駅」、
近鉄「大阪阿倍野橋駅」より西へ徒歩約10分

- ① 医学部学舎
- ② 医学部付属病院
- ③ 医学部南館
- ④ 医学情報センター
(6F)
- ⑤ 医療研修センター
(7～9F)
- ⑥ 学術情報総合センター
医学分館(8～9F)
- ⑦ 医学部看護学科学舎

梅田
サテライト



〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-600 (大阪駅前第2ビル6階)

JR 東西線「北新地駅」下車、徒歩約3分

JR 大阪環狀線、東海道線「大阪駅」下車、徒歩約 10 分

地下鉄四つ橋線「西梅田駅」徒歩約5分

地下鉄谷町線「東梅田駅」下車、徒歩約10分

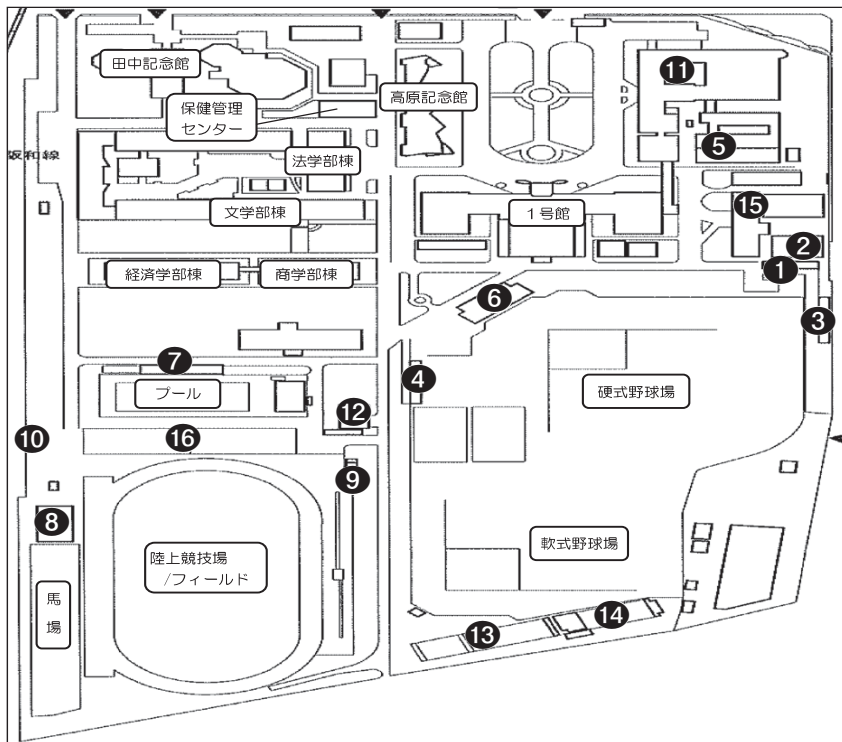
地下鉄御堂筋線「梅田駅」下車、徒歩約10分

阪神電鉄「梅田駅」下車、徒歩約10分

阪急電鉄「梅田駅」下車、徒歩約15分

(杉本キャンパス) 本館地区 部室・課外活動関係施設配置図

※部室のある課外活動団体は
p.49～52「課外活動団体一覧」を参考にしてください。



①第3合同部室

②第4合同部室

③第5合同部室

④第6合同部室

⑤第11 合同部室

(部室・音楽練習室・留学生交流室)
(ボランティアセンター)

⑥スポーツハウス

(部室・ミーティングルーム)
(トレーニングルーム)

⑦プールのスタンド下部室

⑧厩舎

⑨ラグビー部クラブハウス

⑩陸上競技部倉庫

⑪学生サポートセンター・サボニワ

⑫グラウンドハウス (2F: 合宿所)

⑬洋弓場

⑭和弓場

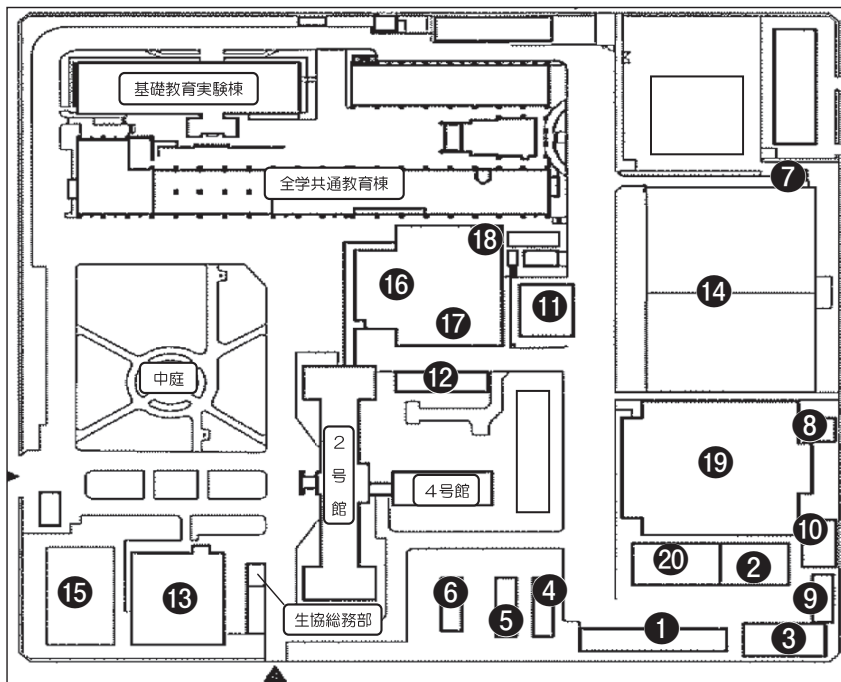
⑮第2 学生ホール・生協 (食堂・購買)

〔1F: トネリコ、音楽練習室
2F: 会議室 2A、2B
共同談話室・留学生談話室〕

⑯テニスコート

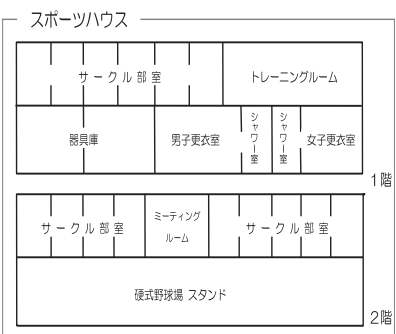
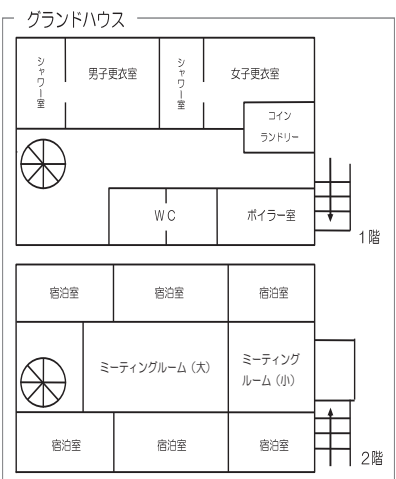
(杉本キャンパス) 旧教養地区 部室・課外活動関係施設配置図

※部室のある課外活動団体は
p.49～52「課外活動団体一覧」を参考にしてください。



- ① 第1合同部室
- ② 第2合同部室
- ③ 第7合同部室
(1F 東側: 第7合同部室会議室)
- ④ 第8合同部室
- ⑤ 第9合同部室
- ⑥ 第10合同部室
- ⑦ 硬式庭球部クラブハウス
- ⑧ ソフトテニス部クラブハウス
- ⑨ 課外活動団体保管庫
- ⑩⑪⑫ 音楽練習室
- ⑬ 第1学生ホール・生協(食堂・売店)
 〔1F: ユーカリ
 2F: 会議室1A、1B、1C
 オアシス〕
- ⑭⑮ テニスコート
- ⑯ 第1体育館(旧体育館)
- ⑰ 卓球場(第1体育館南側)
- ⑱ 旧武道場(第1体育館東側)
- ⑲ 第2体育館(新体育館)
- ⑳ 新武道場

※阿倍野キャンパスには、医学部合同部室があります。

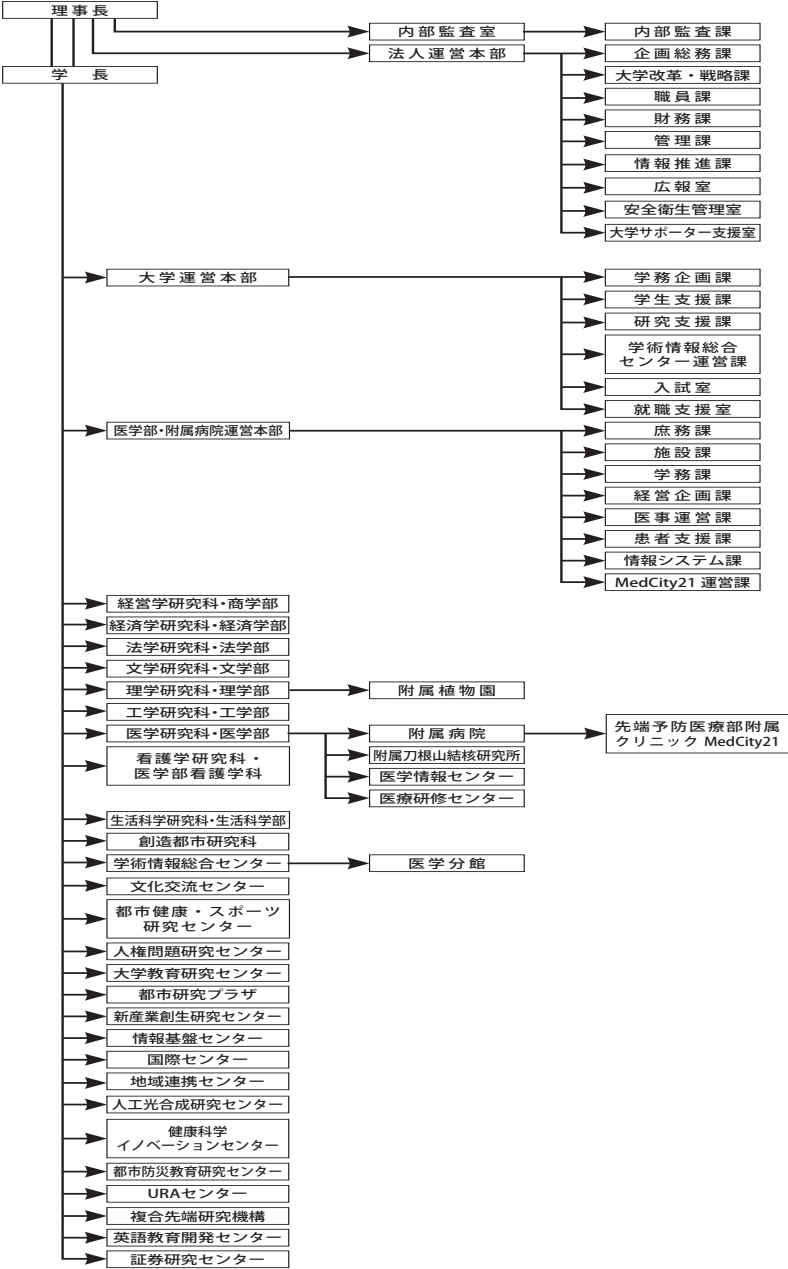


施設案内

94



大阪市立大学の組織（平成 27 年 11 月現在）



大阪市立大学白馬セミナーハウス規程

第1条 大阪市立大学白馬セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）は、大阪市立大学の学生及び教職員の課外教育、野外研究及びレクリエーション活動に資することを目的とする。

第2条 セミナーハウスの管理責任者は、学生担当部長とし、その管理に関する事務は、大学運営本部学生支援課がこれを行う。

第3条 セミナーハウスの円滑な運営をはかるため、大阪市立大学白馬セミナーハウス運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

第4条 セミナーハウスを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪市立大学の学生及び教職員
- (2) 大阪市立大学との包括連携協定校の学生及び教職員
- (3) 学生担当部長が認めた者

第5条 セミナーハウスを使用しようとする者は、使用日の2日前までに学生担当部長の使用許可を受けなければならない。ただし、学生担当部長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、次の利用料を前納しなければならない。

区分	利用料
大阪市立大学の学生及び教職員	1泊 1,500円
大阪市立大学との包括連携協定校の学生及び教職員	1泊 1,500円
学生担当部長が認めた者	1泊 2,200円

3 既納の利用料は、返還しない。ただし、学生担当部長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

第6条 使用者が大学の規定、命令及び指示等を守らないときは、学生担当部長が使用の許可を取り消すことができる。

第7条 使用者がその責に帰すべき事由により、セミナーハウスの施設、設備、物品等を破損又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、セミナーハウスの運営及び使用並びに運営委員会に関し必要な事項は、学生担当委員会の議を経て、学生担当部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日改正）

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

大阪市立大学学内掲示広告に関する規程

- 第1条 学生に対する学校よりの通達は、原則として掲示の方法によるため、学生は常に掲示に注意し、これを熟読しておかねばならない。
- 第2条 学生が掲示広告しようとするときは、予め大学運営本部学生支援課に提示して承認を受けることが必要である。
- 第3条 掲示広告用紙の大きさは、特に許可された場合のほか、0.5メートル×1メートル以内とする。
- 第4条 掲示広告の場所は、学校指定の場所に限る。
- 第5条 本学学生以外の者が学内掲示をしようとする時は、第2条に準じて取り扱う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

大阪市立大学会（部、団体等）の組織に関する規程

- 第1条 学生が新たに会（部、団体等を含む。以下同じ。）を組織しようとする時は、予めその旨を大学運営本部学生支援課に届け出て承認を受けなければならない。既存の会もこれに準ずる。
- 第2条 届出書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 会の名称
 - (2) 会の目的及び事業
 - (3) 責任者（学生）の氏名及び関与教官のあるときはその氏名
 - (4) 会員名（所属学部又は研究科の記入を要する。）
- 2 届出書には、会の規約案を添付することを要する。
- 3 届出事項に変更を生ずるときは、前条に準ずる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

課外活動団体設置に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、大阪市立大学（以下「本学」という。）における課外活動団体について、健全な課外活動の育成を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(課外活動団体の定義)

第2条 課外活動団体とは、正課活動以外の活動で、学生が自発的かつ自らの責任において行動し、学生生活の充実向上のために組織された団体をいう。

(承認する課外活動団体)

第3条 課外活動団体のうち、手続きを経て承認された団体は、登録団体または公認団体として取り扱う。

(登録団体)

第4条 課外活動団体が登録団体として承認を受けようとするときは、次の事項を記載した結成届を結成の趣旨書（様式自由）とともに学生支援課へ提出しなければならない。

ただし、承認を受けようとする課外活動団体の目的は、既承認課外活動団体と同様の目的であってはならない。

- (1) 団体名称
 - (2) 団体代表者、役員の氏名および連絡先
 - (3) 目的および活動予定
 - (4) 2名以上の部員の氏名および学部・学年
- 2 登録団体の受付は4月と10月の年2回とし、それぞれ受付月翌月に開催する学生担当委員会の決議を経て、学生担当部長が承認する。
- 3 登録団体は、1年以上の活動実績を経た後、翌年4月と10月に、公認団体への承認申請を行うことができる。

(公認団体)

第5条 登録団体が公認団体としての承認を受けようとするときは、次の事項を記載した書面を活動内容報告書とともに学生支援課へ提出しなければならない。

- (1) 団体名称
 - (2) 団体代表者、役員の氏名および連絡先
 - (3) 顧問の氏名（顧問がいる場合）
 - (4) 昨年度活動実績および今年度活動予定
 - (5) 部員の氏名および学部・学年
- 2 公認団体は、毎年4月に前項第1号から第5号規定事項を記載した更新届を学生支援課へ提出しなければならない。

なお、5月時点で更新届の提出のない団体は解散したものとみなす。

- 3 更新届は、5月開催の学生担当委員会の決議を経て、学生担当部長が承認する。

(活動内容等の変更)

第6条 前2条によって提出した事項に変更が生じた場合は、学生支援課に報告し、届出書類の追加、修正を行わなければならない。

(顧問)

第7条 公認団体は、顧問を置くことが望ましい。

- 2 顧問は、原則として本学の専任教員とする。

- 3 顧問は、課外活動の効果を高めるため、適切な支援を行うものとする。

(団体への活動支援)

第8条 本学が認めた課外活動団体には、次の活動支援を行うものとする。ただし、第3号については公認団体のみとする。

- (1) 課外活動共用施設その他学内施設の利用
- (2) 課外活動用備品の貸与
- (3) 部室の貸与(空きが生じた場合に限る。)

(団体の解散)

第9条 登録団体および公認団体を解散または廃部する場合は、学生支援課に報告し、別紙書面を提出しなければならない。

- 2 部室を使用している場合は、原状に復し、返却しなければならない。

(活動の禁止・解散)

第10条 登録団体および公認団体は、不当な勧誘や強要行為、破壊活動、暴力活動を行ってはならない。

- 2 登録団体および公認団体の部員等が構成員として第1条の目的または前項の規定に反する行為を行った場合、学生担当委員会の議決に基づき、学生担当部長は当該団体による施設使用の停止を命じ、又当該団体の承認を取り消すことができる。

(実施の細則)

第11条 この基準に関し、必要な事項は学生担当部長が定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

大阪市立大学課外活動関係施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学に設置する課外活動関係施設の管理及び使用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において課外活動関係施設とは、大学教育の充実と本学学生の自主的な課外活動の発展に資することを目的として設置するものをいう。

- (1) 課外活動関係施設又はそれに附属する施設のうち、共同の使用に供せられる施設で別表第1に掲げるものを共用施設という。
- (2) 課外活動関係施設又はそれに附属する施設のうち、特定の使用者の専用使用に供せられる施設で、別表第2に掲げるものを専用施設という。
- 2 この規程において登録団体とは、大学運営本部学生支援課に学内団体の結成又は年度ごとの更新を届け出て登録された課外活動団体をいう。
- 3 この規程において課外活動学生組織とは、一又は複数の登録団体から構成され、その意思決定が公正かつ民主的に行われる組織で、学生担当部長が学生担当委員会の議を経て認めるものをいう。

(管理の責任者等)

第3条 課外活動関係施設の管理の責任者は、学生担当部長とし、それらに関する事務は、大学運営本部学生支援課が行う。

(使用できる者の範囲)

第4条 課外活動関係施設を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 共用施設を使用できる者は、本学の学生、登録団体及び教職員とする。ただし、学生担当部長が特に認めたときは、この限りでない。
- (2) 専用施設を使用できる者は、登録団体とする。
- 2 前項第1号の使用優先順位は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、第2号及び第3号について、学生担当部長が特に認めたときは、この限りでない。
 - (1) 授業及び本学の行事に使用する場合
 - (2) 登録団体が使用する場合
 - (3) 学生又は教職員が使用する場合

(共用施設の使用)

第5条 共用施設を使用しようとする者は、学生担当部長が別に定める各共用施設の使用手続きに従って、学生担当部長の許可を受けなければならない。

2 学生担当部長は、共用施設の日常的な運営については、課外活動学生組織に委ねる。

(専用施設の使用)

第6条 専用施設を使用しようとする登録団体は、使用許可願を学生担当部長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 学生担当部長は、専用施設の使用許可を、課外活動学生組織の意見を徴したうえで行う。
- 3 専用施設の使用許可期間は、許可を受けた日から翌年の5月末日までとする。また、引き続き使用を希望する登録団体は、改めて使用許可願を学生担当部長に提出し、許可の更新を受けなければならない。
- 4 専用施設の使用許可を受けた登録団体は、解散その他の事由により使用目的が消滅した場合には、速やかにその旨を学生担当部長に届け出て、当該専用施設を明け渡さなければならない。

(使用時間)

第7条 課外活動関係施設の使用時間は、学生担当部長が別に定める場合を除き、平日は、午前9時から午後10時まで、また休日（大阪市立大学学則第6条第1項第1号及び第2号に規定する日）は、午後8時までとする。

(休館日)

第8条 課外活動関係施設の共用施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12月28日から翌年1月4日まで

(2) その他学生担当部長が定める日

(遵守事項)

第9条 課外活動関係施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設の設置目的以外には、使用しないこと

(2) 使用時間を遵守すること

(3) 施設、備品等に許可なく造作を加えたり、改変しないこと

(4) 備品を無断で移動したり、持ち出さないこと

(5) 施設又は鍵を転貸しないこと

(6) 施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つように努めること

(7) 授業の支障となる行為や他の使用者の迷惑となる行為を行わないこと

(賠償責任)

第10条 学生担当部長は、使用者がその責めに帰すべき事由によって、課外活動関係施設及び同施設の設備、備品等を破損又は滅失したときは、その者に損害賠償を求めることができる。

(使用制限)

第11条 学生担当部長は、使用者がこの規程の定める事項に違反したと判断する場合には、学生担当委員会の議を経て、その理由を明示したうえで使用許可を取り消し又は使用を停止することができる。

2 学生担当部長は、前項における違反の有無の判断を行うにあたっては、当該使用者に事情説明の機会を与える。課外活動学生組織の代表者は、この場合、立ち会うことができる。

(専用施設への立入り)

第12条 学生担当部長及び関係教職員は、防災、工事等施設の管理上の必要から使用者の立会いのもとに専用施設へ立ち入ることがある。ただし、この場合において緊急でかつ使用者が不在のときには、使用者の立会いを要せず、立ち入ることができる。

(施行の細目)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当委員会の議を経て、学生担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月18日改正）

この規程は、平成21年1月19日から施行する。

附 則（平成23年3月1日改正）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年10月17日改正）

この規程は、平成23年10月25日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項第 1 号関係）

共用施設

旧教養地区	テニスコート（7 面） 音楽練習室（第 1・2） 音楽練習室（第 4・5・6） 音楽練習室（第 7・8）
本館地区	野球場（2 面） テニスコート（2 面） ハンドボール場 洋弓場 音楽練習室（第 3・9・10・11・12） 音楽練習室（第 13・14）

別表第 2（第 2 条第 1 項第 2 号関係）

専用施設

旧教養地区	第 1 合同部室 第 2 合同部室 第 7 合同部室＜会議室を除く＞ 第 8 合同部室 第 9 合同部室 第 10 合同部室 硬式庭球部室 ソフトテニス部室 課外活動団体保管庫
本館地区	第 3 合同部室 第 4 合同部室 第 5 合同部室 第 6 合同部室 第 11 合同部室＜音楽練習室（第 3・9・10・11・12）を除く＞ プールスタンド下部室 ラグビークラブハウス 厩舎（馬術部室） 陸上競技部倉庫 和弓場（弓道部室）
阿倍野地区	医学部合同部室
学外施設	艇庫

大阪市立大学体育館規程

(目的)

第1条 大阪市立大学体育館（以下「体育館」という。）は、本学学生の心身の適正な発達を図り、大学教育の目的達成に資することを目的とする。

(管理)

第2条 体育館の管理責任者は、教務担当部長とし、その管理に関する事務は、大学運営本部学務企画課がこれを行う。

(使用)

第3条 体育館は、次の用途に使用する。

- (1) 正課体育実技
- (2) 課外体育活動
- (3) 本学の主催する行事
- (4) その他教務担当部長が必要と認めた行事

(使用者)

第4条 体育館を使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、教務担当部長が適当と認めたときは、この限りでない。

2 正課体育実技以外で体育館を使用しようとする者は、責任者を定め、教務担当部長の許可を得なければならない。

(使用者の留意事項)

第5条 使用者は、施設、設備又は器具の保全に留意し、教務担当部長の指示する事項を遵守しなければならない。

(使用者の施設保全責任)

第6条 使用者がその責に帰すべき事由によって、施設、設備又は器具を破損若しくは滅失したときは、これを賠償しなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者が教務担当部長の定める指示事項に違反した場合、又は本学において必要が生じたときは、使用の許可を取り消すことがある。

(施行細目)

第8条 体育館の運営その他この規程の施行について、必要な事項は教務委員会の議を経て、教務担当部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第31号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第199号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

大阪市立大学スポーツハウス規程

(目的)

第1条 大阪市立大学スポーツハウス（以下「スポーツハウス」という。）は、大学教育の充実と本学学生の課外スポーツ活動の発展に資することを目的とする。

(施設の種類)

第2条 スポーツハウスに、次の施設を置く。

- (1) 共用施設 トレーニングルーム、シャワー室、更衣室、ミーティングルーム
- (2) 専用施設 部室、器具庫

(管理責任者等)

第3条 スポーツハウスの管理責任者は、学生担当部長とし、その管理に関する事務は、大学運営本部学生支援課が行う。

(使用時間)

第4条 スポーツハウスの使用時間は、学生担当部長が別に定める場合を除き、午前9時から午後10時（休日（大阪市立大学学則第6条第1項第1号及び第2号に規定する日）は、午後8時）までとする。

(休館日)

第5条 スポーツハウスの共用施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) その他学生担当部長が定める日

(共用施設の使用)

第6条 共用施設を使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。

- 2 共用施設のうち、トレーニングルーム及びミーティングルームを使用できる者は、授業で使用する場合を除き、大学運営本部学生支援課に学内団体の結成又は更新を届け出た課外活動団体（以下「登録団体」という。）とする。
- 3 トレーニングルーム及びミーティングルームの使用手続き等については、学生担当部長が別に定める。

(専用施設の使用)

第7条 専用施設を使用できる者は、体育系の登録団体とし、学生担当部長に申請のうえ許可を受けなければならない。

- 2 専用施設の使用許可期間は、6月1日から翌年5月31日までとする。また、引き続き使用を希望する者は、更新の申請をし、許可を受けなければならない。
- 3 専用施設の使用許可は、大阪市立大学体育会の意見を徴したうえ、学生担当部長が行う。
- 4 専用施設の使用許可を受けた団体は、解散その他の理由により使用目的が消滅した場合は、速やかにその旨を学生担当部長に届け、専用部分を明け渡さなければならない。

(遵守事項)

第8条 スポーツハウスを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置目的以外には、使用しないこと
- (2) 使用時間を厳守すること
- (3) 施設、設備等に許可なく造作を加えたり、改変しないこと
- (4) 備品を無断で移動したり持ち出さないこと
- (5) 施設又は鍵を転貸しないこと
- (6) 施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つように努めること
- (7) 授業の支障となる行為や他の使用者等の迷惑となる行為を行わないこと
- (8) その他学生担当部長が別に定める事項

(賠償責任)

第9条 使用者がその責に帰すべき事由によって、施設、設備、備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償させることがある。

(使用制限)

第10条 使用者がこの規程の定める事項に違反した場合は、使用許可を取り消し又は使用を禁止することがある。

(専用施設への立入り)

第11条 学生担当部長及び関係教職員は、防災、工事等施設の管理上の必要から使用者の立会いのもとに専用施設へ立ち入ることがある。ただし、使用者が不在で、かつ、緊急を要する場合は、立会いを要せず、立ち入ることができる。

(施行の細目)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当委員会の議を経て、学生担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

大阪市立大学学生ホール規程

(目的)

第1条 大阪市立大学学生ホールは、本学学生の健全な課外活動をたかめ、学生及び教職員の交流を深めるとともに、広く福利厚生に資することを目的とする。

(管理責任者等)

第2条 学生ホールの管理責任者は、学生担当部長とし、その管理に関する事務は、大学運営本部学生支援課が行う。

(使用資格)

第3条 学生ホールを使用できる者は、本学の学生及び教職員とする。ただし、学生担当部長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用時間)

第4条 学生ホールの使用時間は、学生担当部長が別に定める場合を除き、午前9時から午後10時（休日（大阪市立大学学則第6条第1項第1号及び第2号に規定する日）は、午後8時）までとする。

(休館日)

第5条 学生ホールの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) その他学生担当部長が定める日

(使用手続)

第6条 学生ホールの会議室を使用しようとする者は、所定の期日までに所定の申込書を学生担当部長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 その他の施設については、学生担当部長が別に定める。

(使用者の遵守事項)

第7条 学生ホールを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと
- (2) 施設又は施設内の設備品等を破損又は汚損しないこと
- (3) 無断で造作を加えたり改変しないこと
- (4) 使用後は、速やかに原状に復すること
- (5) その他学生担当部長が別に定める事項

(使用制限)

第8条 第6条の使用許可を受けた者が、前条各号の1に違反すると認められるときは、学生担当部長は、その使用許可を取り消すことができる。

2 前条各号の1に違反したと認められる者に対しては、以後一定の期間使用を許可しないことがある。

(損害賠償)

第9条 学生ホールの使用者が、その責に帰すべき事由によって、学生ホールの施設・設備品等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償させることがある。

(施行細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当委員会の議を経て学生担当部長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

学生ホール規程施行細則

制 定 平成 10.10

最近改正 平 21.1.21

大阪市立大学学生ホール規程施行細則

(趣 旨)

第1条 大阪市立大学学生ホール規程(昭和38年11月22日制定)第10条の規程に基づき、その細則を定めるものとする。

(使用種別・使用時間等)

第2条 学生ホールの使用種別は、次の2種類とする。

- (1) 自由使用 使用許可を必要としないもの
 - (2) 特別使用 学生担当部長の許可を受けて、占用して使用するもの
- 2 学生ホールの各室の使用種別及び使用時間等については、次表のとおりとする。ただし、学生団体室及び留学生談話室は、別に定める。

区分	室の名称	使用種別	使用時間	面積 (㎡)	定員
第1 学生 ホ ー ル	オアシス	特別使用	午前9時～午後10時 (休日は午後8時まで)	212	200
	ユーカーリ	自由使用	午前9時～午後4時45分(休日を除く) (午前11時～午後2時は、食堂として使用する)	34	24
		特別使用	午後5時～午後10時 (休日は午前9時～午後8時まで)		
	会議室1A	特別使用	午前9時～午後10時(休日は午後8時まで)	39	24
	会議室1B			29	18
	会議室1C			29	18
第2 学生 ホ ー ル	トネリコ	自由使用	午前9時～午後8時(休日を除く) (午前11時～午後2時は、食堂として使用する)	103	68
		特別使用	午後8時～午後10時 (休日は午前9時～午後8時まで)		
	会議室2A	特別使用	午前9時～午後10時(休日は午後8時まで)	73	60
	会議室2B			56	30
	共同談話室	自由使用	午前9時～午後10時(休日は午後8時まで)	123	
その 他	第7合同部 室内会議室	特別使用	午前9時～午後10時(休日は午後8時まで)	99	83

*トネリコについては、上表の他、特別な事情がある場合、午後5時～午後10時の特別使用を許可する場合がある。

*休日とは、土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を示す。

(申込方法等)

第3条 申込方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申込書の記載事項を全て記入のうえ、学生証を添えて学生支援課(厚生担当窓口)へ提出すること。ただし、第2学生ホールを午後5時以降使用する場合は、第2部事務室へ提出すること。
- (2) 受付 特別使用の受付は、使用日前月の1日から20日まで仮予約を受け、毎月20日に使用者を決定する。以降、使用日の3日前まで「空き」がある場合は、先着順で受付ける。申込書の提出期間は、使用日前月の20日から使用日の3日前までとする。

- (3) 受付時間 学生支援課 午前9時から午後5時まで
第2部事務室 午後4時から午後8時まで

(4) 申込の注意事項

- ア. 1回の申込で使用できる日数は3日以内とする。また、原則として、同室を連続して3日を超えて使用できない。
- イ. 本学学生以外の者が参加するときは、必ず使用日の7日前までに申出て許可を受けること。
- ウ. 会議室の使用については、1日の使用時間は原則として、4時間を超えないものとする。
- エ. 使用許可を受けた者が、その使用を中止しようとするときは、速やかに届出ること。
- オ. 使用目的を変更する場合は、必ず使用日の3日前までに届出を行い、改めてその許可を受けなければならない。
- カ. オアシスの使用申込は、申込書に特別使用理由書を添えて提出し、許可を受けなければならない。
- キ. 営利を目的とした催し物の申込はできない。

(鍵の受渡し)

第4条 学生ホールの使用許可を受けたものは、使用前に守衛室に使用許可書を提出し、学生証と引き換えに鍵を借り受け、使用后直ちに、守衛室にこれを返却しなければならない。

(遵守事項)

第5条 学生ホール規程第7条第5号に定める遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用責任者は、必ず自らが使用するものとし、名義貸しや、使用許可を受けた部屋を他に転貸してはならない。
- (2) 許可された使用時間を厳守すること。
- (3) 備品を無断で移動したり、持ち出さないこと。
- (4) 清潔保持に留意するとともに、清掃、消灯及び戸締りを励行すること。
- (5) 使用後は、室内の整理整頓に留意し、清掃、消灯及び戸締りを励行すること。
- (6) 使用責任者は、学生ホールの施設・設備備品等を破損又は滅失したときは、速やかに学生担当部長に申出て、その指示に従うこと。
- (7) 酒食を伴うコンパ・宴会に類するものは、ユーカリ・トネリコ以外では禁止する。
- (8) 火気の使用は厳禁するとともに、室内では喫煙しないこと。
- (9) 騒音等他の使用者に迷惑を及ぼしたり、学生ホールの秩序を乱してはならない。
- (10) その他学生担当部長の指示に従うこと。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、学生ホールの使用に関し必要な事項は、学生担当部長が別に定める。

附則

この細則は、平成元年10月10日から施行する。

附則

この細則は、平成3年11月18日から施行する。

附則

この細則は、平成5年7月1日から施行する。

附則

この細則は、平成15年6月18日から施行する。

附則

この細則は、平成19年6月30日から施行する。

附則

この細則は、平成21年1月21日から施行する。

大阪市立大学学生合宿所使用規程

(合宿所使用の目的)

第1条 本学の学生合宿所（以下「合宿所」という。）は、体育の集団訓練に使用させる。ただし、学生担当部長が必要と認めたときは、その他の目的に使用することができる。

(使用者の資格)

第2条 合宿所を使用できる者は、本学の学生に限る。ただし、本学の学生以外の者であっても学生担当部長が特に認める者は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 合宿所を使用しようとする者は、責任者を定めて、使用日の5日前までに所定の使用願を学生担当部長に提出しなければならない。

2 使用を許可すべきものと認めたときは、学生担当部長は、責任者に使用許可証を交付する。

(使用者の留意事項)

第4条 使用者は、合宿所内の火気、盗難、設備器具の保全その他学生担当部長の指示する事項に留意しなければならない。

(使用許可の取消し)

第5条 使用者が大学の規定、命令、指示等を守らないときは、学生担当部長が、使用許可を取り消すことがある。

(使用者の賠償責任)

第6条 使用者がその責に帰すべき事由によって合宿所の設備器具を破損したときは、これを賠償させることがある。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、学生担当部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

大阪市立大学水泳プール規程

(目的)

第1条 大阪市立大学水泳プール（以下「プール」という。）は、本学学生の心身の鍛練及び体位向上をはかることを目的とする。

(管理)

第2条 プールの管理者（以下「管理者」という。）は、教務担当部長とする。

(使用者)

第3条 プールの使用は、次のものに限る。

- (1) 本学学生
- (2) その他管理者が認めたもの

(使用期間及び時間)

第4条 プールの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 期間は、毎年4月20日から10月20日まで
- (2) 時間は、毎日9時00分から21時00分まで

(使用手続)

第5条 プールの年間使用計画については、管理者がこれを定める。

2 前項以外の使用については、所定の使用願を管理者に提出し許可を得なければならない。

(使用者の留意事項)

第6条 使用者は、プールの使用にあたって、管理者の定める事項を遵守しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 使用者は、その責に帰す理由により施設及び備品を破損又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 本学において必要が生じたとき
- (2) 使用が目的に違反すると認めたとき
- (3) 管理者の定める事項に違反すると認めたとき

(施行細則)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月23日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学生の課外活動に関する安全基準

・目的

大阪市立大学の学生が健康でかつ安全・快適に課外活動を行う事ができるよう対応等の基本方針を定め、様々な危機を未然に防止し、事故や災害が発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

・基本方針

1. 自主的な課外活動にかかる規則や遵守事項という視点だけでなく、安心かつ快適な課外活動を追求する視点で取り組むものとする。
2. 全学的に危機管理体制を構築し、教職員自らも安全衛生管理体制やその重要性を認識・理解し、学生に指導していく必要がある。
3. 学生自身が安全管理に対する意識を日頃から持てるよう、醸成していくことが重要である。

・課外活動における注意点

1. 課外活動を行うにあたり、活動団体の顧問・部長・指導者を置くことが望ましい。
顧問は大学とのパイプ役を担い、部長・指導者は課外活動の助言・指導を行う。
但し、安全配慮義務を怠った結果、事故等が発生した際は顧問・部長・指導者等が責任を問われることがある。
2. 団体内で代表者を定めておくこと。
代表者は団体の代表として団体を取りまとめなければならぬ。
3. 団体内で連絡網などの連絡体制を作成し、緊急時の体制を整えておくこと。
4. 課外活動を行う際は行動計画を入念に立て、準備を怠らないこと。
5. 合宿等を行う際は合宿届・行程表を学生支援課に提出し、その他必要な手続きを取ること。
また、合宿地近辺の各種機関の連絡先等を確認するなど、合宿の際の緊急連絡体制を整え、同行者は互いの健康・安全管理に留意すること。
6. 事故や災害被害の未然防止のため、以下の取り組みを行うこと。
 - (1) 常に自らの健康・安全管理に留意するとともに、課外活動を行う参加者全員の心身に重大な危険が及ばないように一人ひとりが心がけること。
 - (2) 事故や災害被害を防止する為、日頃から事故等の未然防止を図るとともに、危険と思われる箇所に関しては、事故や災害被害に繋がらないように早急に対処すること。
 - (3) 地震や火災などの緊急災害の発生を想定した危機管理意識を常に持ち、消火器の常備や非常用品の確保などを行っておくこと。

学生生活における安全確保ガイドライン

平成19年10月22日

1. 目的

本ガイドラインは、大阪市立大学の学生が健康でかつ安全・快適に教育を受け、研究活動に励み、さらに課外活動や日常生活を行うことができるよう、学内外活動の諸場面における健康障害や事故の未然防止、事故や災害発生時の対応等について基本方針を定めたものである。

2. 基本的考え方

- (1) 学生が大学内で学生生活を送っていくための安全確保は、教育・研究活動や自主的な課外活動にかかる規則や遵守事項という視点だけでなく、安心かつ快適な教育、研究、課外活動を追求する視点で取り組むべきものである。
- (2) 大学の特質として、学生は教職員と共に大学コミュニティを構成しており、学生の健康・安全を確保していくことは教職員の責務でもある。したがって、教職員自らが安全衛生管理の重要性を十分認識し理解し、指導的役割を果たしていく必要がある。
- (3) 一方で、学生はさまざまな自主活動を行い、その活動範囲は、大学内はもとより大学外にも及んでいる。教職員による直接指導にも限界があることから、学生自身の生活全般にわたる健康・安全管理意識を日々の指導を通じて醸成していくことが重要である。

3. 事故等の未然防止

(1) 日々の心構え

学生は、常に自らの健康・安全管理に留意するとともに、自主的に実験・研究や課外活動を行う場合は、参加者全員の生命、身体等に重大な危険が生じないように、一人ひとりが心がけなければならない。また、教職員及び課外活動の指導者等責任者（以下「教職員等」という）は、学生と関わるすべての場面において、学生の心身健康状態を把握し、事故等の未然防止を図るとともに、事故発生時の対応についても常に習得に努めなければならない。

(2) 事故や障害等の予防の啓発

教職員等は、自らあるいは保健管理センター等関係機関と協力して、学生に対して健康管理、事故や障害あるいは感染症等の予防等の啓発を行い、指導を行わなければならない。

(3) 施設・設備の点検

大学は、必要に応じ安全管理関係設備の整備に努めなければならない。また大学及び教職員は、学生が使用する学内の施設・設備等を定期的に点検し、これら施設・設備等を使用する者の安全確保に努めなければならない。

(4) 実験等の安全確保

理系学部における実験室においては、化学物質等の危険物質を取り扱う場合が多く、教職員等は常に実験室の整理整頓に努め、学生に安全教育を行うとともに、あらかじめ防災や安全管理、実験手法等についてマニュアルを定め、事故を予防し、さらに事故発生時の対応についても万全を期さなければならない。

また、教員の監視外で自主的に実験を行う場合は、あらかじめその内容、安全配慮について担当教員の指導を仰ぐこととし、担当教員は、内容により重大な事故発生の可能性が予見される場合はこれを許可してはならない。

(5) 学外の場合活動等

教職員等は、本学以外の場所において合宿活動を行う場合においては、事前にその安全管理の内容を確認し参加者全員に周知徹底を図らなければならない。

また、学生は教職員等の随行なしに課外活動等を行う場合は、常に自分自身だけでなくリーダーを中心に同行者全体の健康・安全管理に留意すること。

4. 事故発生時の対応

(1) 負傷事故等の対応

事故が起こった場合、教職員等は、負傷した学生等の状況を確認し、可能な限り適切な応急措置を行わなければならない。また保健管理センターとの連携や救急車の要請など、関係先への緊急応援も迅速に行うこと。

また、教職員等が随行しない学生の自主活動において事故が発生した時は、リーダーを中心に必要に応じ担当指導者等と連携をとるとともに、緊急時には担当指導者等に代わり、責任をもって対応し、対応後は担当指導者等に経過を報告しなければならない。

(2) 事故後の対策

教職員等は、事故等が発生した場合には、その事故等の内容、発生原因等について調査、究明し、今後の再発防止に努めなければならない。

(3) 感染症対応

結核や麻疹などの感染症が発生したときは、大学は早急に罹患者の状況把握を行うとともに出席停止など拡大予防措置につとめ、集団感染に発展すると考えられる場合は休校措置も行うこと。

5. 日常生活への助言

授業や課外活動以外の学生生活については、基本的には学生の自己管理によるものであるが、安全快適な学生生活を促進する観点から、教職員等は折に触れ次のような助言を行うこととする。

① 学内移動

学内においては、歩行者及び自転車使用者の往来や公道の横断に常に注意すること。

また自転車は必ず所定の場所に駐輪し施錠により自己管理すること。

② 通学

通学にあたっては、公共交通機関を利用し自動車（バイクを含む）による通学並びに学内への進入は禁止する。また、時間に余裕を持たせた通学に努めること。

③ 日常生活

空き巣、強盗、痴漢などの犯罪に遭わないよう心がけ、また学内外での悪質な勧誘についても十分注意すること。日常生活においては、暴飲暴食を控え、常に自立した規則正しい健全な生活に心がけること。さらに、地震や火災など緊急災害の発生を想定した危機管理意識を常に持ち、消火器の常備や非常用品の確保などを常に行っておくこと。

6. 緊急災害時の対応

地震・火災や風水害など緊急災害時の対応は、原則的には別に定める防災に関する規定等に沿って学生の安全確保に努めることとする。

(1) 地震・火災

学内で地震や火災が発生した時は、教職員等は関係規程、マニュアル等に従い、速やかに学生を誘導し安全確保に努めるとともに状況に応じ初期消火などの対応を行わなければならない。

大学は、耐震補強、書架等の転倒防止、消火設備の整備点検、避難場所・避難経路の確認、非常用品の確保など緊急時の対応に努め、また震災訓練や避難訓練を実施し、常に防災意識の醸成を図らなければならない。

(2) 風水害

大学は、台風等による風水害を最小限にとどめるため、施設設備の整備に努めること。また、必要に応じた災害動員体制を敷くこと。

大阪市立大学の学生の障害事故に伴う療養費等の一部補助に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪市立大学（以下「大学」という。）において授業（実験・実習等を含む。以下同じ。）中に発生した障害事故につき学生等に対し、その療養費等の一部を補助することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 療養費等の一部補助を受けることが出来る者の範囲は、大学に在籍する学部学生、大学院学生及びこれに準ずる者で、授業中に生じた障害事故に限る。

(補助額)

第3条 補助額は、次の各号に定める範囲とする。

- (1) 療養費は、各種健康保険の被保険者又は被扶養者の患者負担分の一部とし、その限度は、3万円とする。
- (2) 前号の療養費のほか、救急上やむを得ず自動車を利用した場合には、1回限りの料金とする。

(関係書類の提出)

第4条 療養費等を受けようとする者は、事故発生後ただちに、次の書類を、学生安全衛生委員会委員長に提出するものとする。

- (1) 障害認定学生取扱願（第1号様式）
- (2) 事故確認書（第2号様式）
- (3) 処置を受けた医療機関の請求書

(審査)

第5条 学生安全衛生委員会委員長は、前条により提出された関係書類を、別に定める審査委員会に付託し、その議を経て補助額を決定する。

(事務)

第6条 この規程の運用に係る事務は、法人運営本部安全衛生管理室において処理する。

(施行細目)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、学生安全衛生委員会委員長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第31号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日規程第85号）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程第30号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

大阪市立大学逍遙歌 桜花爛漫



1. 桜花爛漫月朧ろ
胡蝶の舞をしたいつづ
人や南柯に迷う時
雄飛の壮図を胸にして
天に翔くる城南の
健兒の意気を君見ずや
2. 天地静かに夜更けて
鳥丘永遠に眠る時
古き歴史の跡訪わば
ユーカリに風囁々と
露める月にうそがきつ
常勝の名を誇るかな
3. 流転世々の夢の跡
栄枯の嵐絶えずして
その狂瀾に人泣けど
千古変わらぬ友の情け
悲喜艱樂を共にして
鳥丘に集う我が健兒
4. 蛟龍破天の雲を得て
阿吡の気含満つる時
秋水虚空に影すごく
一剣空に玉散れば
敵陣忽ち影もなく
天下殘箭の仇あらじ

大阪市立大学学生歌

平井 保喜 作曲
(昭和15年)



1. 聞けや大和の清流に
久し歴史の足音を
今にないゆく若人の
果てぬ希望の前進を
吾等つくさんその使命
2. 見よや明けゆく日の本の
自由の光照らす世を
叡智にさゆる眼もて
そびゆる科学の殿堂に
吾等究めんその真理



企画・製作・デザイン／大阪市立大学学生支援課

発行／平成28年（2016年）3月



杉本キャンパス



阿倍野キャンパス

がんばれ 市大生！

保険加入
支援

教育後援会は学生生活を全力でサポートします

勉学活動
支援

課外活動
支援

学生の皆さんの社会性や人間性を育むため、
保護者の皆さんと大学の交流を深めるため、
教育後援会はさまざまな事業を行なっています。

就職活動
支援

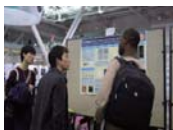
国際交流
支援

国内外での研究
発表等への支援

保護者会員の
交流支援

教育環境整備
支援

○各支援内容の詳細については大阪市立大学教育後援会のホームページをご覧ください。



国際学会での活動



就職関連図書寄贈



図書寄贈



就職ガイダンス



課外活動



保護者・大学懇談会

大阪市立大学 教育後援会

事務局：田中記念館2F

TEL: 06-6605-3420(直通)

E-mail: jimukyoku@osaka-cu.com

URL: <http://www.osaka-cu.com>



保護者交流会